

配偶者等からの暴力に関する調査

報 告 書

京 都 市

平成20年3月

はじめに

配偶者等からの暴力は、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。京都市では、「京都市男女共同参画推進条例」（平成 15 年 12 月制定）において、「性別による人権侵害の禁止」を掲げるとともに、条例に基づく計画である「きょうと男女共同参画推進プラン」（平成 19 年 3 月改定）の重点施策の一つとして、「ドメスティック・バイオレンスを受けた女性の保護と自立支援」を位置づけております。今日まで、広報・啓発活動をはじめ、男女共同参画センターにおける相談事業の実施、京都府婦人相談所（配偶者暴力相談支援センター）や母子生活支援施設等関係諸機関との連携による被害者の保護・自立支援など、様々な取組を進めてきました。

平成 13 年に配偶者暴力防止法が施行、16 年に改正され、さらに 2 度目の改正法が本年 1 月に施行されるなど、法律や施策の整備が進められておりますが、一方で、配偶者等からの暴力の子どもへの影響や、交際相手からの暴力などといった新しい課題も表出してきております。

こうした状況を踏まえ、京都市では、本市における直近の実態を把握し、今後の施策展開の基礎資料とするため、「配偶者等からの暴力に関する調査」を実施致しました。

この調査報告書を関係機関、団体等にも広く御活用いただき、配偶者等からの暴力のない社会の実現への一助となれば幸いに存じます。

最後になりましたが、この調査の実施に当たり御協力をいただきました多くの皆様に厚く御礼申し上げます。

【 目 次 】

第1章 調査の概要	1
1 調査実施の概要	3
(1) 調査目的	3
(2) 調査方法	3
(3) 調査票の回収結果	3
(4) 調査内容	3
(5) 調査結果の集計表示方法	4
2 回答者の属性	5
(1) 性別	5
(2) 年齢	5
(3) 世帯構成	6
(4) 職業	6
3 調査結果の概要	7
(1) 配偶者等からの暴力に関する考え方	7
(2) 被害経験	8
(3) 配偶者等からの暴力を見聞きした経験	11
(4) 配偶者等からの暴力防止や被害者支援	12
 第2章 調査結果の分析	 13
1 配偶者等からの暴力に関する考え方	15
(1) どのような行為を暴力と思うか	15
(2) 配偶者等からの暴力に関する認識	19
2 被害経験	22
(1) 被害経験の有無及び形態	22
(2) 暴力の継続期間	28
(3) 被害を受けたときの年齢	29
(4) 相手との関係	30
(5) 暴力を受けたときの対応	31
(6) 相手と別れなかった理由	34
(7) 相談の有無	36
(8) 相談先	38
(9) 相談しなかった理由	39
(10) 子どもによる認知	40
(11) 子どもの変化	41
(12) 子どもへの暴力や虐待の有無	42

3	配偶者等からの暴力を見聞きした経験	43
(1)	見聞きした経験の有無	43
(2)	被害者との関係	44
(3)	暴力を見聞きしたときの対応	45
4	配偶者等からの暴力防止や被害者支援	48
(1)	配偶者等からの暴力防止のために必要な取組	48
(2)	被害者に必要な支援施策	51
(3)	京都市の施策の認知度	54
(4)	配偶者暴力防止法の認知度	55
第3章 調査結果を受けて 一専門家の意見一		57
第4章 資 料		71
1	自由記載	73
2	集計結果（実数）	82
3	調査票	92

第 1 章 調査の概要

1 調査実施の概要

(1) 調査目的

配偶者等への暴力は重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の実現を阻害するものである。本調査は、京都市域における被害の実態や市民の意識等を把握し、今後の課題を明らかにするとともに、具体的施策を検討するための基礎資料とすることを目的として実施するものである。

(2) 調査方法

- ア 調査地域 京都市全域
イ 調査対象 市内居住の20歳以上の男女5,000人
ウ 抽出方法 住民基本台帳登録者及び外国人登録者から、行政区別・年齢階層別・性別人口割合に応じた無作為抽出（平成19年6月1日現在）
エ 調査方法 郵送法（調査票送付）
オ 調査期間 平成19年6月29日～7月18日

(3) 調査票の回収結果

有効回答数（率） 1,291人（25.8%）
（内訳） 男性467人、女性808人、不明16人

性・年齢		標本数	有効回答数 (率)	性・年齢		標本数	有効回答数 (率)
男 性	20歳代	404	55 (13.6%)	女 性	20歳代	413	81 (19.6%)
	30歳代	467	62 (13.3%)		30歳代	476	150 (31.5%)
	40歳代	357	47 (13.2%)		40歳代	367	141 (38.4%)
	50歳代	407	102 (25.1%)		50歳代	434	186 (42.9%)
	60歳以上	714	201 (28.2%)		60歳以上	961	249 (25.9%)
	無回答	—	0 (—)		無回答	—	1 (—)
	計	2,349	467 (19.9%)		計	2,651	808 (30.5%)

有効回答率は、男性（19.9%）に比べ、女性（30.5%）が高い。また、男性では20～40歳代（いずれも13%強）、女性では20歳代（19.6%）が低い。

(4) 調査内容

【第4章資料の3調査票（p92）を参照】

調 査 内 容	設問番号
ア 配偶者等からの暴力に関する考え方	問1～2
イ 被害経験	問3～14
ウ 配偶者等からの暴力を見聞きした経験	問15～17
エ 配偶者等からの暴力防止や被害者支援	問18～21
オ 属性	問22～25

(5) 調査結果の集計表示方法

- ア 回答率は、各設問の無回答を含む回答数（有効回答数，N=Number of case）に対する
百分比（％）を表し，小数点以下第 2 位を四捨五入している。従って，個々の比率の合
計が 100.0％と一致しない場合がある。
- イ 複数回答の設問では，比率の合計が 100.0％を超えることがある。
- ウ 属性別の分析では，属性が無回答のため，個々の数値の合計が全体数と一致しない場
合がある。
- エ 今回の調査結果を前回調査の類似設問の結果と比較分析している部分がある。また，
参考として内閣府の調査結果を掲載している。（前回調査及び内閣府調査の概要は以下の
とおり）

【前回調査】

「女性への暴力に関する市民意識調査」

- ・ 調査実施機関 財団法人京都市女性協会
- ・ 調査対象 市内居住の 20 歳以上の女性 3,000 人
- ・ 調査期間 平成 11 年 11 月 25 日～12 月 15 日
- ・ 有効回答数 992 票
- ・ 有効回答率 33.1％
- ・ 調査方法 郵送法

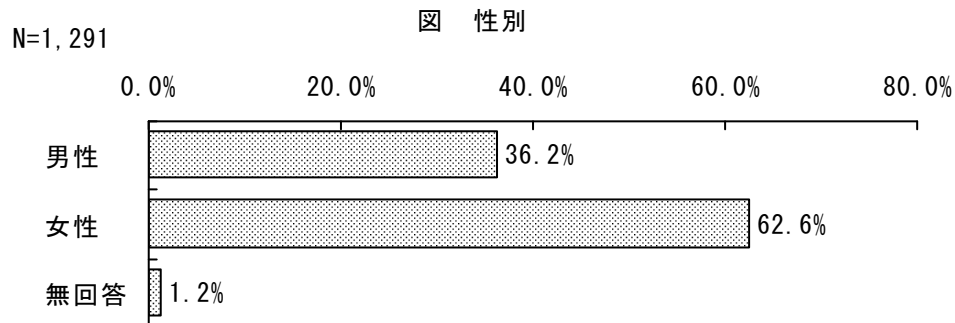
【内閣府調査】

「男女間における暴力に関する調査」

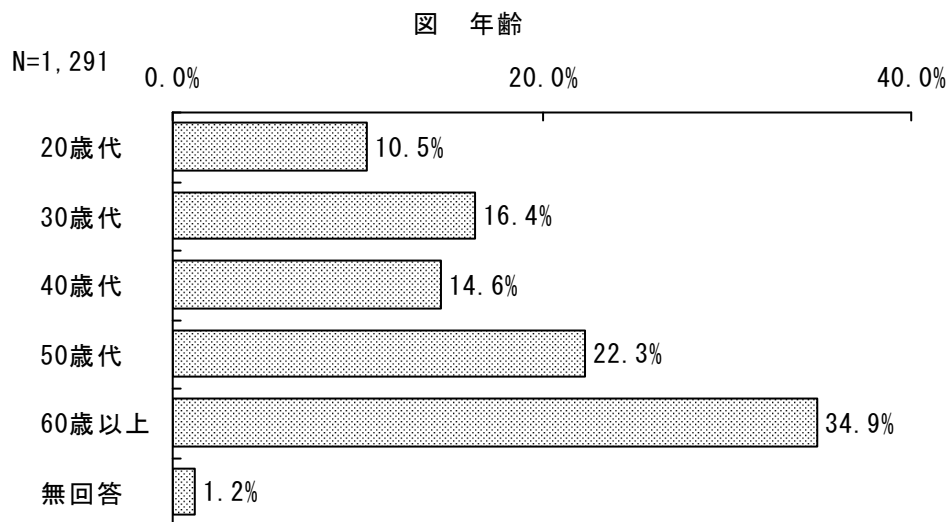
- ・ 調査実施機関 内閣府
- ・ 調査対象 全国の 20 歳以上の男女 4,500 人
- ・ 調査期間 平成 17 年 11 月～12 月
- ・ 有効回答数 2,888 票
- ・ 有効回答率 64.2％
- ・ 調査方法 郵送留置訪問回収法

2 回答者の属性

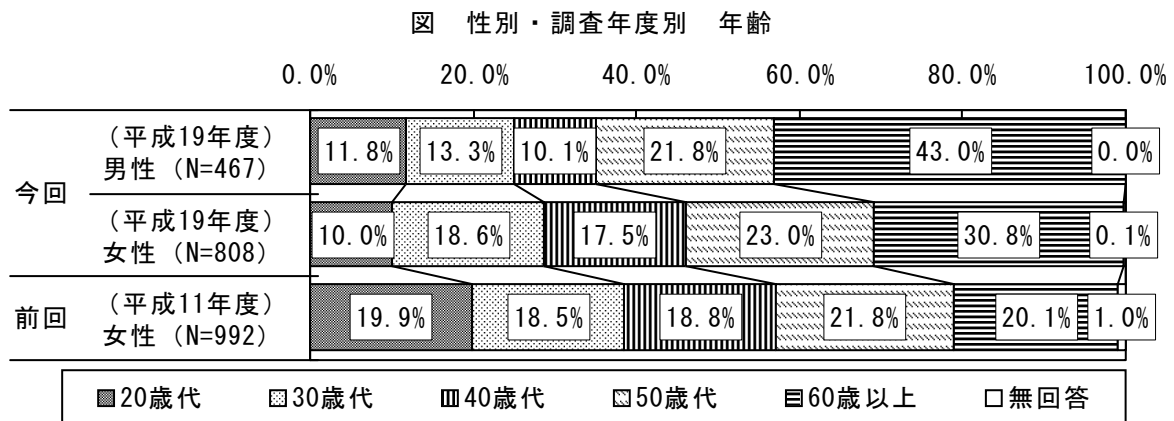
(1) 性別



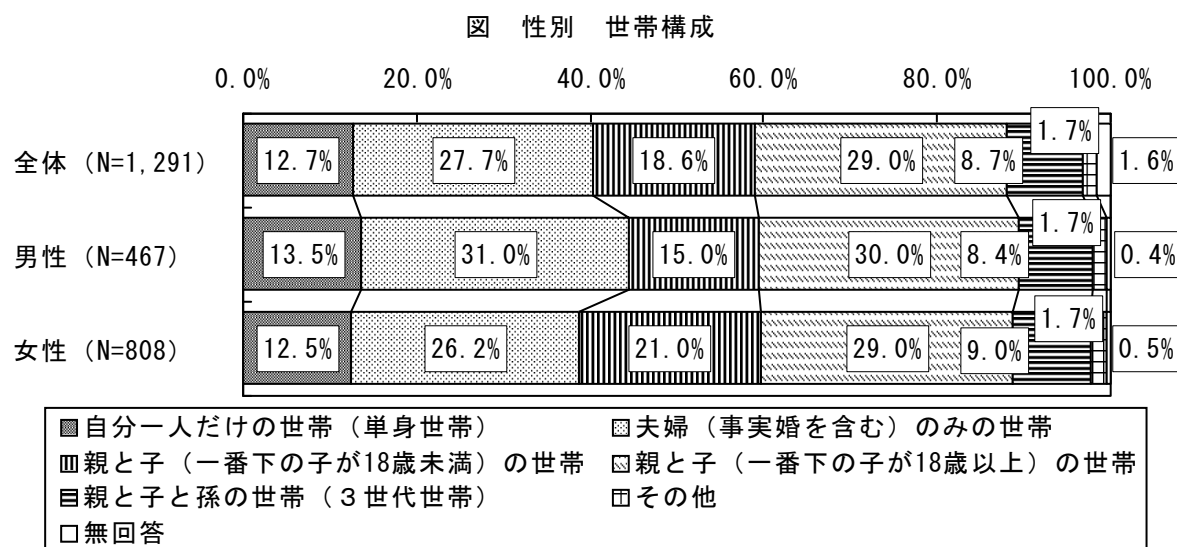
(2) 年齢



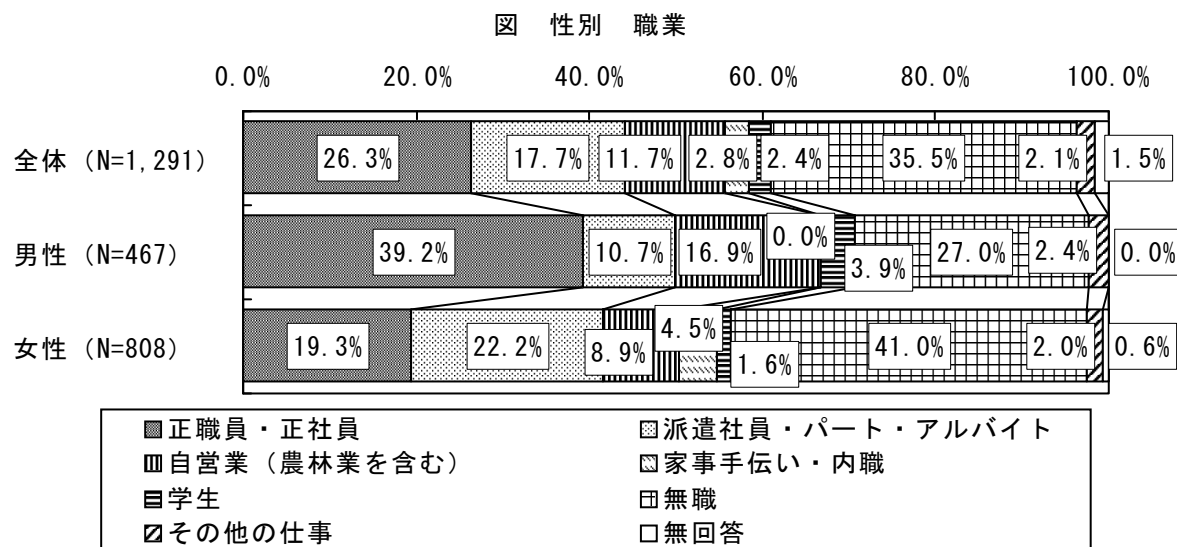
<前回調査との比較>



(3) 世帯構成



(4) 職業



3 調査結果の概要

(1) 配偶者等からの暴力に関する考え方

問1 どのような行為を暴力と思うか (P15～18)

「手でぶったり、足でける」、「物を投げつける」を「どんな場合でも暴力にあたると思う」人は7割以上、一方、「交友関係や電話、メールを細かく監視する」を「暴力にあたるとは思わない」人が1割以上

夫婦や交際中の男女間の行為について、「どんな場合でも暴力にあたると思う」の比率が高いのは、「手でぶったり、足でける」(男性 73.2%, 女性 72.8%), 「物を投げつける」(男性 74.3%, 女性 74.6%) となっている。

一方、「暴力にあたるとは思わない」の比率が高いのは、「交友関係や電話、メールを細かく監視する」(男性 14.6%, 女性 14.2%) となっており、特に 20 歳代では 22.1% に上る。

また、被害経験のある人はない人に比べ、すべての項目で「どんな場合でも暴力にあたると思う」と回答している比率が低い。

問2 配偶者等からの暴力に関する認識 (P19～21)

「どんな理由があっても暴力はふるうべきではない」と考えている人が 8 割以上、被害経験のある人の方が低い比率

男女共に、8 割以上が「どんな理由があっても暴力はふるうべきではないと思う」(男性 82.9%, 女性 88.0%) と回答する一方、3 人に 1 人が「暴力を受ける方にも問題があるのではないかと思う」(男性 36.0%, 女性 35.4%) と回答している。

被害経験の有無別で見ると、「どんな理由があっても暴力はふるうべきではないと思う」では、被害経験のある人が 80.2% で経験のない人 (89.8%) に比べ、9.6 ポイント低い。一方、「暴力を受ける方にも問題があるのではないかと思う」では、被害経験のある人が 43.1% で経験のない人 (31.6%) に比べ、11.5 ポイント高い。

（２）被害経験

問３ 被害経験の有無及び形態（P22～28）

被害経験のある人は、女性が３割、男性が２割

被害経験の有無を見ると、「受けたことがある」は女性が 31.3%，男性は 20.3%となっている。

女性の回答を前回調査と比較すると、被害経験のある人は、前回（32.1%）と大きな変化はない。

被害経験のある人のうち、暴力の形態を見ると、女性では「身体的暴力」（74.3%）が最も多く、男性では「身体的暴力」が 62.1%，「精神的暴力」が 63.2%となっている。また、身体的暴力と精神的暴力というように複数の形態の暴力を受けている比率は、女性（60.1%）が男性（47.4%）を 10 ポイント以上上回っている。

問４ 暴力の継続期間（P28）

「継続的なものではなかった」が 6 割以上、「10 年以上」も 1 割前後

被害経験のある人のうち、暴力の継続期間を見ると、「継続的なものではなかった」と回答している人が、男性 67.4%，女性 60.1%となっている。一方、継続期間が「10 年以上」と回答した人も男性は 8.4%，女性で 14.6%いる。

問５ 被害を受けたときの年齢（P29）

男女共に、「30 歳代」が最も多い

被害を受けたときの年齢を見ると、男女共に「30 歳代」（男性 41.2%，女性 56.0%）が最も多く、次いで、女性は「40 歳代」（45.4%），男性は「50 歳代」（32.3%）となっている。

問６ 相手との関係（P30～31）

8 割弱が配偶者から、交際相手からも 2 割弱

被害経験のある人のうち、相手との関係を見ると、「配偶者」が男性 74.7%，女性 78.3%，「交際相手」が男性 17.9%，女性 16.2%となっている。

問７ 暴力を受けたときの対応（P31～33）

男性は「別れようとは思わなかった」が 6 割、女性は「別れようと思ったが、別れなかった」が 4 割

暴力を受けたときの対応を見ると、男性では「別れようとは思わなかった」が 61.1%で最も多く、女性では「別れようと思ったが、別れなかった」が 41.9%で最も多い。「相手と別れた」と回答した人は、男性 9.5%，女性 17.0%となっている。

相手との関係別で見ると、「相手と別れた」と回答した人は、配偶者から暴力を受けた人が10.3%であるのに対し、交際相手から暴力を受けた人では36.2%となっている。交際相手から暴力を受けた人でも「別れようと思ったが、別れなかった」又は「別れようとは思わなかった」と回答した人が6割に上る。

子どもの有無別で見ると、「別れようと思ったが、別れなかった」は子どもがいる人(44.3%)が子どもがいない人(18.0%)を26.3ポイント上回っている。

問8 相手と別れなかった理由 (P34～35)

女性「子どものことが気がかり」、「別れるほどのことではないと思った」が5割弱、男性「別れるほどのことではないと思った」が7割弱

暴力を受けたとき、相手と別れなかった理由を見ると、女性では「子どものこと(親権・子どもの意思・環境)が気がかり」が47.5%で最も多く、次いで「別れるほどのことではないと思った」(45.5%)となっている。男性では「別れるほどのことではないと思った」が68.4%で最も多くなっている。

また、「別れようと思ったが、別れなかった」人と「別れようとは思わなかった」人を比較すると、前者では、「子どものことが気がかり」が63.0%、「経済的な不安があり、生活していくメドがたたない」が40.2%に上る。一方、後者では、「別れるほどのことではないと思った」が78.6%と圧倒的に多い。

問9 相談の有無 (P36～37)

相談したことがある人は、男性で1.5割、女性で4割弱

被害経験のある人のうち、誰かに相談したことがある人は、男性14.7%、女性37.2%で、男女共に誰にも相談したことがない人の方が多い。

子どもがいる人について見ると、誰かに相談したことがある人は、暴力の状況を子どもが知っていると回答した人(46.2%)が、子どもは知らないと回答した人(14.3%)を大きく上回っている。

問10 相談先 (P38)

半数以上が「家族・親戚」、「友人・知人」

誰かに相談したことがあると回答した人のうち、相談先を見ると、「家族・親戚」が63.6%で、「友人・知人」が61.8%となっており、公的機関や専門機関へ相談している比率は、1割に満たない。

問11 相談しなかった理由 (P39)

半数以上が「相談するほどのことではないと思った」

誰にも相談していない人のうち、相談しなかった理由を見ると、男女共に「相談するほどのことではないと思った」(男性68.0%、女性53.6%)が最も多い。

性別で比較すると、「自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていけると思った」は女性が 30.5%で、男性（22.7%）を 7.8 ポイント上回っている。また、「自分に悪いところがあると思った」は男性が 38.7%で、女性（21.2%）を 17.5 ポイント上回っている。

問 12 子どもによる認知（P40）

子どもがいる人のうち、「子どもは見ていた、又は知っていた」は 6 割弱

被害経験のある人のうち子どもがいる人では、配偶者等からの暴力の状況について「子どもは見ていた、又は、音や声、様子から知っていた」と回答した人が、56.1%となっており、「子どもは知らなかった」（32.5%）を大きく上回っている。

問 13 子どもの変化（P41）

「特に変化はなかった」が半数、「大人の顔色をうかがうようになった」も 4 分の 1

子どもがいる人のうち、配偶者等からの暴力による子どもの変化を見ると、「特に変化はなかった」と回答した人が 51.4%となっている。

一方、「大人の顔色をうかがうようになった」と回答した人も 25.5%となっており、特に、配偶者等からの暴力の状況を「子どもが見ていた、又は知っていた」と回答した人では、41.2%に上る。

問 14 子どもへの暴力や虐待の有無（P42）

子どもに対しても暴力や虐待が「あった」が 1.5 割

子どもがいる人のうち、配偶者等からの暴力を受けたときに、子どもに対しても暴力や虐待が「あった」と回答した人が 15.6%となっている。

(3) 配偶者等からの暴力を見聞きした経験

問 15 見聞きした経験の有無 (P43～44)

「知っている」又は「もしかしたらと思う人がいる」と回答した人が女性で2割強

配偶者や交際相手から暴力を受けている人を「知っている」又は「もしかしたら暴力を受けているかもしれないと思う人がいる」と回答した人は、女性で22.1%、男性で15.2%となっている。

問 16 被害者との関係 (P44)

「友人・知人」が6割弱

被害者を「知っている」又は「もしかしたら暴力を受けているかもしれないと思う人がいる」と回答した人のうち、被害者との関係を見ると、「友人・知人」が58.7%で最も多い。「親」と回答した人も1割弱いる。

問 17 暴力を見聞きしたときの対応 (P45～47)

「手助けした」、「手助けしなかった」が共に4割程度

暴力を見聞きしたときの対応を見ると、手助けした人が36.1%、手助けしなかった人が42.5%となっている。

「手助けした」では、「暴力をふるっている人に対して、暴力をやめるよう話した」(男性32.4%、女性18.4%)が多い。「手助けしなかった」では、「暴力かどうか判断がつかず、何もしなかった」(男性29.6%、女性14.0%)、「他人のことなので口出しすべきでない」と思い、何もしなかった」(男性19.7%、女性18.4%)が多い。

（４）配偶者等からの暴力防止や被害者支援

問 18 配偶者等からの暴力防止のために必要な取組（P48～50）

「家庭で保護者が子どもに対し、暴力を防止するための教育を行う」が半数以上

配偶者等からの暴力防止のために必要な取組を見ると、男女共に「家庭で保護者が子どもに対し、暴力を防止するための教育を行う」（男性 53.1%，女性 52.0%）が最も多い。

一方、「加害者への罰則を強化する」と回答した人は、男性 44.1%，女性 34.5%，「暴力を振るったことのある者に対し、二度と繰り返さないための教育を行う」と回答した人は男性 28.7%，女性 35.0%となっている。

問 19 被害者に必要な支援施策（P51～53）

「暴力をふるう相手から一時的に逃れる場所の提供」が半数以上

被害者に必要な支援施策を見ると、男女共に「暴力をふるう相手から一時的に逃れる場所の提供」（男性 53.5%，女性 55.1%）が最も多く、次いで「身近な相談窓口の充実」（男性 42.2%，女性 38.6%），「母子生活支援施設やステップハウスなど、自立のための準備期間を過ごす中間的な施設の増設」（男性 31.9%，女性 40.2%）となっている。

問 20 京都市の施策の認知度（P54）

「母子生活支援施設への入所」，「ウィングス京都での暴力専門相談」が 2 割前後

配偶者等からの暴力の防止に関する京都市の施策の認知度を見ると，「京都市男女共同参画センター ウィングス京都での暴力専門相談の実施」が男性 22.3%，女性 19.1%，「母子生活支援施設への入所」が男性 20.3%，女性 23.1%となっている。

問 21 配偶者暴力防止法の認知度（P55～56）

「法律及びその内容を知っている」は 1 割弱

配偶者暴力防止法の認知度を見ると，男女共に「法律があることは知っているが，内容は知らない」（男性 59.1%，女性 57.4%）が最も多く 6 割弱となっている。「法律があることも，その内容も知っている」は 1 割弱となっており，「法律があることも，その内容も知らない」が約 3 割となっている。

第 2 章 調査結果の分析

1 配偶者等からの暴力に関する考え方

(1) どのような行為を暴力と思うか

問1 あなたは、次のようなことが夫婦や交際中の男女の間で行われた場合、それを暴力だと思いますか。(A～Jそれぞれ あてはまるもの1つに○)

図1-1 どのような行為を暴力と思うか

N=1,291

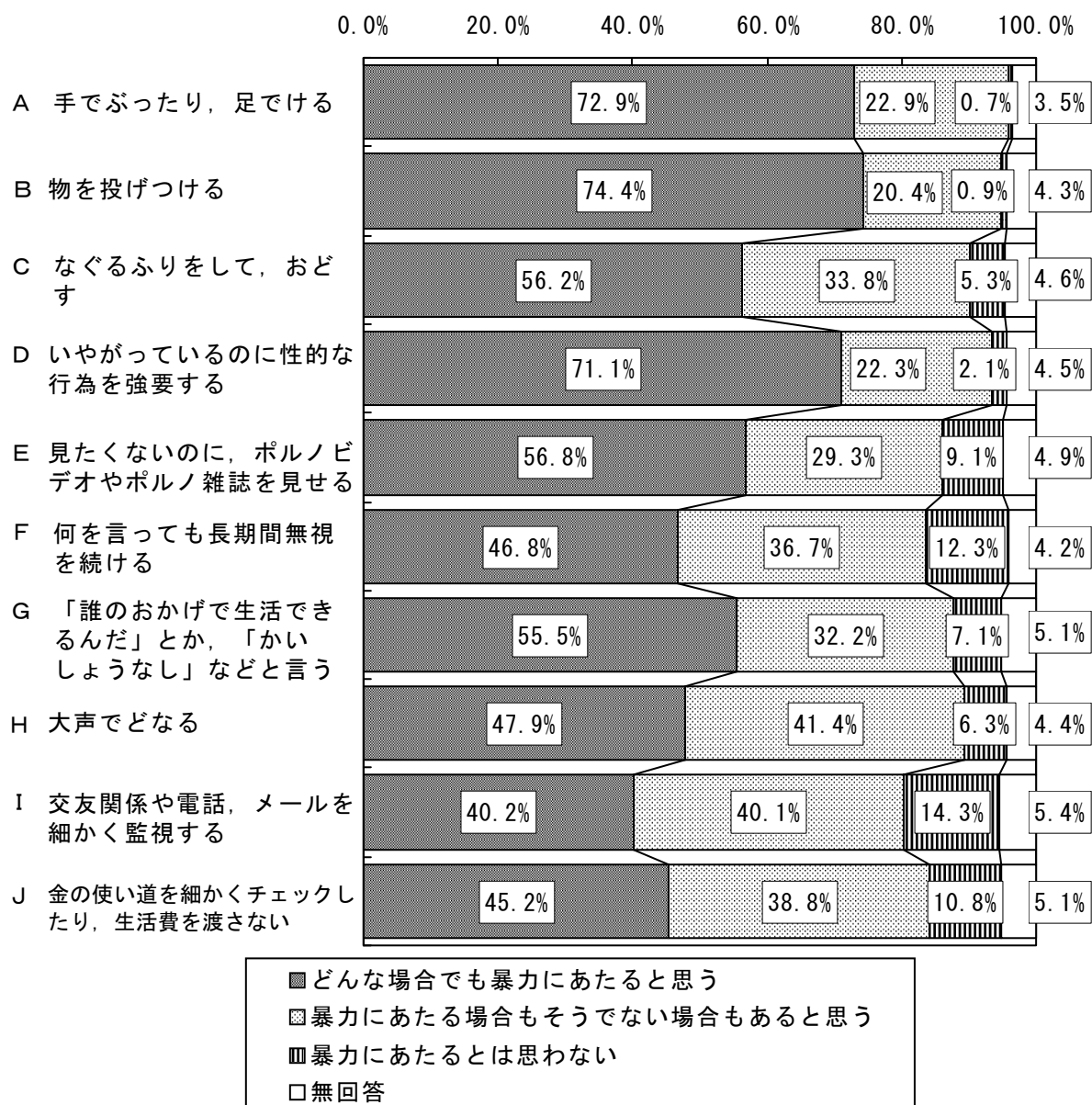
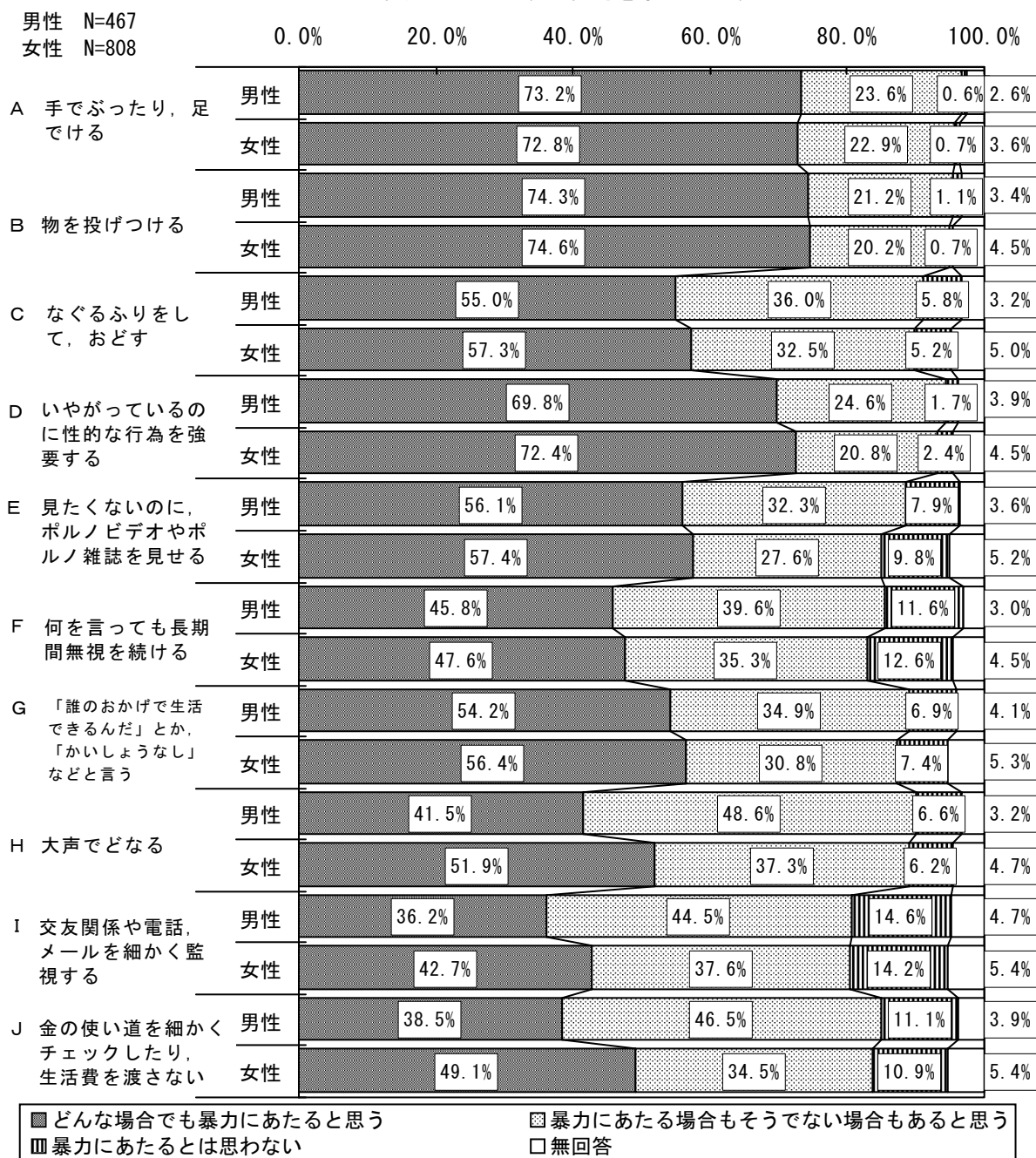


図1-2 性別 どのような行為を暴力と思うか



どのような行為を暴力と思うかを聞いたところ、男女共に、「手でぶったり、足でける」、「物を投げつける」、「いやがっているのに性的な行為を強要する」を「どんな場合でも暴力にあたると思う」と回答する比率が7割前後で、他の項目に比べて高い。

一方、「交友関係や電話、メールを細かく監視する」、「何を言っても長期間無視を続ける」、「金の使い道を細かくチェックしたり、生活費を渡さない」を「暴力にあたるとは思わない」と回答する比率は男女共に1割以上となっている。

男女で認識の差が大きい項目は、「大声でどなる」、「交友関係や電話、メールを細かく監視する」、「金の使い道を細かくチェックしたり、生活費を渡さない」で、「どんな場合でも暴力にあたると思う」と回答する比率は、いずれも女性が男性を上回っている。

年齢別で見ると、全体に 60 歳代以上は他の年齢層と比較して、「どんな場合でも暴力にあたると思う」の比率が低く、無回答の比率が高い傾向にある。

20 歳代、30 歳代では、他の年齢層と比較して、「手でぶったり、足でける」を「どんな場合でも暴力にあたると思う」（20 歳代 68.4%，30 歳代 69.3%）の比率が低く、「暴力にあたる場合もそうでない場合もある」（20 歳代 30.9%，30 歳代 28.8%）の比率が高い。また、「交友関係や電話、メールを細かく監視する」を「暴力にあたるとは思わない」（20 歳代 22.1%，30 歳代 16.0%）が 2 割前後に上る。

20 歳代では、「金の使い道を細かくチェックしたり、生活費を渡さない」について「どんな場合でも暴力にあたると思う」が 33.1%にとどまるのに対し、「暴力にあたる場合もそうでない場合もある」は 55.9%に上る。

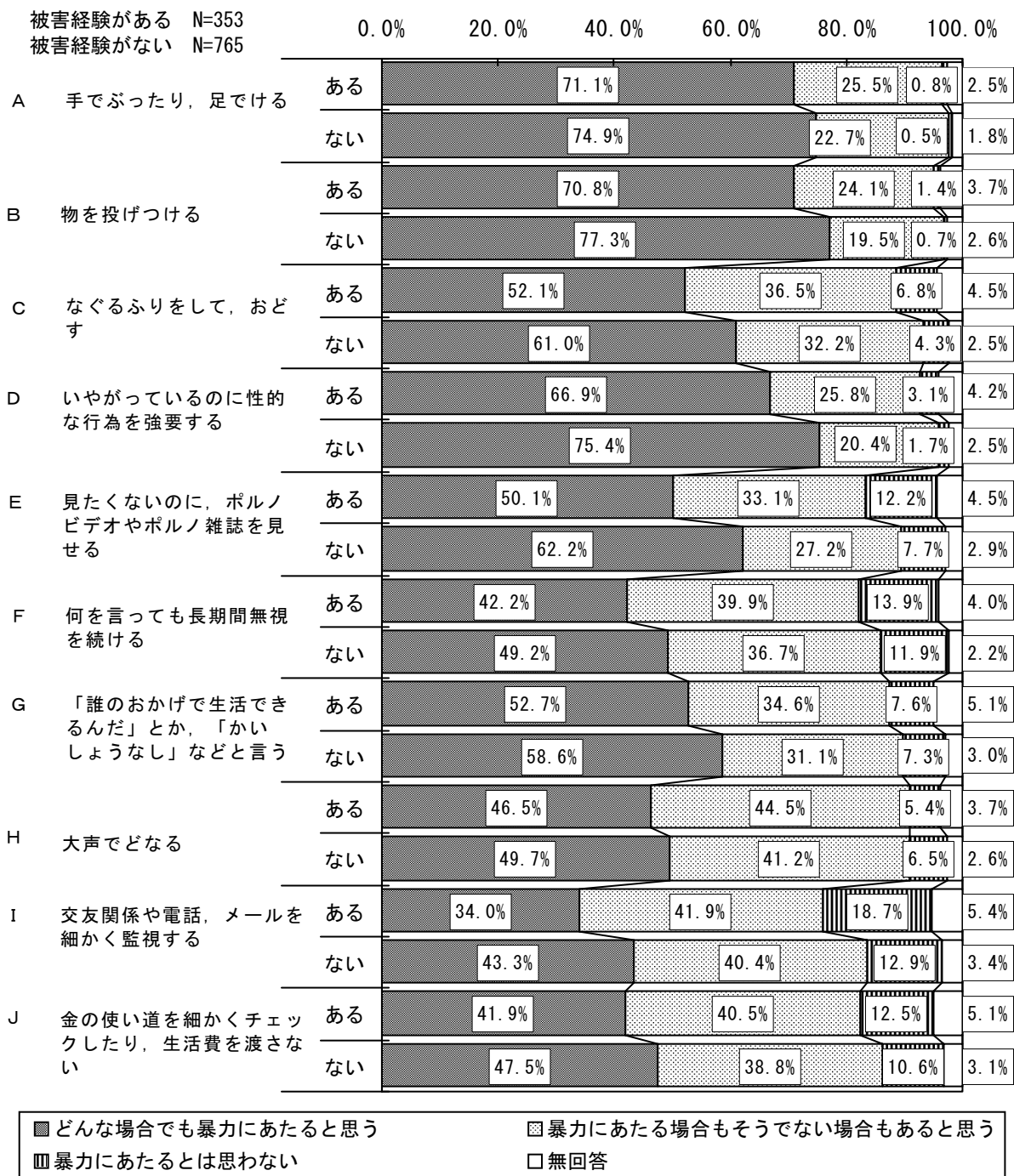
表 1-1 年齢別 どのような行為を暴力と思うか

		るもど と暴ん 思ふな うに場 あ合 たで	るな場暴 とい合力 思もに う場合 合そ もあ うた あで る	と暴 は力 思に わあ なた いる	無 回 答
A 手でぶったり、足でける	20歳代	68.4%	30.9%	0.7%	0.0%
	30歳代	69.3%	28.8%	0.9%	0.9%
	40歳代	77.7%	22.3%	0.0%	0.0%
	50歳代	78.8%	18.8%	0.3%	2.1%
	60歳以上	70.5%	21.1%	1.1%	7.3%
B 物を投げつける	20歳代	75.0%	22.1%	2.9%	0.0%
	30歳代	74.1%	24.5%	0.5%	0.9%
	40歳代	79.8%	19.1%	1.1%	0.0%
	50歳代	77.4%	21.2%	0.0%	1.4%
	60歳以上	70.5%	18.4%	0.9%	10.2%
C なぐるふりをして、おどす	20歳代	64.0%	30.9%	5.1%	0.0%
	30歳代	68.9%	27.4%	2.8%	0.9%
	40歳代	63.3%	32.4%	3.7%	0.5%
	50歳代	60.8%	34.7%	2.8%	1.7%
	60歳以上	42.8%	37.7%	9.1%	10.4%
D いやがっているのに性的な行為を強要する	20歳代	77.9%	19.1%	2.9%	0.0%
	30歳代	75.9%	22.2%	0.9%	0.9%
	40歳代	81.4%	16.5%	1.6%	0.5%
	50歳代	77.8%	19.8%	1.0%	1.4%
	60歳以上	59.2%	27.1%	3.3%	10.4%
E 見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せる	20歳代	57.4%	31.6%	11.0%	0.0%
	30歳代	63.2%	28.8%	7.1%	0.9%
	40歳代	65.4%	25.0%	9.0%	0.5%
	50歳代	63.9%	26.4%	8.3%	1.4%
	60歳以上	45.9%	32.6%	10.0%	11.5%
F 何を言っても長期間無視を続ける	20歳代	49.3%	40.4%	10.3%	0.0%
	30歳代	52.8%	34.0%	12.3%	0.9%
	40歳代	52.7%	37.2%	10.1%	0.0%
	50歳代	47.2%	39.9%	11.5%	1.4%
	60歳以上	41.0%	35.0%	14.2%	9.8%
G 「誰のおかげで生活できるんだ」とか、「かいしょうなし」などと言う	20歳代	56.6%	35.3%	8.1%	0.0%
	30歳代	61.3%	31.1%	6.6%	0.9%
	40歳代	61.2%	31.4%	6.9%	0.5%
	50歳代	55.6%	35.4%	6.3%	2.8%
	60歳以上	50.1%	30.6%	8.0%	11.3%
H 大声でどなる	20歳代	46.3%	48.5%	5.1%	0.0%
	30歳代	47.6%	46.7%	5.2%	0.5%
	40歳代	50.5%	44.1%	4.3%	1.1%
	50歳代	51.0%	42.0%	5.6%	1.4%
	60歳以上	46.1%	35.0%	8.6%	10.2%
I 交友関係や電話、メールを細かく監視する	20歳代	35.3%	42.6%	22.1%	0.0%
	30歳代	38.2%	44.8%	16.0%	0.9%
	40歳代	42.0%	45.2%	11.7%	1.1%
	50歳代	45.5%	40.3%	11.5%	2.8%
	60歳以上	38.8%	35.0%	14.2%	12.0%
J 金の使い道を細かくチェックしたり、生活費を渡さない	20歳代	33.1%	55.9%	11.0%	0.0%
	30歳代	46.2%	38.2%	14.6%	0.9%
	40歳代	51.6%	38.3%	9.0%	1.1%
	50歳代	48.6%	37.8%	10.8%	2.8%
	60歳以上	43.9%	34.8%	10.2%	11.1%

20歳代 (N=136)，30歳代 (N=212)，40歳代 (N=188)，
50歳代 (N=288)，60歳以上 (N=451)

被害経験の有無別で見ると、被害経験のある人はない人に比べ、すべての項目で「どんな場合でも暴力にあたると思う」の比率が低い。特に、「見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せる」(12.1 ポイント差)、「交友関係や電話、メールを細かく監視する」(9.3 ポイント差)、「なぐるふりをして、おどす」(8.9 ポイント差)を「どんな場合でも暴力にあたると思う」人は、被害経験のある人がない人を 10 ポイント前後下回っている。

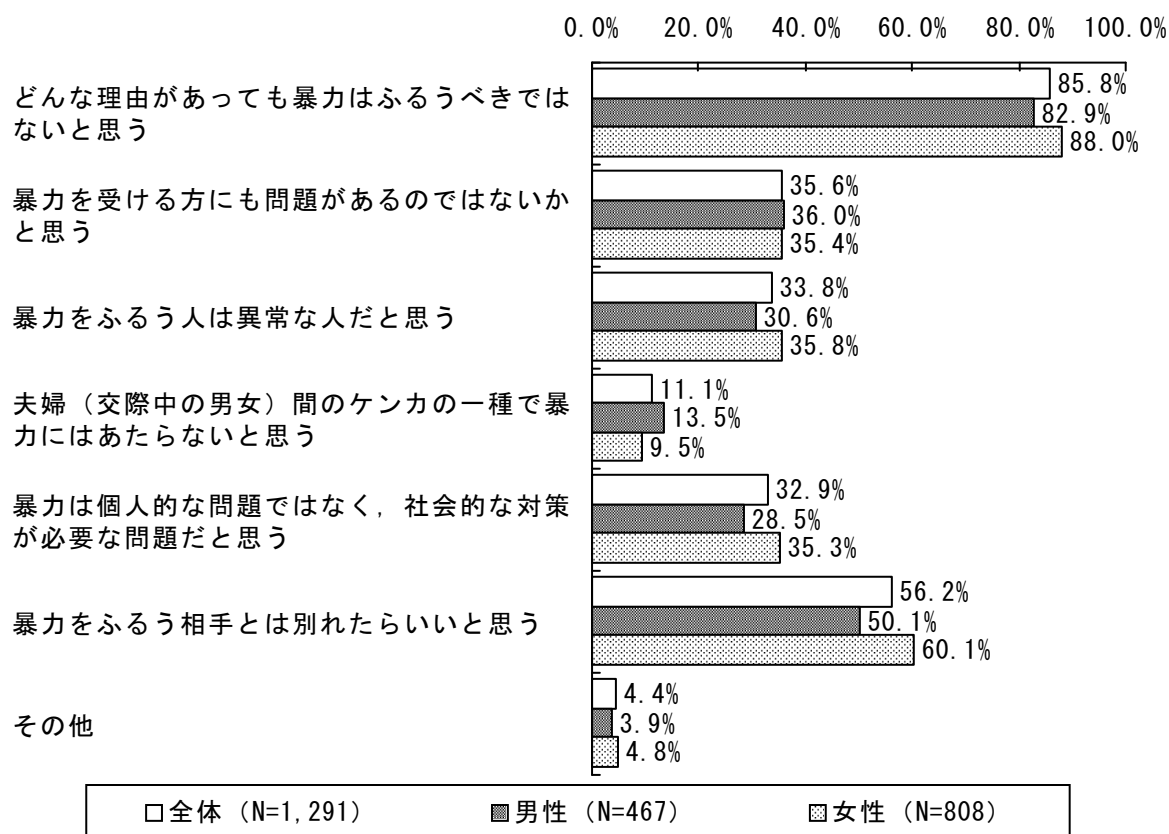
図 1-3 被害経験の有無別 どのような行為を暴力と思うか



（２）配偶者等からの暴力に関する認識

問２ 夫婦や交際中の男女間の暴力についてどのように思いますか。（あてはまるものすべてに○）

図２－１ 配偶者等からの暴力に関する認識（複数回答）



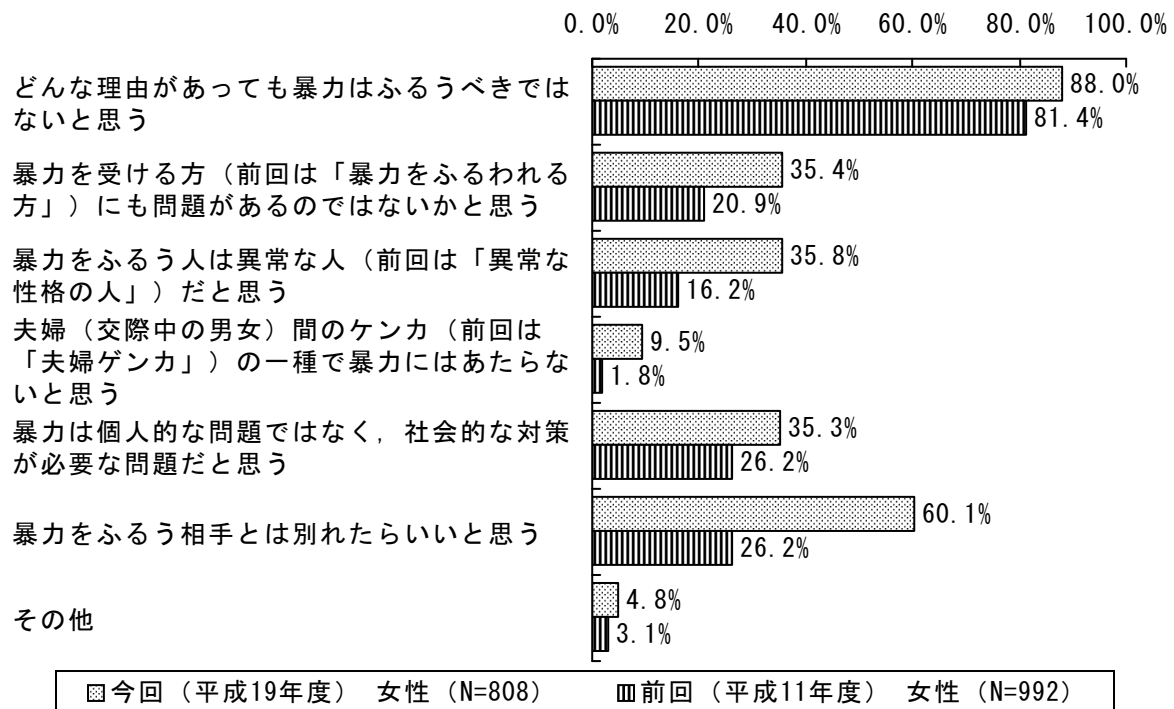
配偶者等からの暴力に関する認識を見ると、男女共に 8 割以上が「どんな理由があっても暴力はふるうべきではないと思う」と回答し、「暴力をふるう相手とは別れたらいいと思う」と回答する人も 5 割を超えている。

一方、3 人に 1 人が「暴力を受ける方にも問題があるのではないかなと思う」と回答し、「夫婦（交際中の男女）間のケンカの一つで暴力にはあたらないと思う」と回答した人も 1 割程度いる。

性別で比較すると、「暴力をふるう相手とは別れたらいいと思う」（男性 50.1%，女性 60.1%）は、女性が男性を 10 ポイント上回っている。「夫婦（交際中の男女）間のケンカの一つで暴力にはあたらないと思う」（男性 13.5%，女性 9.5%）は、女性より男性に多くなっている。

女性の回答を前回調査と比較すると、すべての項目で前回より今回が増加している。特に、「暴力をふるう相手とは別れたらいいと思う」(33.9 ポイント増)、「暴力をふるう人は異常な人(異常な性格の人)だと思う」(19.6 ポイント増)、「暴力を受ける方(暴力をふるわれる方)にも問題があるのではないかと思う」(14.5 ポイント増)で、前回より今回が大きく増加している。

図 2-2 調査年度別 配偶者等からの暴力に関する認識(複数回答)



年齢別で見ると、すべての年齢層で「どんな理由があっても暴力はふるうべきではないと思う」が最も多く、中でも50歳代は91.7%となっている。

「暴力を受ける方にも問題があるのではないかと思う」は、年齢が上がるほど比率が高くなっている。「夫婦(交際中の男女)間のケンカの一種で暴力にはあたらないと思う」は、60歳以上が18.8%で他の年齢層と比べて高い比率となっている。「暴力をふるう相手とは別れたらいいと思う」は、年齢が上がるほど比率が低くなる傾向にある。

表 2-1 年齢別 配偶者等からの暴力に関する認識(複数回答)

	なふあど いるつん とうてな 思べも理 うき暴由 で力が はは	思のに暴 うでも力 は問を な題受 いがけ かある とる方	思は暴 う異力 常を なふ 人る だう と人	とに力男 思はの女 うあー た種間 らでの な暴ケ いカン	思必社問 う要会題 な会的 問なは 題対人 だ策く とがな	い手暴 いと力 とはを 思別 うれる たう ら相	そ 他	有 効 回 答 数
20歳代	118 86.8%	35 25.7%	35 25.7%	8 5.9%	41 30.1%	82 60.3%	2 1.5%	136 100.0%
30歳代	183 86.3%	66 31.1%	68 32.1%	14 6.6%	72 34.0%	126 59.4%	10 4.7%	212 100.0%
40歳代	152 80.9%	63 33.5%	49 26.1%	9 4.8%	68 36.2%	104 55.3%	8 4.3%	188 100.0%
50歳代	264 91.7%	97 33.7%	100 34.7%	24 8.3%	95 33.0%	164 56.9%	17 5.9%	288 100.0%
60歳以上	380 84.3%	193 42.8%	180 39.9%	85 18.8%	141 31.3%	243 53.9%	20 4.4%	451 100.0%

被害経験の有無別で見ると、「どんな理由があっても暴力はふるうべきではないと思う」では、被害経験のある人が 80.2%で経験のない人（89.8%）を 9.6 ポイント下回っている。一方、「暴力を受ける方にも問題があるのではないかと思う」では、被害経験のある人が 43.1%で経験のない人（31.6%）を 11.5 ポイント上回っている。

被害経験のある人のうち、被害についての相談の有無別で見ると、「暴力をふるう人は異常な人だと思う」（相談有 41.8%，無 26.3%）、「暴力は個人的な問題ではなく，社会的な対策が必要な問題だと思う」（相談有 45.5%，無 30.3%）で、相談したことがある人がない人を 15 ポイント強上回っている。「暴力を受ける方にも問題があるのではないかと思う」（相談有 32.7%，無 47.4%）では、相談したことがある人がない人を 15 ポイント弱下回っている。

表 2－2 属性別 配偶者等からの暴力に関する認識（複数回答）

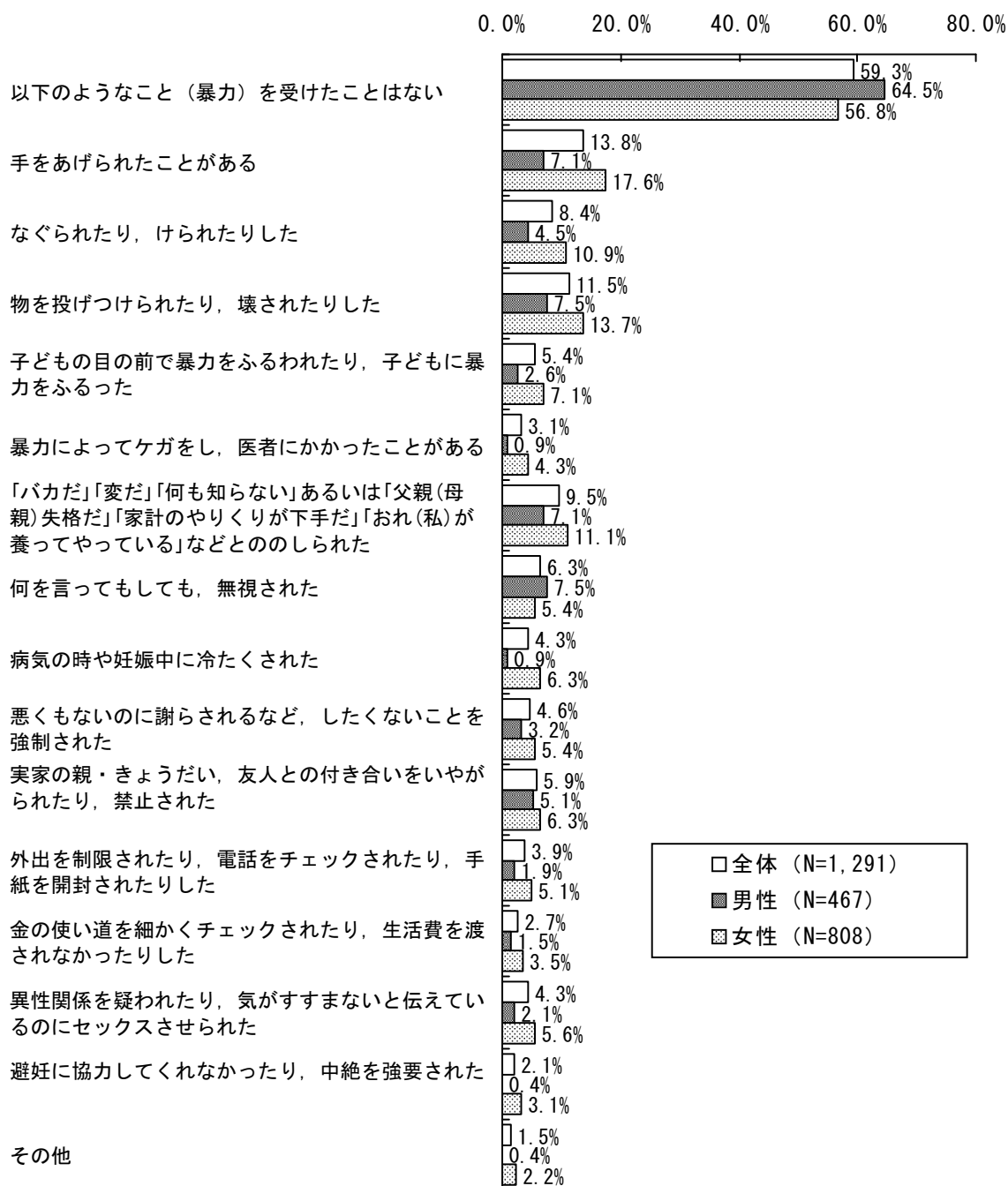
		と方ど 思はん うふな る理 う由 が あ き あ つ て は な い 暴	うが暴 あ力 るを の受 では な方 に か も と 問 思 題	人暴 だ力 とを 思ふ う人 は 異 常 な	はの夫 あケ婦 たンへ らカ交 ない際 との中 思種 うで男 暴女 力に間	要な暴 なく、は 問社個 だ会人 だ的 と思な う対問 策題 がで 必は	れ暴 た力 らを い いう 思相 う手 とは 別	そ の 他	有 効 回 答 数
被害 有無 経験 の	被害経験がある	283	152	113	38	122	193	27	353
		80.2%	43.1%	32.0%	10.8%	34.6%	54.7%	7.6%	100.0%
	被害経験がない	687	242	257	80	253	432	23	765
		89.8%	31.6%	33.6%	10.5%	33.1%	56.5%	3.0%	100.0%
被 害 相 談 に の つ 有 い 無 て の	相談したことがある	93	36	46	12	50	62	13	110
		84.5%	32.7%	41.8%	10.9%	45.5%	56.4%	11.8%	100.0%
	相談したことがない	179	108	60	23	69	121	14	228
		78.5%	47.4%	26.3%	10.1%	30.3%	53.1%	6.1%	100.0%

2 被害経験

(1) 被害経験の有無及び形態

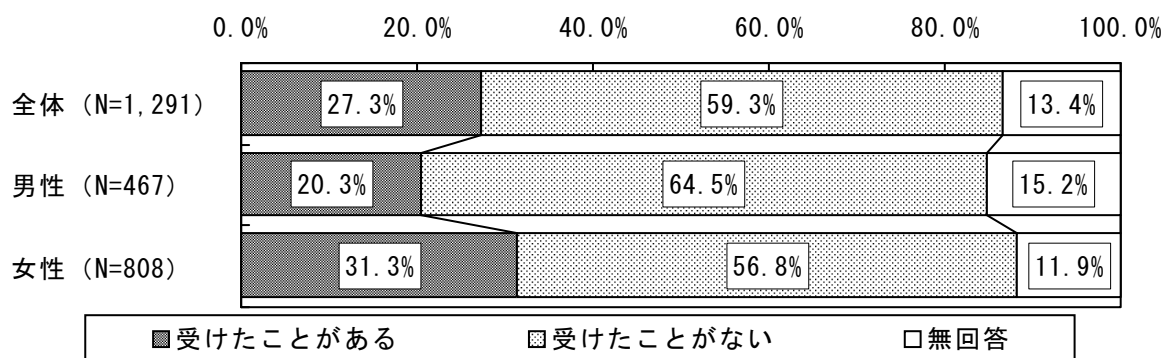
問3 あなたには、配偶者や交際相手から次のようなことをされた経験がありますか。
(あてはまるものすべてに○)

図3-1 被害経験の有無及び形態（複数回答）



被害経験の有無

図 3-2 被害経験の有無

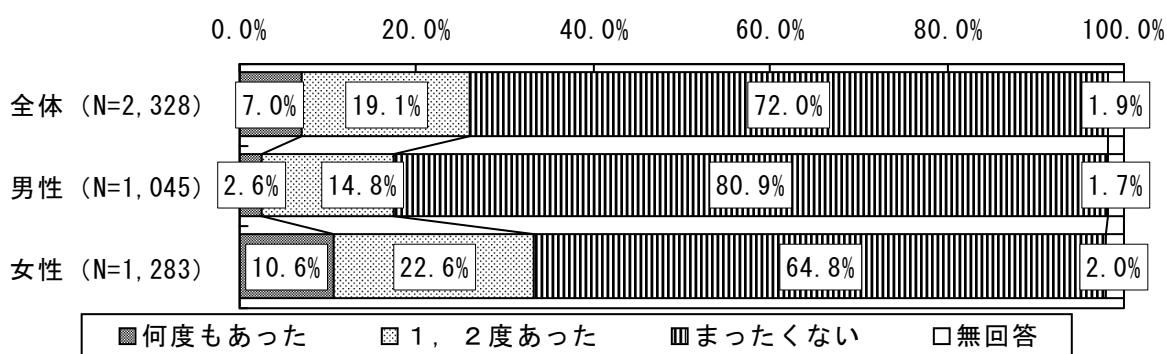


被害経験の有無^①を見ると、「受けたことがある」は女性が 31.3%，男性は 20.3% となっている。

暴力の形態を見ると、女性は「手をあげられたことがある」が 17.6% で最も多く、次いで「物を投げつけられたり、壊されたりした」(13.7%)、「『バカだ』『変だ』『何も知らない』あるいは『父親(母親)失格だ』『家計のやりくりが下手だ』『おれ(私)が養ってやっている』などとののしられた」(11.1%) となっている。男性では「物を投げつけられたり、壊されたりした」、「何を言ってもしても、無視された」が 7.5% で最も多く、次いで「手をあげられたことがある」、「『バカだ』『変だ』『何も知らない』あるいは『父親(母親)失格だ』『家計のやりくりが下手だ』『おれ(私)が養ってやっている』などとののしられた」が 7.1% となっている。

【参考】 内閣府調査（平成 17 年度）より

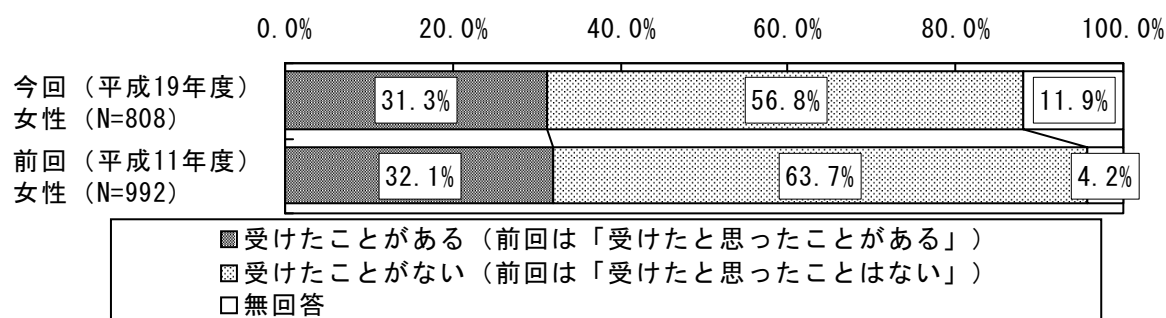
図 配偶者からの被害経験



^① 被害経験の有無については、問 3 の選択肢の中で「以下のようなこと（暴力）を受けたことはない」以外を「受けたことがある」に分類し、「以下のようなこと（暴力）を受けたことはない」を「受けたことがない」に分類している。

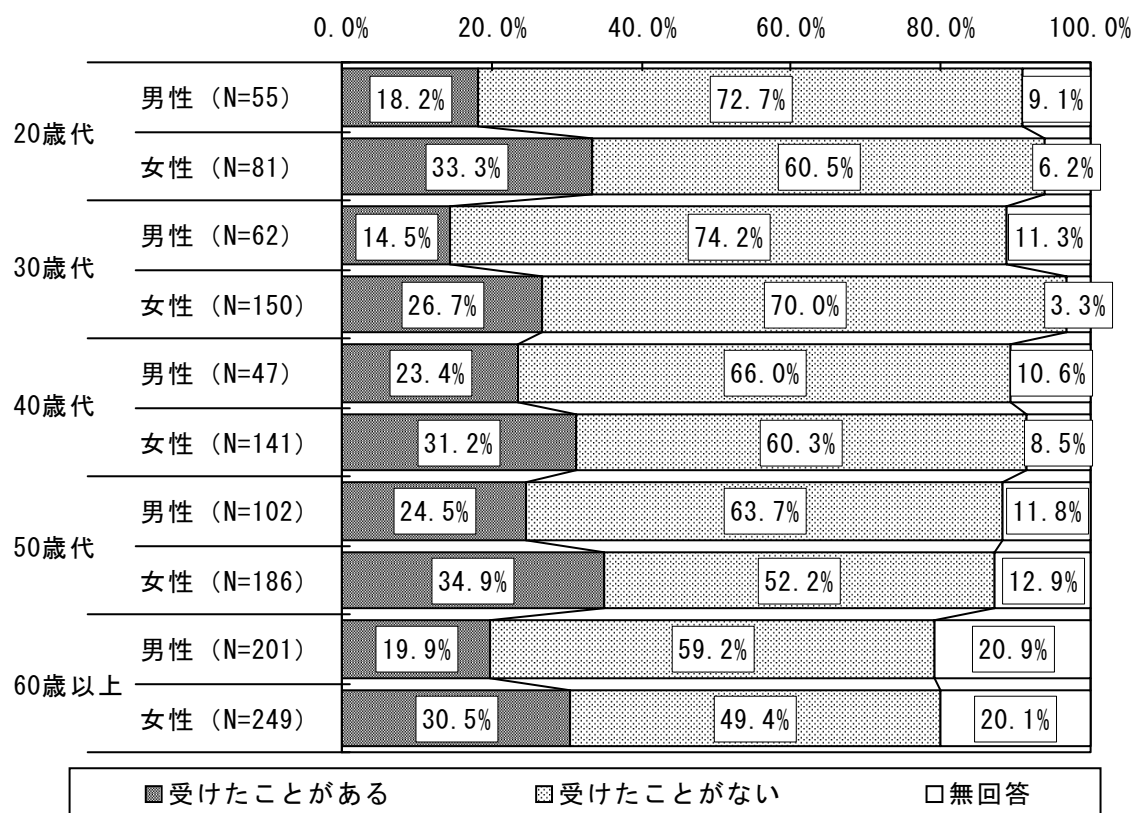
女性の回答を前回調査と比較すると、「受けたことがある（受けたと思ったことがある）」は今回（31.3%）、前回（32.1%）で、大きな変化はない。

図 3-3 調査年度別 被害経験の有無



性・年齢別で見ると、「受けたことがある」は50歳代の女性が34.9%で最も多く、次いで20歳代の女性（33.3%）、40歳代の女性（31.2%）となっている。「受けたことがある」はすべての年齢層で男性より女性の比率が高く、特に、20歳代（15.1ポイント差）、30歳代（12.2ポイント差）でその差が大きい。

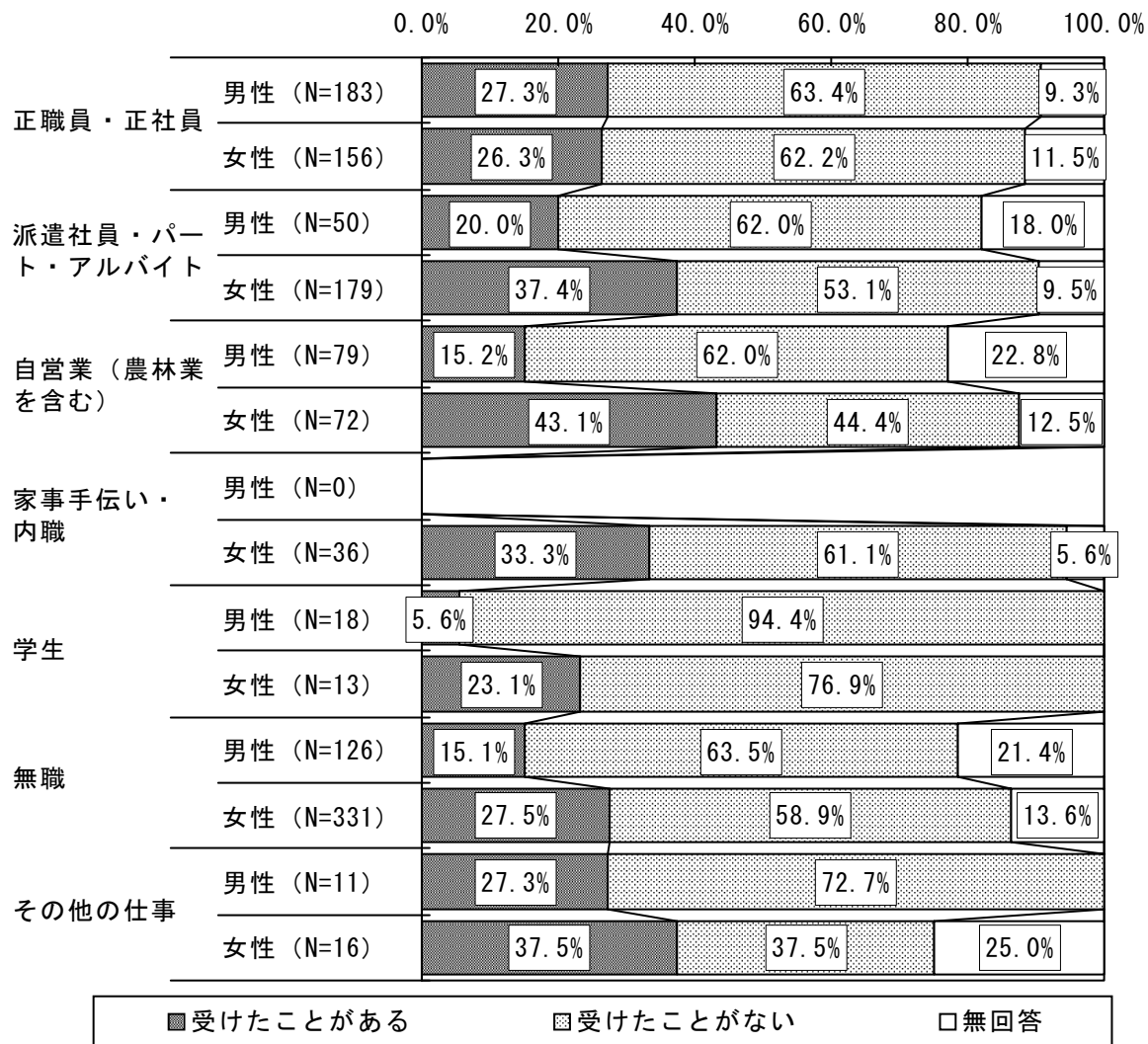
図 3-4 性・年齢別 被害経験の有無



性・職業別で見ると、「受けたことがある」は「自営業（農林業を含む）」の女性が43.1%で最も多く、次いで「その他の仕事」の女性（37.5%）、「派遣社員・パート・アルバイト」の女性（37.4%）となっている。

「受けたことがある」は「正職員・正社員」では男女共に3割弱（男性27.3%、女性26.3%）でありあまり差がみられないが、「正職員・正社員」以外では男性より女性で比率が高くなっている。

図3-5 性・職業別 被害経験の有無



受けた暴力の形態

被害経験のある人のうち、暴力の形態^②を見ると、女性では「身体的暴力」(74.3%)が最も多く、男性では「身体的暴力」が62.1%、「精神的暴力」が63.2%となっている。男女で比較すると、「身体的暴力」(12.2ポイント差)、「性的暴力」(12.4ポイント差)、「子どもを巻き添えにした暴力」(9.9ポイント差)で女性が男性を上回っている。

女性の回答を前回調査と比較すると、若干ではあるが「身体的暴力」が増加し、「精神的暴力」が減少している。

図3-6 性別 暴力の形態（複数回答）

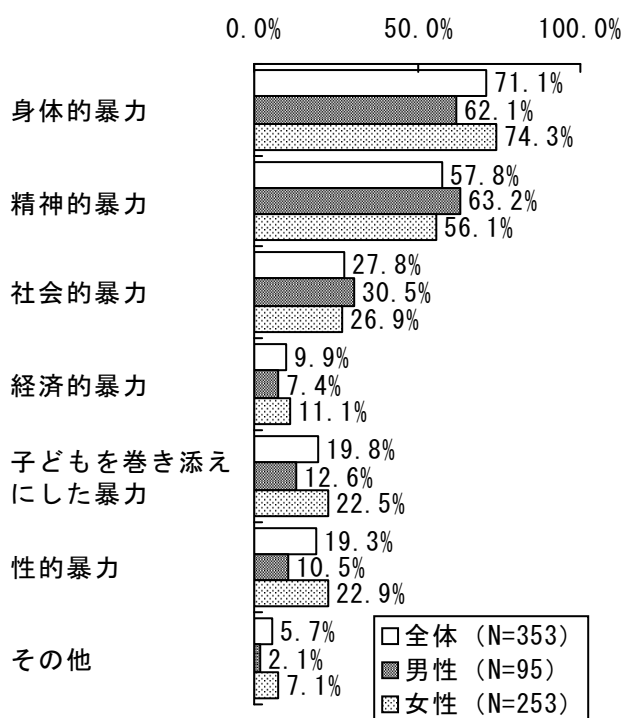
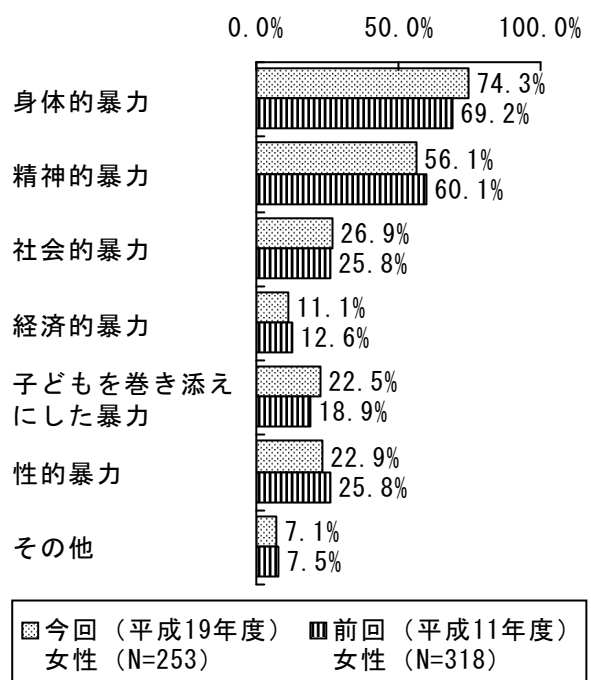


図3-7 調査年度別 暴力の形態（複数回答）



② 暴力の形態は問3の選択肢を以下のように分類している。

「身体的暴力」：「手をあげられたことがある」、「なぐられたり、けられたりした」、「物を投げつけられたり、壊されたりした」、「暴力によってケガをし、医者にかかったことがある」

「精神的暴力」：「『バカだ』『変だ』『何も知らない』あるいは『父親（母親）失格だ』『家計のやりくりが下手だ』『おれ（私）が養ってやっている』などとののしられた」、「何を言ってもしても、無視された」、「病気の時や妊娠中に冷たくされた」、「悪くもないのに謝られるなど、したくないことを強制された」

「社会的暴力」：「実家の親・きょうだい、友人との付き合いをいやがられたり、禁止された」、「外出を制限されたり、電話をチェックされたり、手紙を開封されたりした」

「経済的暴力」：「金の使い道を細かくチェックされたり、生活費を渡されなかったりした」

「子どもを巻き添えにした暴力」：「子どもの目の前で暴力をふるわれたり、子どもに暴力をふるった」

「性的暴力」：「異性関係を疑われたり、気がすすまないのにセックスさせられた」、「避妊に協力してくれなかったり、中絶を強要された」

被害時の年齢別で見ると、すべての年齢層で「身体的暴力」と「精神的暴力」が多い。「身体的暴力」では、30 歳代が 80.0%と他の年齢層に比べて高くなっている。

なお、10 歳代で被害を受けたことのある人 25 人のうち 11 人が「性的暴力」を、10 人が「社会的暴力」を受けたと回答している。

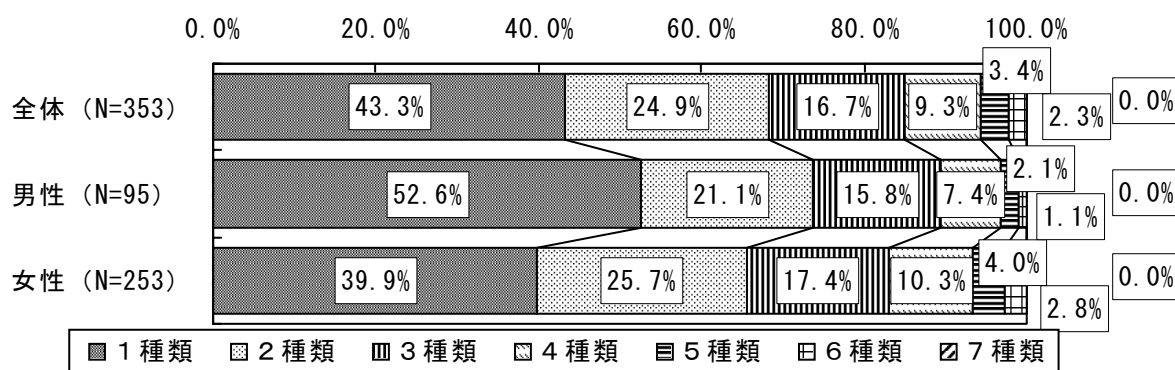
表 3－1 被害時の年齢別 暴力の形態（複数回答）

	身体的暴力	精神的暴力	社会的暴力	経済的暴力	たき子 暴添ど えもに をし巻	性的暴力	その他	有効回答数
10歳代	19 76.0%	19 76.0%	10 40.0%	4 16.0%	3 12.0%	11 44.0%	4 16.0%	25
20歳代	88 68.2%	79 61.2%	44 34.1%	13 10.1%	27 20.9%	37 28.7%	8 6.2%	129
30歳代	132 80.0%	97 58.8%	47 28.5%	23 13.9%	56 33.9%	34 20.6%	10 6.1%	165
40歳代	77 71.3%	76 70.4%	41 38.0%	17 15.7%	42 38.9%	28 25.9%	5 4.6%	108
50歳代	44 75.9%	43 74.1%	16 27.6%	7 12.1%	20 34.5%	11 19.0%	2 3.4%	58
60歳以上	22 75.9%	19 65.5%	9 31.0%	3 10.3%	7 24.1%	6 20.7%	3 10.3%	29

受けた暴力の種類

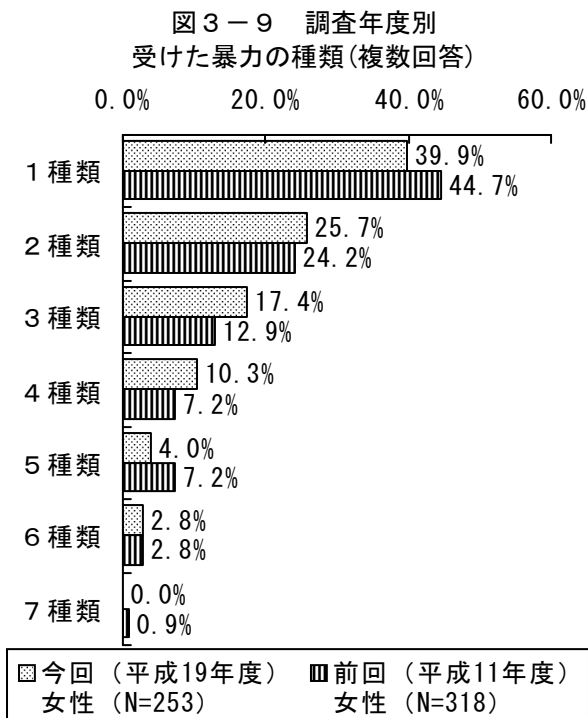
被害経験のある人のうち、受けた暴力の種類^③を見ると、「1 種類」の比率は男性（52.6%）が女性（39.9%）より高く、2 種類以上の比率は女性が男性より高くなっている。

図 3－8 性別 受けた暴力の種類



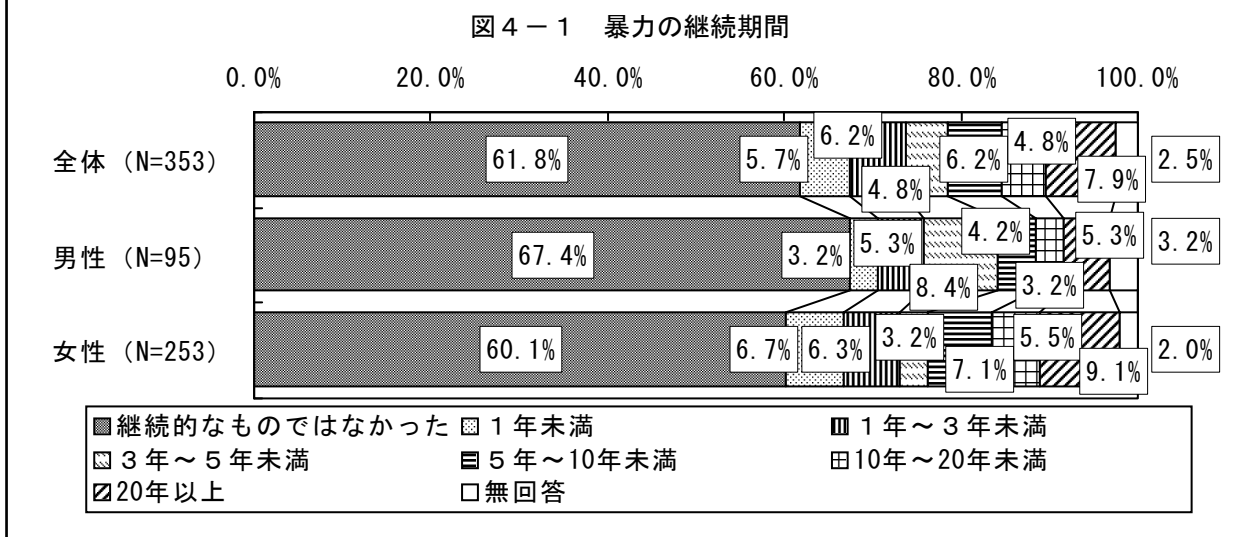
③ 前ページに記載した 6 形態の暴力に「その他」を加えた 7 種類のうち、何種類の暴力を受けたかを分析している。

女性の回答を前回調査と比較すると、「1 種類」は今回が 39.9%で前回の 44.7%から 4.8 ポイント減少し、2 種類以上は今回が 60.1%で前回の 55.3%から 4.8 ポイント増加している。



(2) 暴力の継続期間

問 4 問 3 のような経験がある場合、それらの行為はどのくらいの期間続きましたか (続いていますか)。(あてはまるもの 1 つに○)



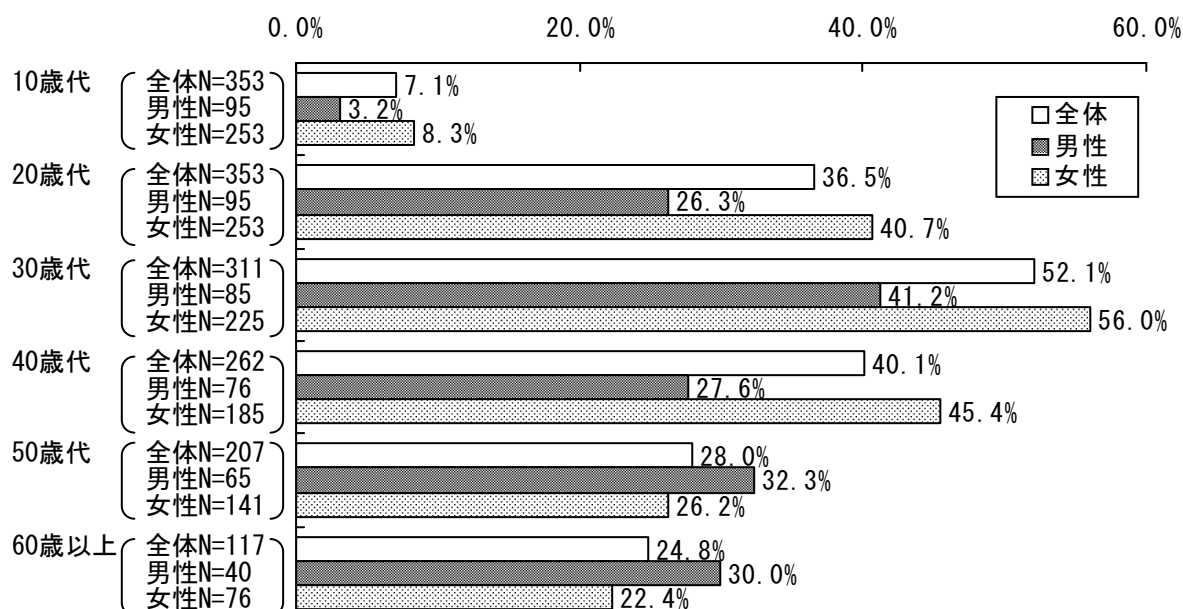
被害経験のある人のうち、暴力の継続期間を見ると、男女共に 6 割以上が「継続的なものではなかった」と回答している。暴力が継続していた (いる) と回答した人は、女性が 37.9%で男性 (29.5%) を 8.4 ポイント上回っている。

継続期間が「10 年以上」と回答した人は女性で 14.6%、男性で 8.4%となっている。

(3) 被害を受けたときの年齢

問5 問3のような行為を受けた（受けている）ときの、あなたの年齢はいくつでした（です）か。（あてはまるものすべてに○）

図5-1 被害時の年齢（複数回答）



被害経験のある人のうち、被害を受けたときの年齢を見る^④と、男女共に「30 歳代」（男性 41.2%、女性 56.0%）が最も多く、次いで、女性は「40 歳代」（45.4%）、男性は「50 歳代」（32.3%）となっている。

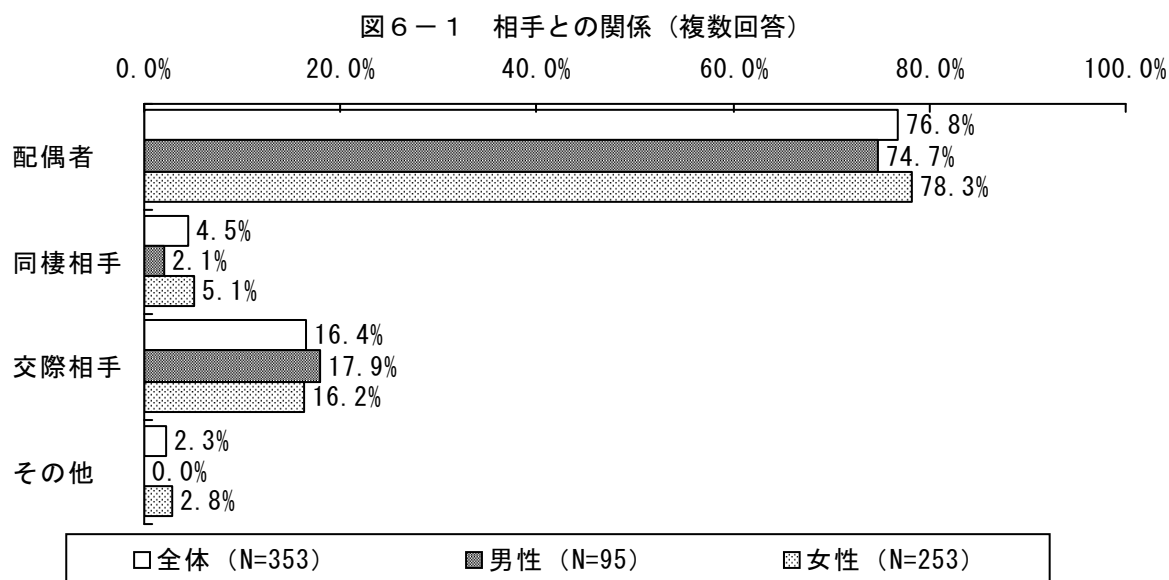
表5-1 性・年齢別 被害時の年齢（複数回答）

被害時の年齢 現在の年齢		10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	有効 回答数
男性	20歳代	2 20.0%	7 70.0%	—	—	—	—	10 100.0%
	30歳代	0 0.0%	6 66.7%	7 77.8%	—	—	—	9 100.0%
	40歳代	0 0.0%	1 9.1%	9 81.8%	2 18.2%	—	—	11 100.0%
	50歳代	0 0.0%	5 20.0%	13 52.0%	5 20.0%	9 36.0%	—	25 100.0%
	60歳以上	1 2.5%	6 15.0%	6 15.0%	14 35.0%	12 30.0%	12 30.0%	40 100.0%
女性	20歳代	11 40.7%	20 74.1%	—	—	—	—	27 100.0%
	30歳代	3 7.5%	24 60.0%	25 62.5%	—	—	—	40 100.0%
	40歳代	3 6.8%	20 45.5%	26 59.1%	15 34.1%	—	—	44 100.0%
	50歳代	2 3.1%	23 35.4%	37 56.9%	35 53.8%	15 23.1%	—	65 100.0%
	60歳以上	2 2.6%	16 21.1%	38 50.0%	34 44.7%	22 28.9%	17 22.4%	76 100.0%

④ 被害経験のある人のうち、現在の年齢が当該選択肢の年齢以上である回答数をN（有効回答数）として集計している。例えば、30 歳代で被害を受けた比率は現在の年齢が30 歳以上と回答した人数をNとしている。

(4) 相手との関係

問6 あなたに問3のような行為を行った相手は、あなたから見てどのような関係にあった(ある)人ですか。当時の関係でお答えください。
(あてはまるものすべてに○)



被害経験のある人のうち、相手との関係を見ると、「配偶者」が8割弱、「交際相手」が2割弱となっている。

被害時の年齢別で見ると、10歳代では「交際相手」が最も多く、20歳以上では「配偶者」が最も多くなっている。交際相手からの被害では10歳代での経験が14人、20歳代での経験が37人となっている。

表6-1 被害時の年齢別 相手との関係(複数回答)

	配偶者	同棲相手	交際相手	その他	有効回答数
10歳代	8 32.0%	6 24.0%	14 56.0%	3 12.0%	25 100.0%
20歳代	89 69.0%	11 8.5%	37 28.7%	1 0.8%	129 100.0%
30歳代	147 89.1%	5 3.0%	16 9.7%	1 0.6%	165 100.0%
40歳代	99 91.7%	2 1.9%	2 1.9%	0 0.0%	108 100.0%
50歳代	53 91.4%	0 0.0%	1 1.7%	2 3.4%	58 100.0%
60歳以上	25 86.2%	1 3.4%	0 0.0%	2 6.9%	29 100.0%

相手との関係別で受けた暴力の形態を見ると、すべての相手で「身体的暴力」が最も多くなっている。「配偶者」からの被害経験がある人は「同棲相手」や「交際相手」から被害を受けた人より「精神的暴力」や「子どもを巻き添えにした暴力」を受けた比率が高い。

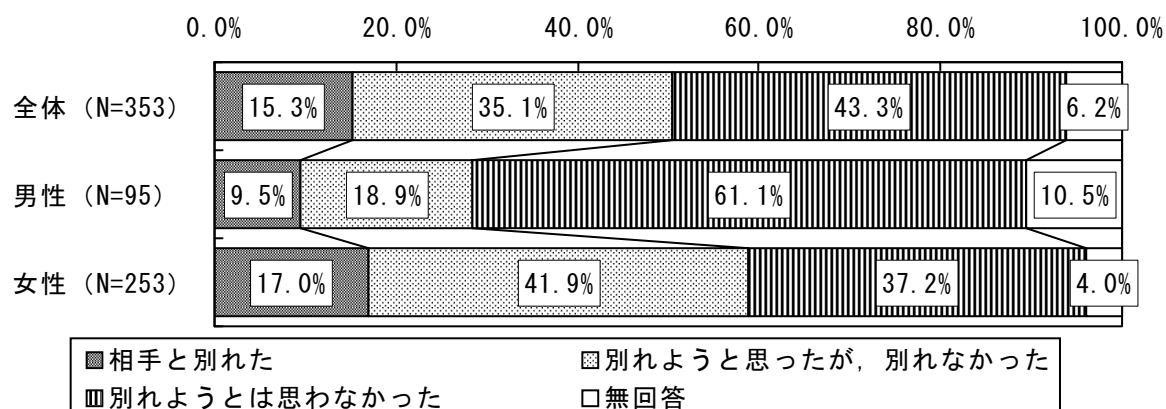
表 6－2 相手との関係別 暴力の形態（複数回答）

	身体的暴力	精神的暴力	社会的暴力	経済的暴力	子どもを巻き添えにした暴力	性的暴力	その他	有効回答数
配偶者	199 73.4%	167 61.6%	76 28.0%	32 11.8%	65 24.0%	45 16.6%	12 4.4%	271 100.0%
同棲相手	12 75.0%	9 56.3%	8 50.0%	2 12.5%	1 6.3%	9 56.3%	2 12.5%	16 100.0%
交際相手	36 62.1%	31 53.4%	18 31.0%	2 3.4%	2 3.4%	16 27.6%	5 8.6%	58 100.0%

（５）暴力を受けたときの対応

問 7 あなたは、問 3 のような行為を受けたとき、どうしましたか。
（あてはまるもの 1 つに○）

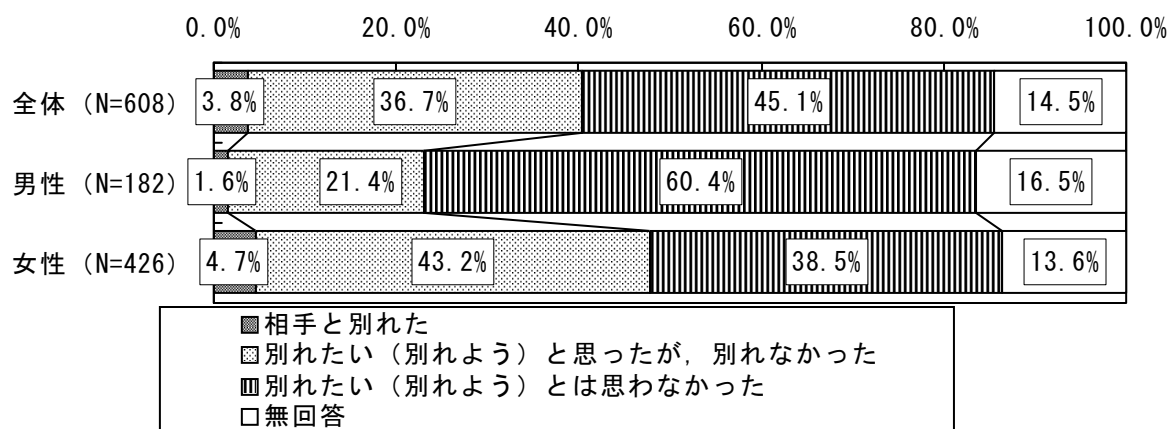
図 7－1 暴力を受けたときの対応



被害経験のある人のうち、暴力を受けたときの対応を見ると、女性では「別れようと思ったが、別れなかった」が 41.9% で最も多く、男性では「別れようとは思わなかった」が 61.1% で最も多くなっている。

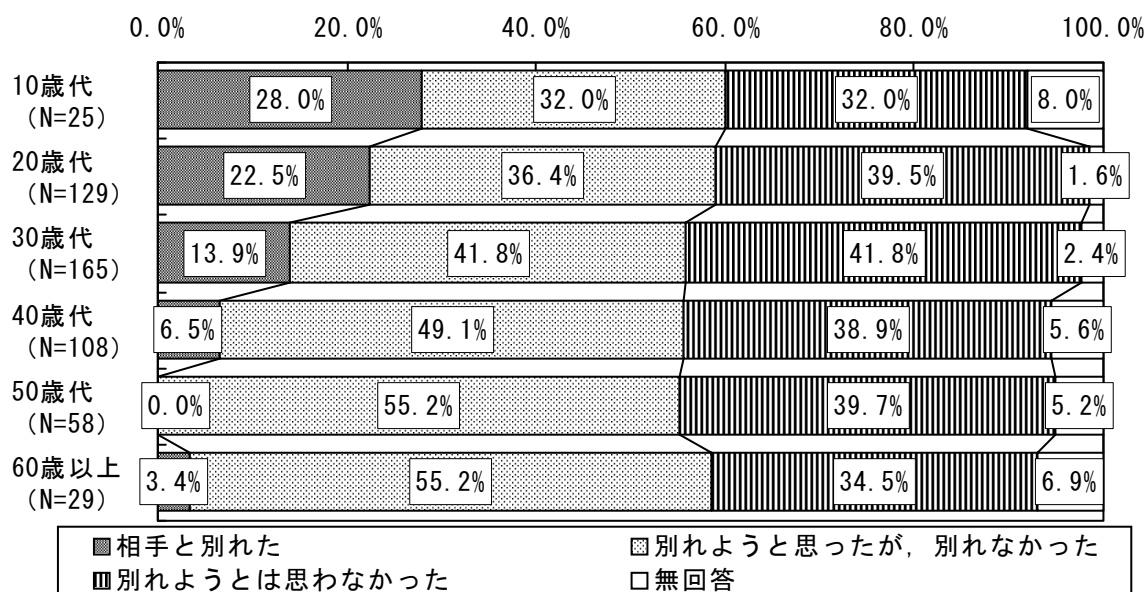
【参考】内閣府調査（平成 17 年度）より

図 配偶者から被害を受けた後の関係

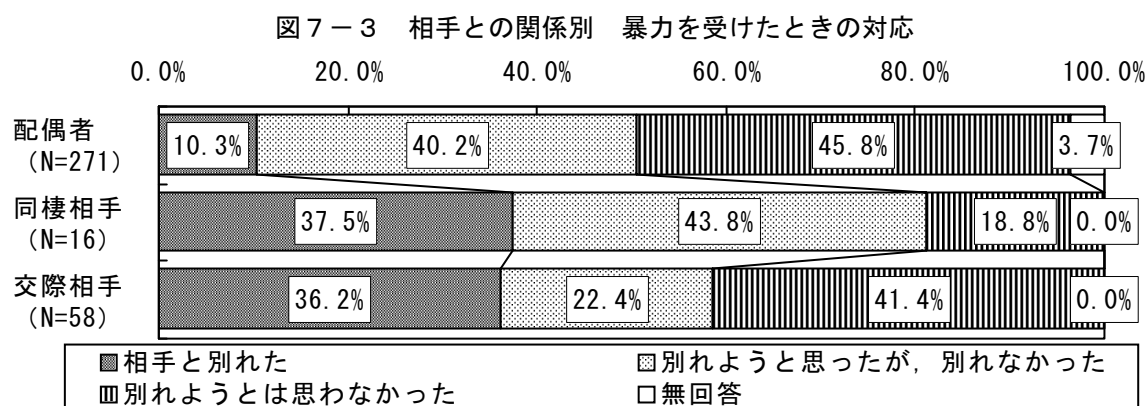


被害時の年齢別で見ると、年齢が下がるほど「相手と別れた」が多く、年齢が上がるほど「別れようと思ったが、別れなかった」が多くなっている。

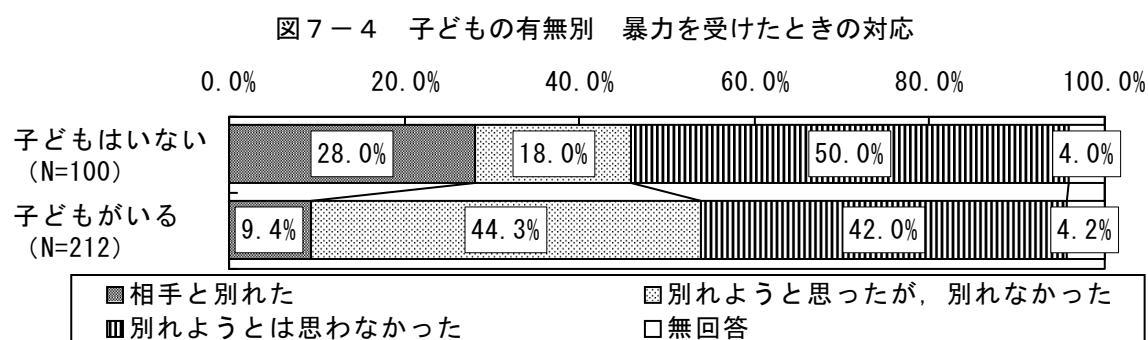
図 7-2 被害時の年齢別 暴力を受けたときの対応



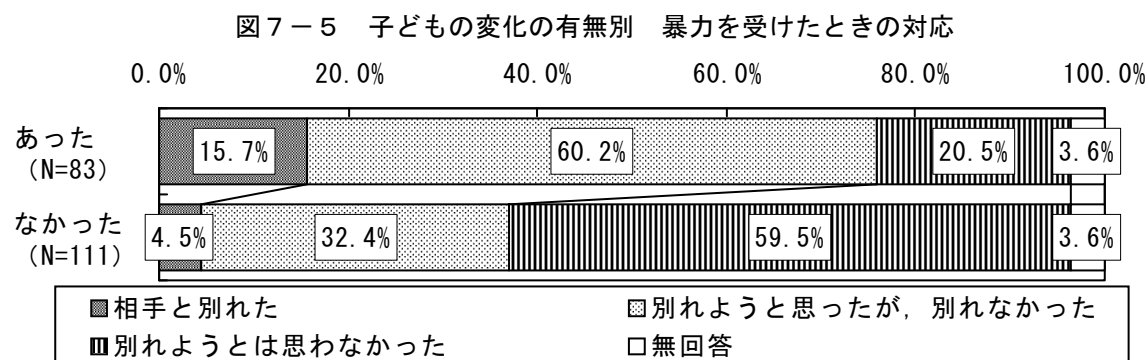
相手との関係別で見ると、配偶者から暴力を受けた人は「相手と別れた」が10.3%、「別れようと思ったが、別れなかった」が40.2%であるのに対して、交際相手から暴力を受けた人は「相手と別れた」が36.2%、「別れようと思ったが、別れなかった」が22.4%となっている。



子どもの有無別で見ると、「相手と別れた」は、子どもがいない人は28.0%で子どもがいる人(9.4%)を18.6ポイント上回っている。「別れようと思ったが、別れなかった」は子どもがいる人では44.3%で子どもがいない人(18.0%)を26.3ポイント上回っている。



子どもがいる人のうち、配偶者等からの暴力による子どもの変化の有無別^⑤で見ると、「相手と別れた」と「別れようと思ったが、別れなかった」の合計は、「変化があった」と回答した人(75.9%)が「特に変化はなかった」と回答した人(36.9%)を39.0ポイント上回っている。

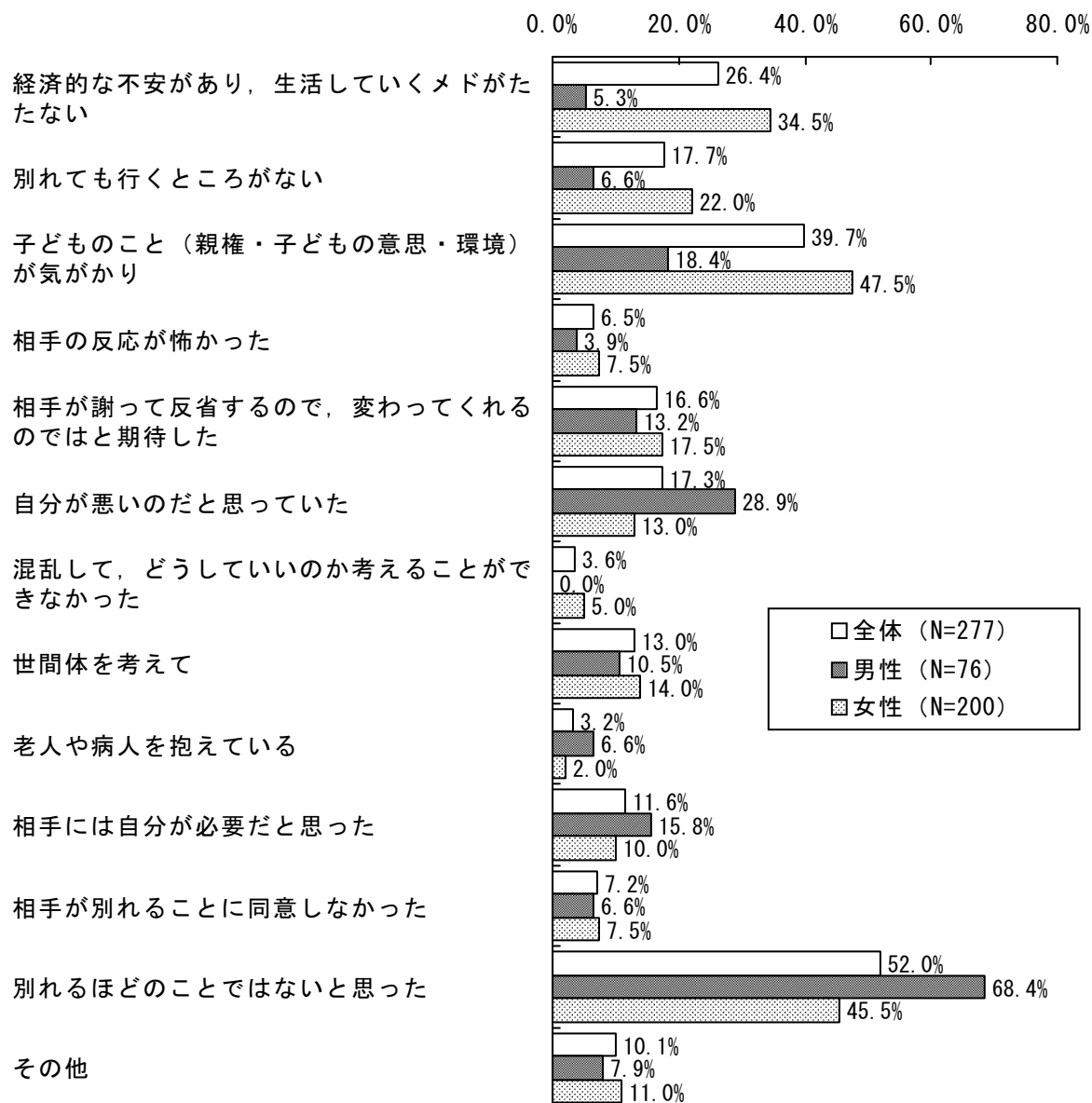


^⑤ 問13で、「特に変化はなかった」以外を「変化があった」に分類している。(P41 参照)

(6) 相手と別れなかった理由

問8 あなたが問3のような行為を行う相手と別れなかった（別れない）理由は、どんなことですか。（あてはまるもの3つまでに○）

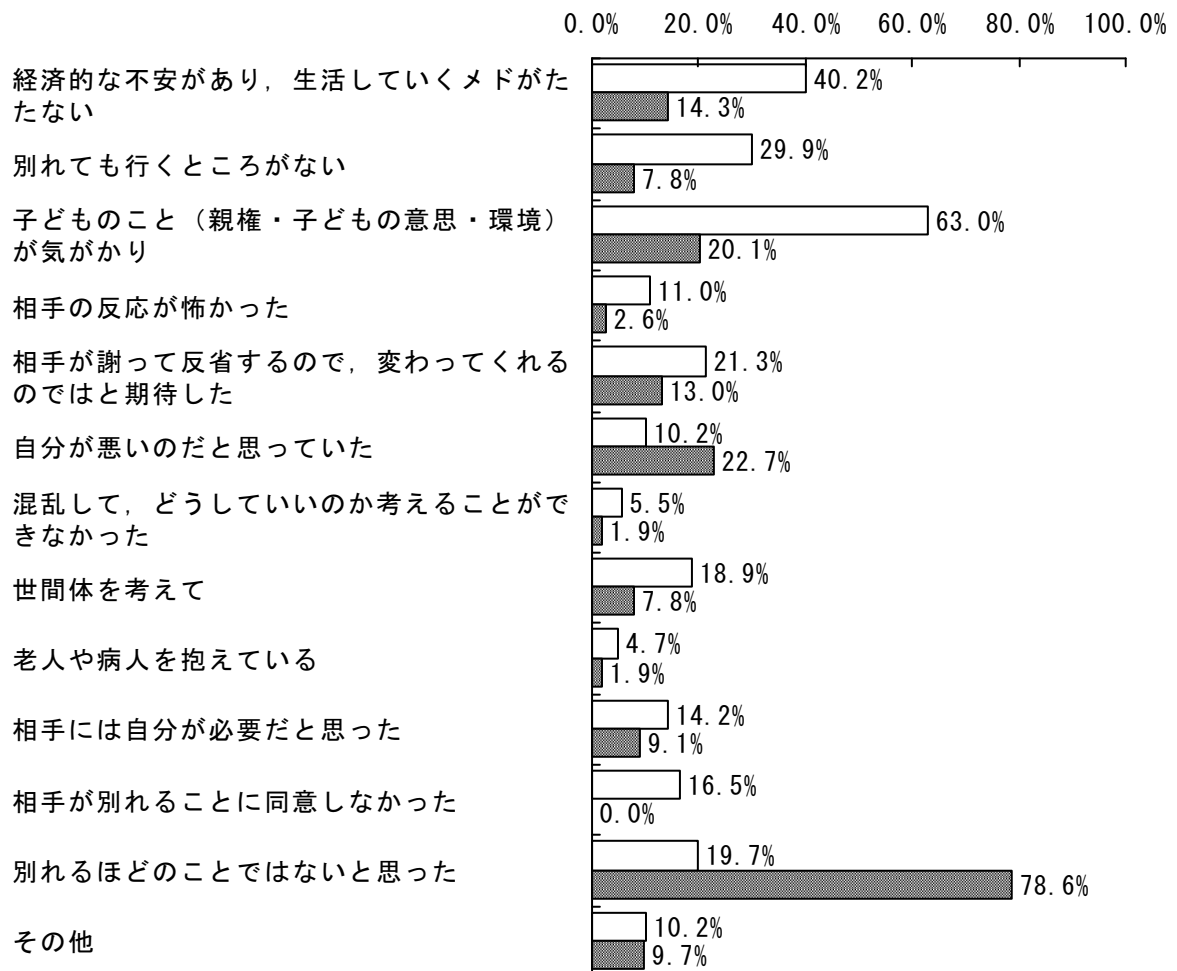
図8-1 相手と別れなかった理由（複数回答）



暴力を受けたときの対応で「別れようと思ったが、別れなかった」又は「別れようとは思わなかった」と回答した人のうち、相手と別れなかった理由を見ると、女性では「子どものこと（親権・子どもの意思・環境）が気がかり」が47.5%で最も多く、次いで「別れるほどのことではないと思った」(45.5%)、「経済的な不安があり、生活していくメドがたたない」(34.5%)となっている。男性では「別れるほどのことではないと思った」が68.4%で最も多く、次いで「自分が悪いのだと思っていた」(28.9%)となっている。

暴力を受けたときの対応別で見ると、「別れようと思ったが、別れなかった」では「子どものこと（親権・子どもの意思・環境）が気がかり」が63.0%で最も多く、次いで「経済的な不安があり、生活していくメドがたたない」（40.2%）となっている。一方、「別れようとは思わなかった」では「別れるほどのことではないと思った」が78.6%で最も多く、次いで「自分が悪いのだと思っていた」（22.7%）となっている。

図8-2 暴力を受けたときの対応別 相手と別れなかった理由（複数回答）

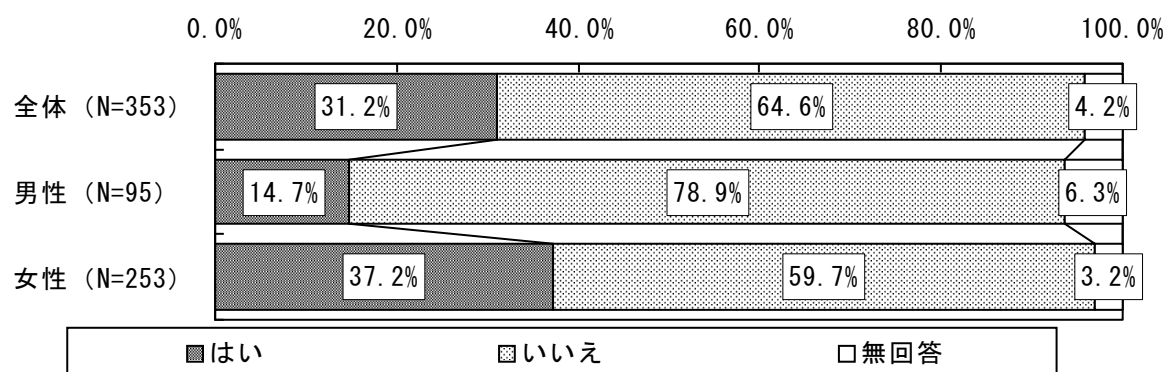


□ 別れようと思ったが、別れなかった (N=127)
 ■ 別れようとは思わなかった (N=154)

(7) 相談の有無

問9 配偶者や交際相手からの暴力の状況をだれかに相談したことがありますか。

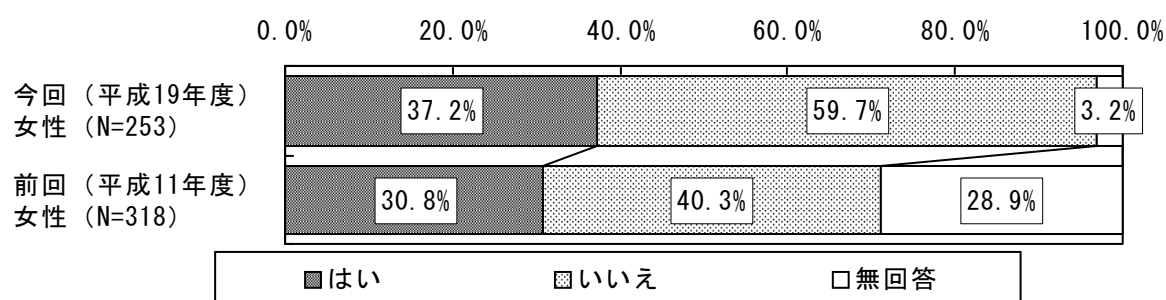
図9-1 相談の有無



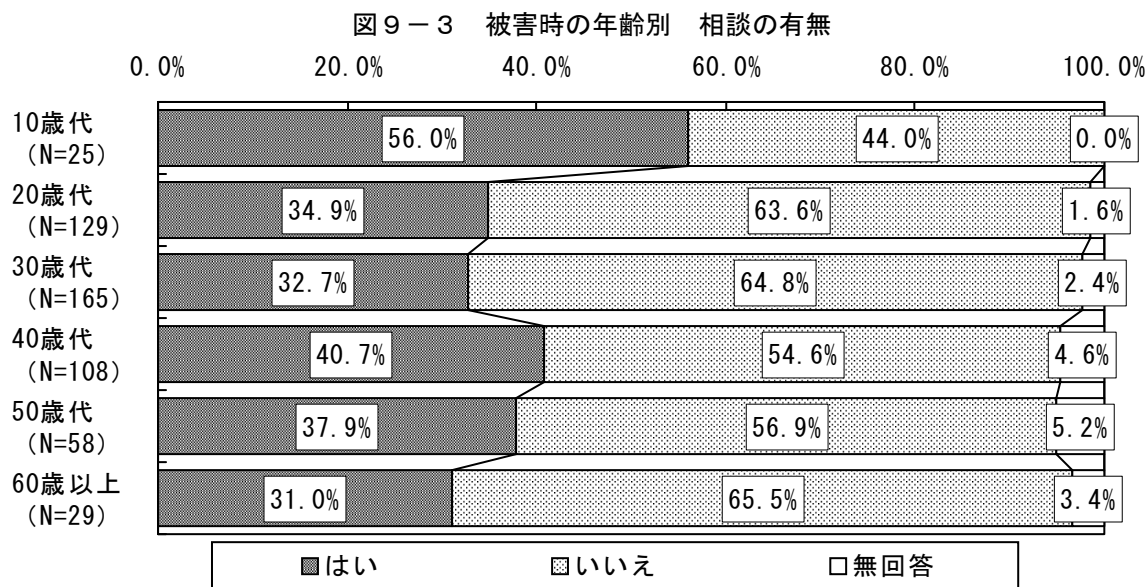
被害経験のある人のうち、相談の有無を見ると、男女共に「いいえ」が「はい」を大幅に上回っている。「はい」と答えた人は女性が37.2%で、男性（14.7%）を22.5ポイント上回っている。

女性の回答を前回調査と比較すると、「はい」と答えた人は今回が37.2%で、前回（30.8%）を6.4ポイント上回っている。

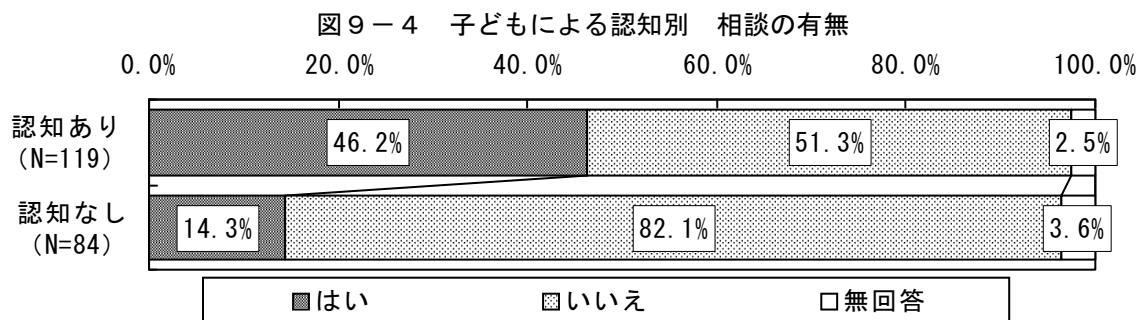
図9-2 調査年度別 相談の有無



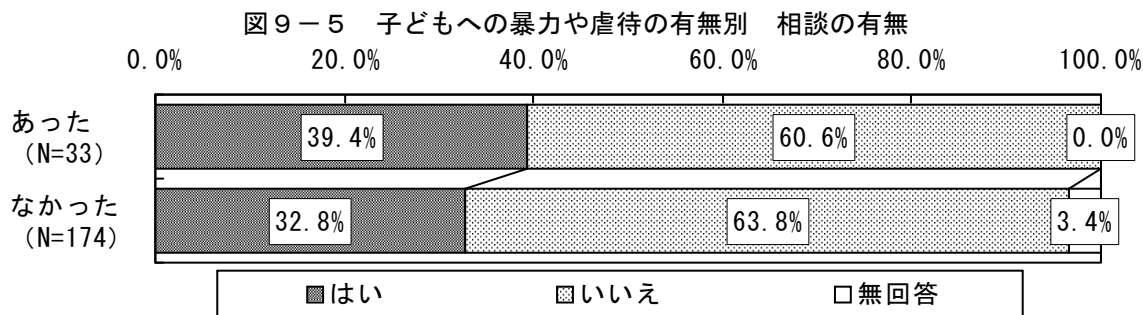
被害時の年齢別で見ると、10歳代では25人中14人が「はい」と回答している。20歳代以上では、「はい」は40歳代の40.7%が最も多い。



子どもによる認知^⑥別で見ると、配偶者等からの暴力の状況について「認知あり」が「認知なし」より「はい」の比率が高い。



子どもへの暴力や虐待の有無別^⑦で見ると、子どもへの暴力や虐待があった人は33人と母数が少ないものの、なかった人に比べて「はい」の比率が高い。



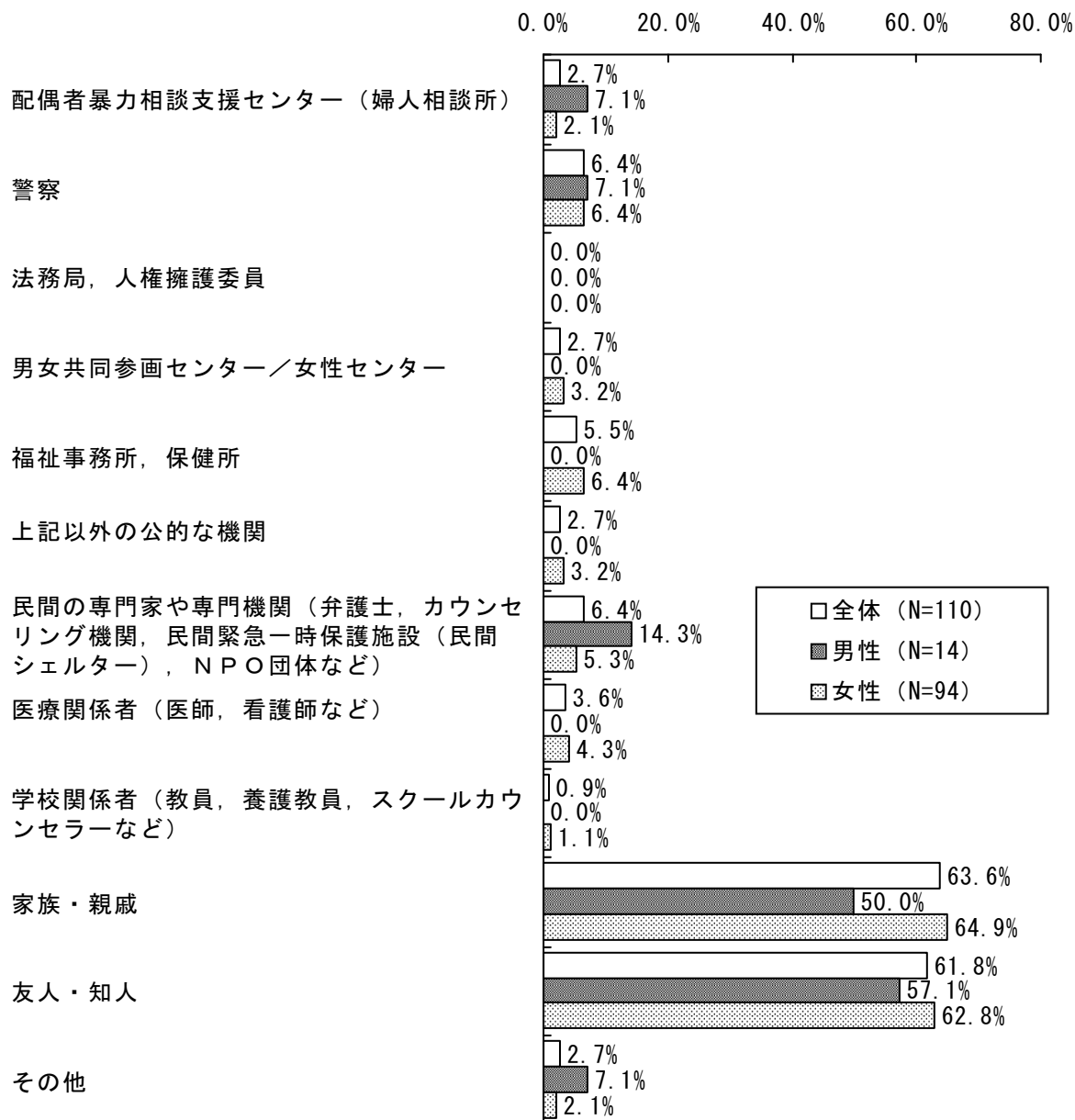
⑥ 子どもによる認知については、問12の選択肢の中で「子どもは見ていた」又は「子どもは見ていないが、音や声、様子から知っていた」を「認知あり」に分類し、「子どもは知らなかった」又は「わからない」を「認知なし」に分類している。(P40 参照)

⑦ 問14 (P42) を参照

(8) 相談先

問10 問9で「はい」と答えた方におたずねします。だれ（どこ）に相談しましたか。
(あてはまるものすべてに○)

図10-1 相談先（複数回答）

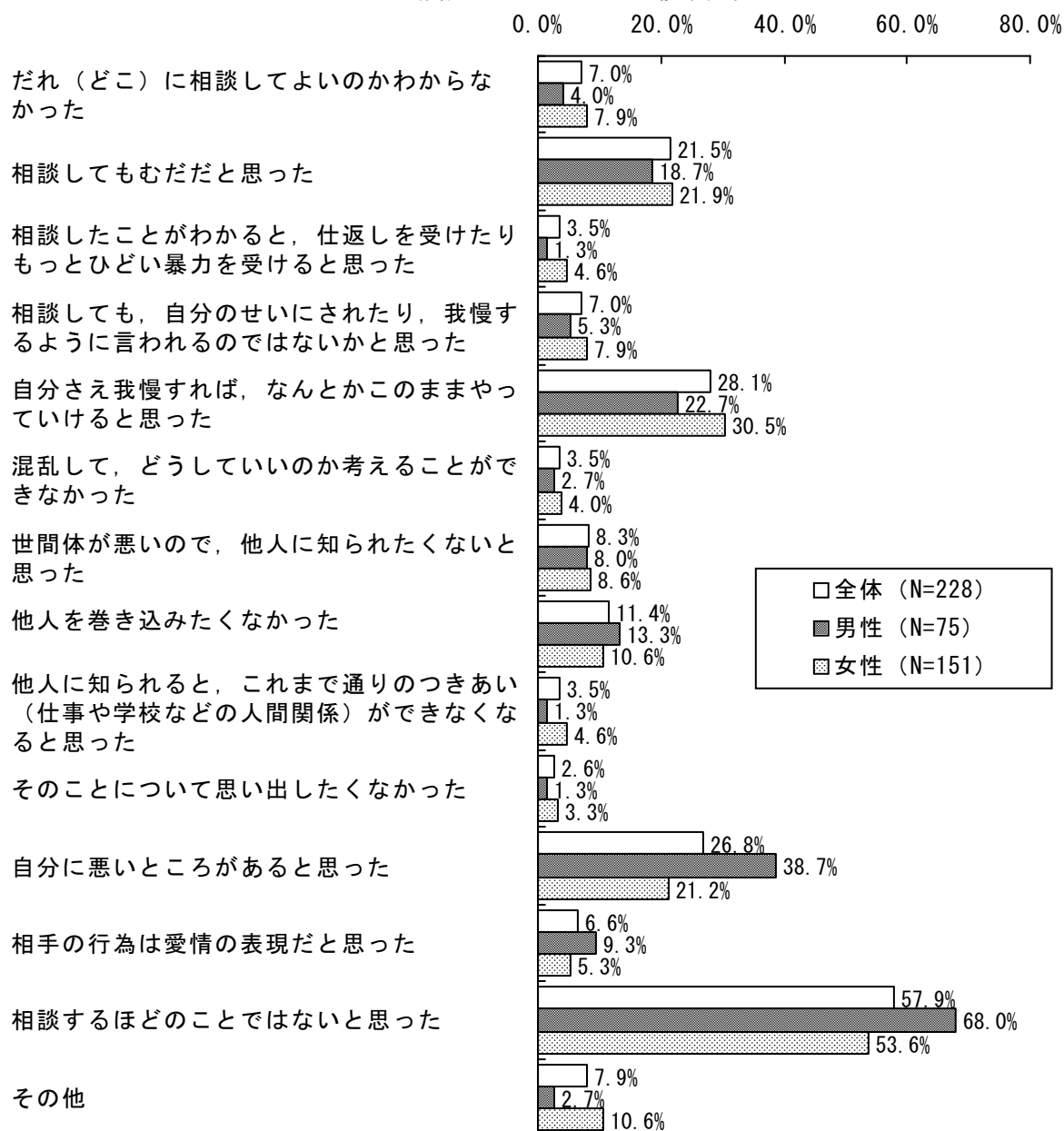


相談の有無で「はい」と回答した人のうち、相談先を見ると、男女共に「家族・親戚」、「友人・知人」が半数以上を占める。

(9) 相談しなかった理由

問 11 問9で「いいえ」と答えた方におたずねします。だれ（どこ）にも相談しなかったのは、なぜですか。（あてはまるものすべてに○）

図 11-1 相談しなかった理由（複数回答）



相談の有無で「いいえ」と回答した人のうち、相談しなかった理由を見ると、男女共に「相談するほどのことではないと思った」（男性 68.0%，女性 53.6%）が最も多くなっている。

性別で比較すると、「自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていけると思った」は女性が 30.5% で、男性（22.7%）を 7.8 ポイント上回っている。「自分に悪いところがあると思った」（男性 38.7%，女性 21.2%）、「相談するほどのことではないと思った」（男性 68.0%，女性 53.6%）は、男性が女性をそれぞれ 17.5 ポイント、14.4 ポイント上回っている。

(10) 子どもによる認知

問 12 あなたのお子さんは、あなたが問 3 のような行為を受けたことを知っていましたか。(お子さんが 18 歳以上の場合は、18 歳になるまでの頃についてお答えください。)
(あてはまるもの 1 つに○)

図 12-1 子どもによる認知
N=353

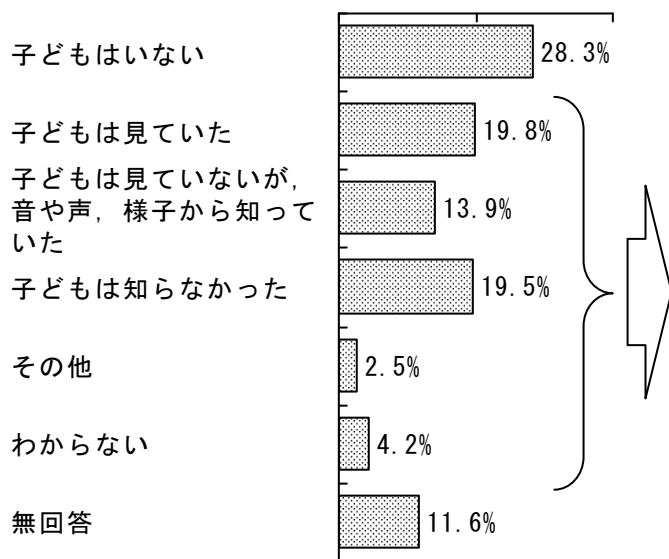
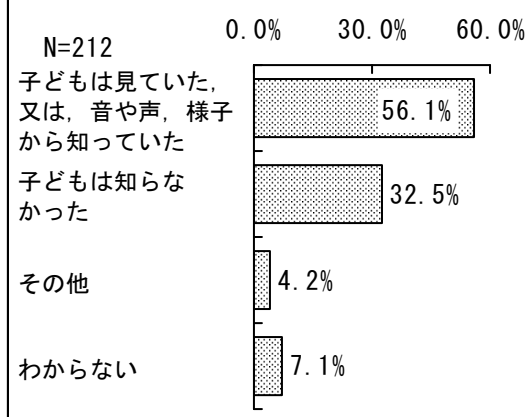


図 12-2 子どもがいる人のうち、子どもによる認知

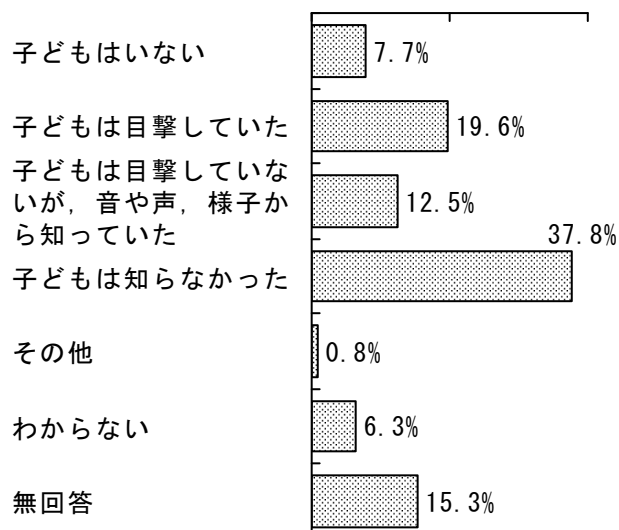


被害経験のある人のうち、配偶者等からの暴力の状況を子どもが知っていたかを聞いたところ、「子どもはいない」と回答した人が 28.3%いるが、「子どもは見ていた」と回答した人は 19.8%、「子どもは見ていないが、音や声、様子から知っていた」と回答した人は 13.9%となっている。

子どもがいる人^⑧のうち「子どもは見ていた、又は、音や声、様子から知っていた」は 56.1%で、「子どもは知らなかった」(32.5%)を 23.6 ポイント上回っている。

【参考】内閣府調査（平成 17 年度）より

図 子どもによる目撃
N=608



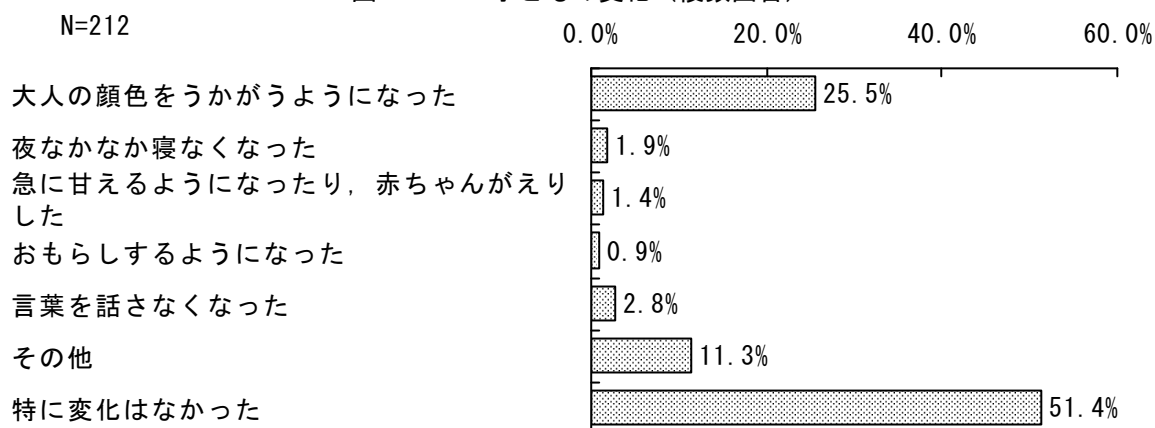
⑧ 問 12 の設問で「子どもは見ていた」、「子どもは見ていないが、音や声、様子から知っていた」、「子どもは知らなかった」、「その他」、「わからない」のいずれかを回答した人を子どもがいる人に分類している。

(11) 子どもの変化

問 13 あなたが問 3 のような行為を受けたあと、お子さんになにか変化はありましたか。
(あてはまるものすべてに○)

図 13-1 子どもの変化（複数回答）

N=212

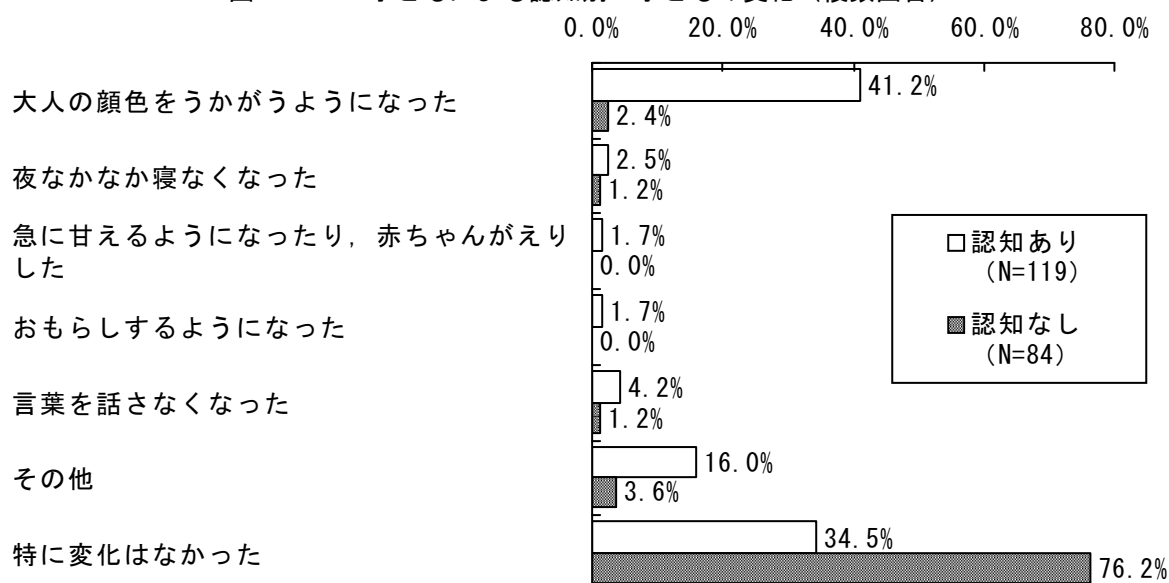


子どもがいる人のうち、配偶者等からの暴力による子どもの変化を見ると、「特に変化はなかった」と回答した人が 51.4% となっている。一方、「大人の顔をうかがうようになった」と回答した人も 25.5% に上る。

なお、「その他」には「親を避けたり、嫌ったりした」(9 人、全体の 4.2%)、「無関心になった」(5 人、同 2.4%) などがある。

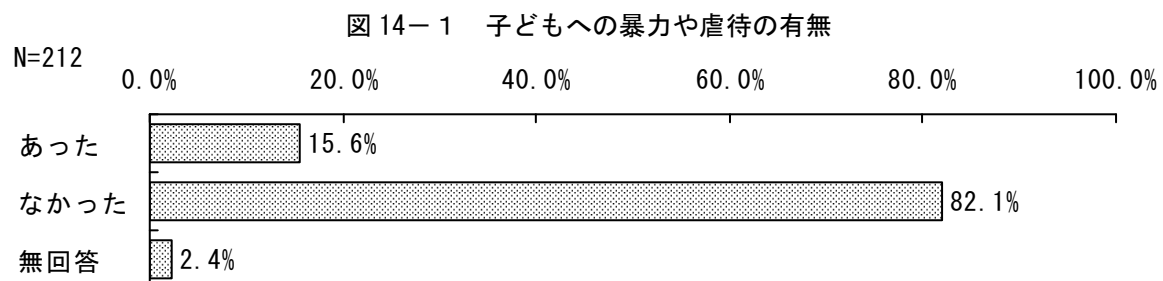
子どもによる認知別でみると、配偶者等からの暴力の状況について「認知あり」では「大人の顔をうかがうようになった」が 41.2% で最も多く、「認知なし」では「特に変化がなかった」が 76.2% で最も多い。

図 13-2 子どもによる認知別 子どもの変化（複数回答）



(12) 子どもへの暴力や虐待の有無

問 14 あなたが問3のような行為を受けたとき、あなたのお子さんに対しても暴力や虐待がありましたか。



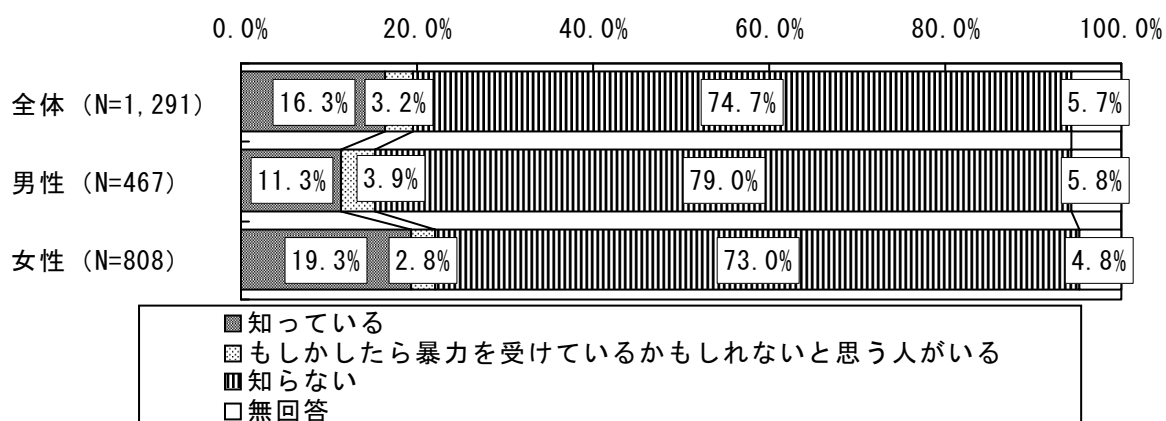
子どもがいる人のうち、子どもへの暴力や虐待の有無を見ると、「あった」と回答した人が15.6%となっている。

3 配偶者等からの暴力を見聞きした経験

(1) 見聞きした経験の有無

問 15 あなたの周囲で、配偶者や交際相手から暴力を受けている（受けた経験のある）人を知っていますか。（あてはまるもの1つに○）

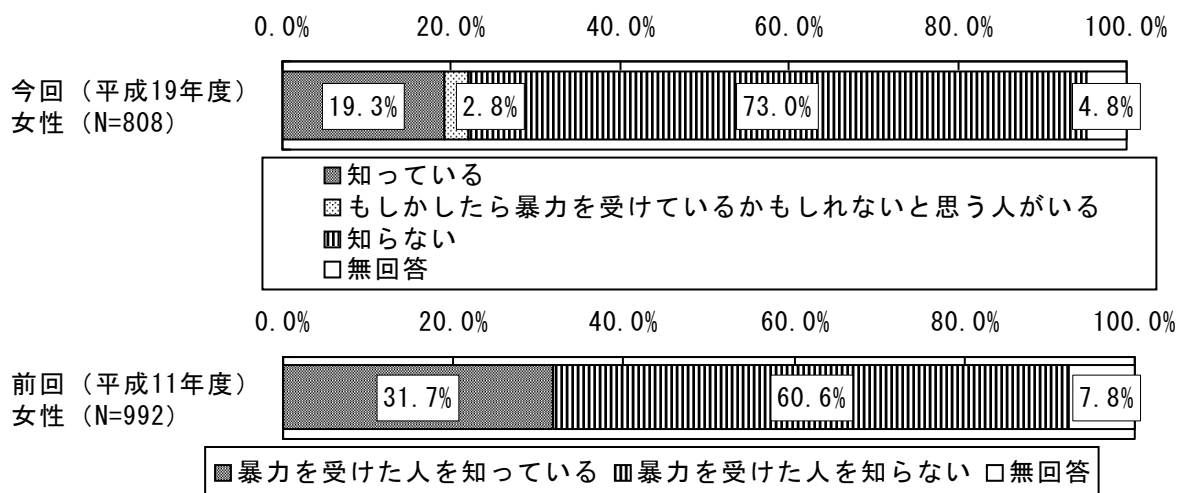
図 15-1 配偶者等からの暴力を見聞きした経験の有無



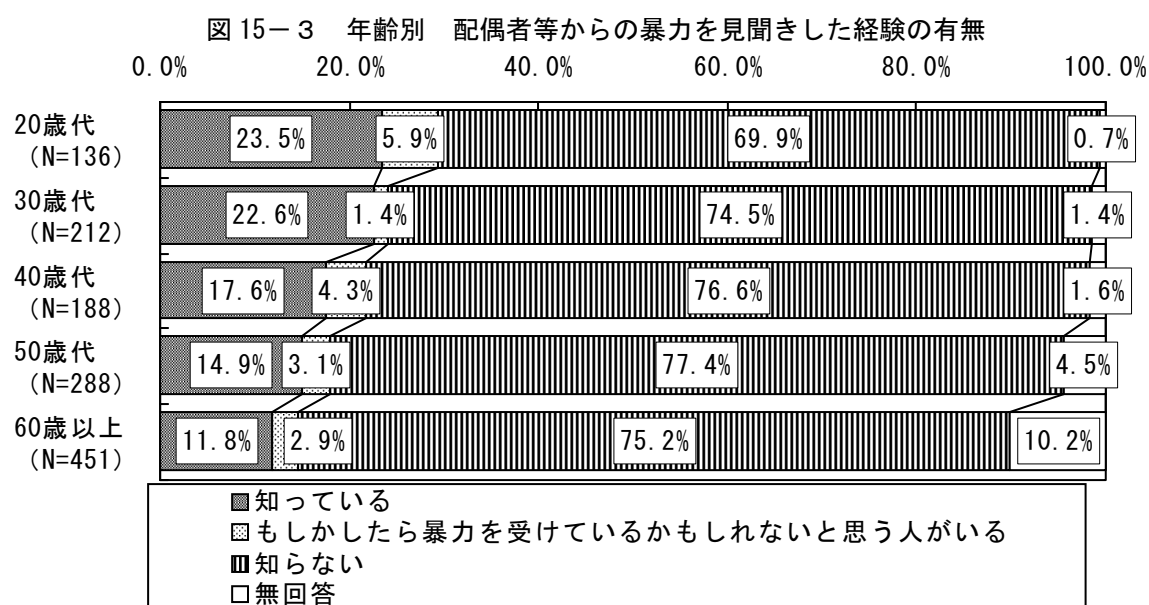
配偶者等からの暴力を見聞きした経験の有無を見ると、「知っている」と「もしかしたら暴力を受けているかもしれないと思う人がある」の合計は、女性が22.1%、男性が15.2%となっている。

女性の回答を前回調査と比較すると、「知っている」と「もしかしたら暴力を受けているかもしれないと思う人がある」の合計は、今回（22.1%）が前回の「暴力を受けた人を知っている」（31.7%）を9.6ポイント下回っている。

図 15-2 調査年度別 配偶者等からの暴力を見聞きした経験の有無

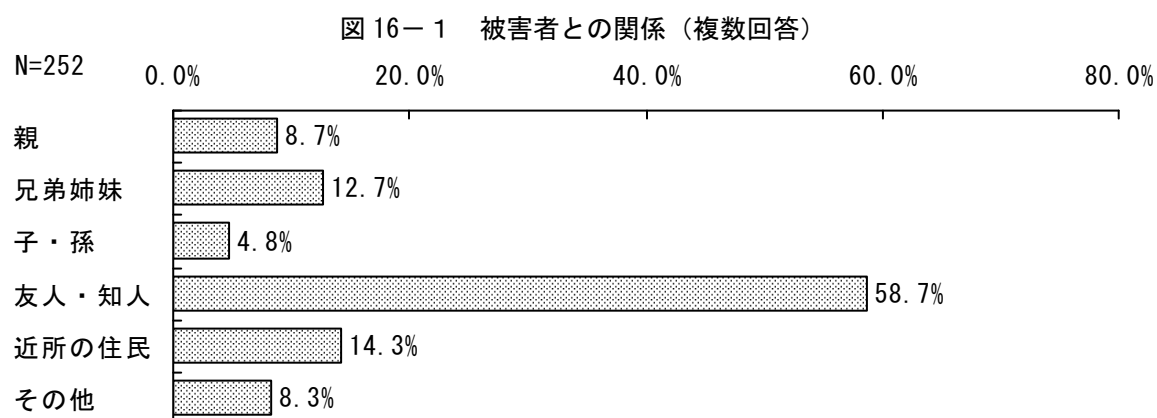


年齢別で見ると、「知っている」と「もしかしたら暴力を受けているかもしれないと思う人がいる」の合計は、年齢が下がるほど多く、60歳以上が14.7%であるのに対して20歳代では29.4%となっている。



(2) 被害者との関係

問 16 暴力を受けている（受けた経験のある）人は、あなたから見てどのような間柄の人ですか。（あてはまるものすべてに○）

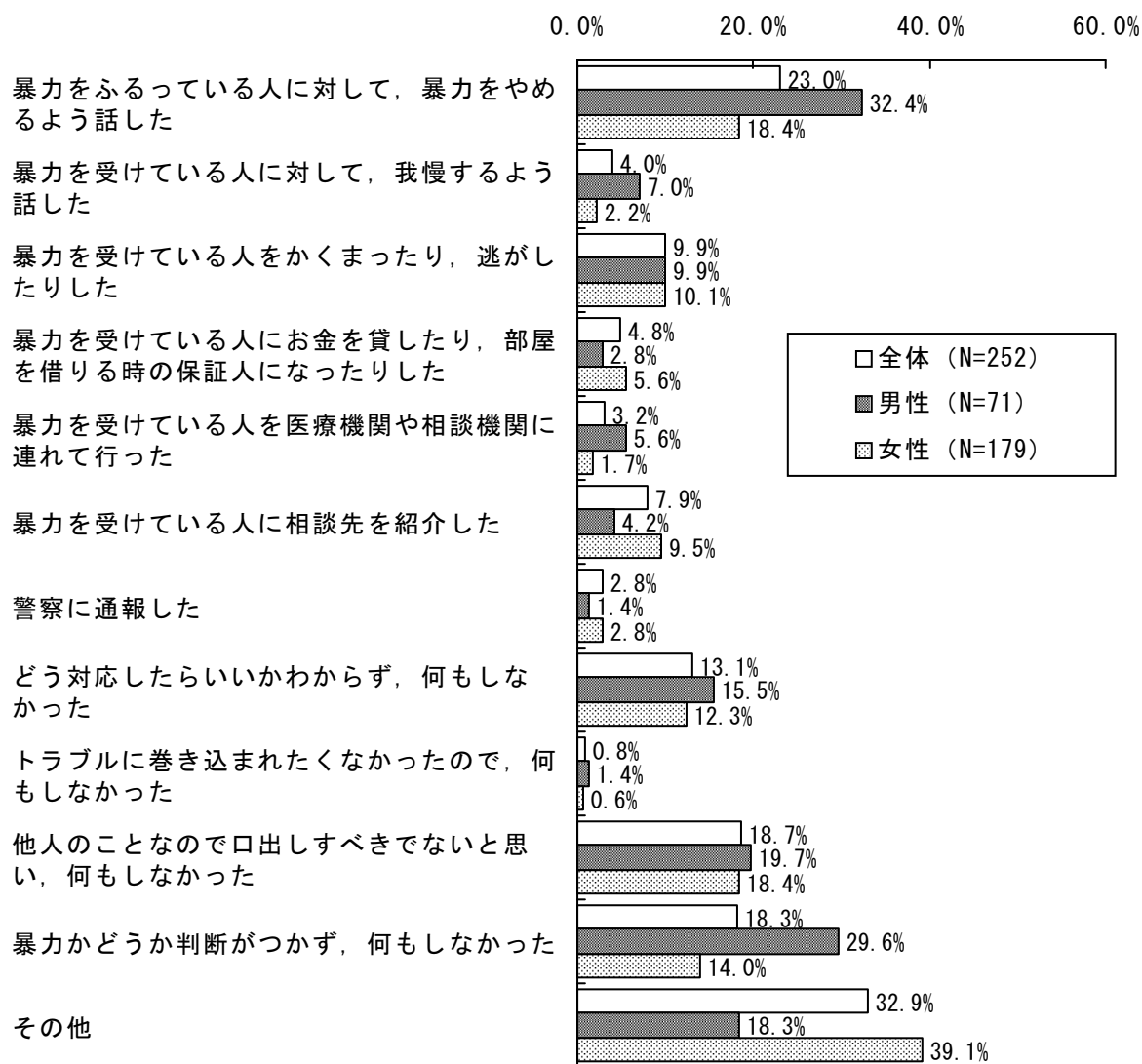


被害者を「知っている」又は「もしかしたら暴力を受けているかもしれないと思う人がいる」と回答した人のうち、被害者との関係を見ると、「友人・知人」が58.7%で最も多い。

(3) 暴力を見聞きしたときの対応

問 17 暴力を受けている（かもしれない）ことに気づいて、あなたはどうしましたか。
（あてはまるものすべてに○）

図 17-1 暴力を見聞きしたときの対応（複数回答）



被害者を「知っている」又は「もしかしたら暴力を受けているかもしれないと思う人がいる」と回答した人のうち、暴力を見聞きしたときの対応を見ると、「その他」を除いて、男性では「暴力をふるっている人に対して、暴力をやめるよう話した」が32.4%で最も多く、次いで「暴力かどうか判断がつかず、何もしなかった」(29.6%)となっている。女性では「暴力をふるっている人に対して、暴力をやめるよう話した」と「他人のことなので口出しすべきでないと思い、何もしなかった」が18.4%となっている。

なお、「その他」には「過去の話であった、あるいは、対処済みであったので、何もしなかった」(24人、全体の9.5%)、「離別を勧めた」(17人、同6.7%)、「相談にのった、話を聞いた」(13人、同5.2%)などがある。

被害者を手助けしたかどうか^⑨を見ると、手助けした人が36.1%、手助けしなかった人が42.5%となっている。

女性の回答を前回調査と比較すると、「暴力をふるっている人に対して、暴力をやめるよう話した」は今回が18.4%で、前回（14.6%）より3.8ポイント増加している。

図 17-2 暴力を見聞きしたときに被害者を手助けしたか

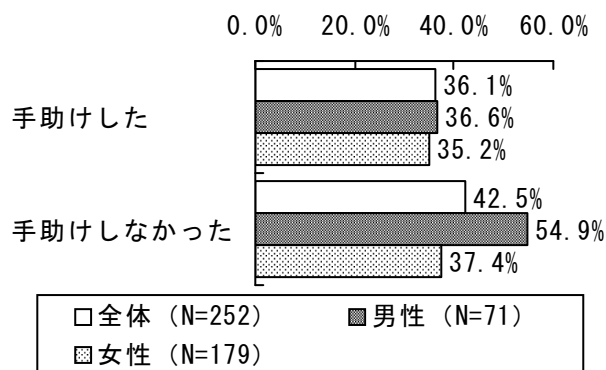


表 17-1 調査年度別 暴力を見聞きしたときの対応（複数回答）

（平成十九年度） 今回	暴力をふるっている人に対して話した	暴力を受けている人に対して我慢するよう話した	暴力を受けている人をかくまったり、逃がしたりした	暴力を受けている人にお金を貸したり、部屋を借りる時の保証人になったりした	暴力を受けている人を医療機関や相談機関に連れて行った	暴力を受けている人に相談先を紹介した	警察に通報した	どう対応したらいいかわからず、何もしなかった	トラブルに巻き込まれなかった	他人のことなので口出しすべきでないと思い、何もしなかった	暴力かどうか判断がつかず、何もしなかった	その他	有効回答数
女性	33 18.4%	4 2.2%	18 10.1%	10 5.6%	3 1.7%	17 9.5%	5 2.8%	22 12.3%	1 0.6%	33 18.4%	25 14.0%	70 39.1%	179 100.0%
（平成十一年度） 前回	夫（恋人）に暴力をやめるよう話した	彼女にガマンするように話した	彼女をかくまったり、逃がしたりした	彼女にお金を貸したり、部屋を借りる際の保証人になった	彼女と一緒に病院や相談機関に行ったりした	彼女に紹介した	彼女に紹介した	どう対応したらいいかわからず、何もしなかった	トラブルに巻き込まれなかった	他人のことなので口出しすべきでないと思い、何もしなかった	暴力かどうか判断がつかず、何もしなかった	その他	有効回答数
女性	46 14.6%	17 5.4%	26 8.3%	15 4.8%	12 3.8%	20 6.4%	20 6.4%	99 31.5%	12 3.8%			121 38.5%	314 100.0%

⑨ 「手助けした」と「手助けしなかった」は以下のように分類している。ただし、「手助けした」と「手助けしなかった」をどちらも回答している場合は重複して両方で集計している。

・「手助けした」:

「暴力をふるっている人に対して、暴力をやめるよう話した」、「暴力を受けている人をかくまったり、逃がしたりした」、「暴力を受けている人にお金を貸したり、部屋を借りる時の保証人になったりした」、「暴力を受けている人を医療機関や相談機関に連れて行った」、「暴力を受けている人に相談先を紹介した」、「警察に通報した」

・「手助けしなかった」:

「暴力を受けている人に対して、我慢するよう話した」、「どう対応したらいいかわからず、何もしなかった」、「トラブルに巻き込まれなかった」、「他人のことなので口出しすべきでないと思い、何もしなかった」、「暴力かどうか判断がつかず、何もしなかった」

母数が少ないため傾向を見るにとどめるが、暴力を見聞きしたときの対応について被害者との関係別で見ると、「親」、「兄弟姉妹」、「子・孫」では「暴力をふるっている人に対して、暴力をやめるよう話した」の比率が高い。「友人・知人」、「近所の住民」では「他人のことなので口出しすべきでない」と思い、何もしなかった」が2割台となっている。

表 17-2 被害者との関係別 暴力を見聞きしたときの対応（複数回答）

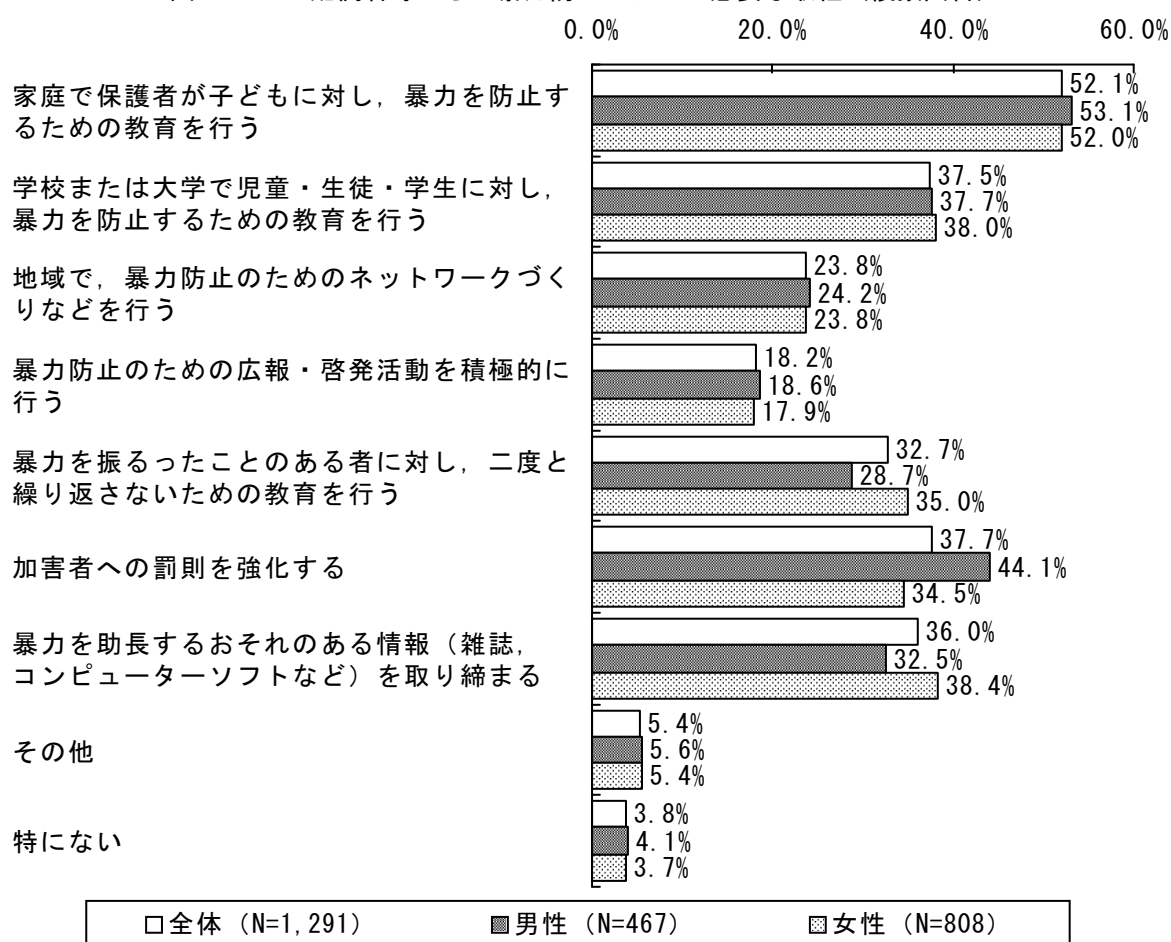
	し暴力を た、ふる て、暴力を 我慢する よう話し た対し	ま暴力を つたり受 けてい る人 をしか たく	時を貸 の保証 した人 になっ た部屋 を借り たにお 金	暴力を 貸し受 けられ る人 にお金	機関を 関や相 談機関 に連 れて医 療	先暴力 を紹介 した る人 に相 談	警察に 通報し た	らどう ず、対 応もし たら なかつ たか わ	かな つた ら つた の で、 巻 込 ま れ な く
親	15 68.2%	0 0.0%	5 22.7%	1 4.5%	1 4.5%	1 4.5%	2 9.1%	5 22.7%	1 4.5%
兄弟姉妹	13 40.6%	2 6.3%	3 9.4%	1 3.1%	0 0.0%	1 3.1%	0 0.0%	5 15.6%	1 3.1%
子・孫	7 58.3%	0 0.0%	3 25.0%	2 16.7%	0 0.0%	1 8.3%	0 0.0%	2 16.7%	0 0.0%
友人・知人	18 12.2%	6 4.1%	12 8.1%	9 6.1%	3 2.0%	14 9.5%	3 2.0%	18 12.2%	0 0.0%
近所の住民	8 22.2%	1 2.8%	1 2.8%	0 0.0%	2 5.6%	3 8.3%	3 8.3%	3 8.3%	0 0.0%
	いし他 す人の もきこ しな ない の で 思 口 出	か暴 力、 か ど う し か な 判 か 断 つ が た	そ の 他	有 効 回 答 数					
親	1 4.5%	1 4.5%	4 18.2%	22 100.0%					
兄弟姉妹	5 15.6%	7 21.9%	7 21.9%	32 100.0%					
子・孫	0 0.0%	1 8.3%	4 33.3%	12 100.0%					
友人・知人	33 22.3%	26 17.6%	59 39.9%	148 100.0%					
近所の住民	9 25.0%	8 22.2%	9 25.0%	36 100.0%					

4 配偶者等からの暴力防止や被害者支援

(1) 配偶者等からの暴力防止のために必要な取組

問 18 夫婦や交際中の男女間における暴力を防止するためには、どのようなことが必要だと思いますか。(あてはまるもの3つまでに○)

図 18-1 配偶者等からの暴力防止のために必要な取組（複数回答）

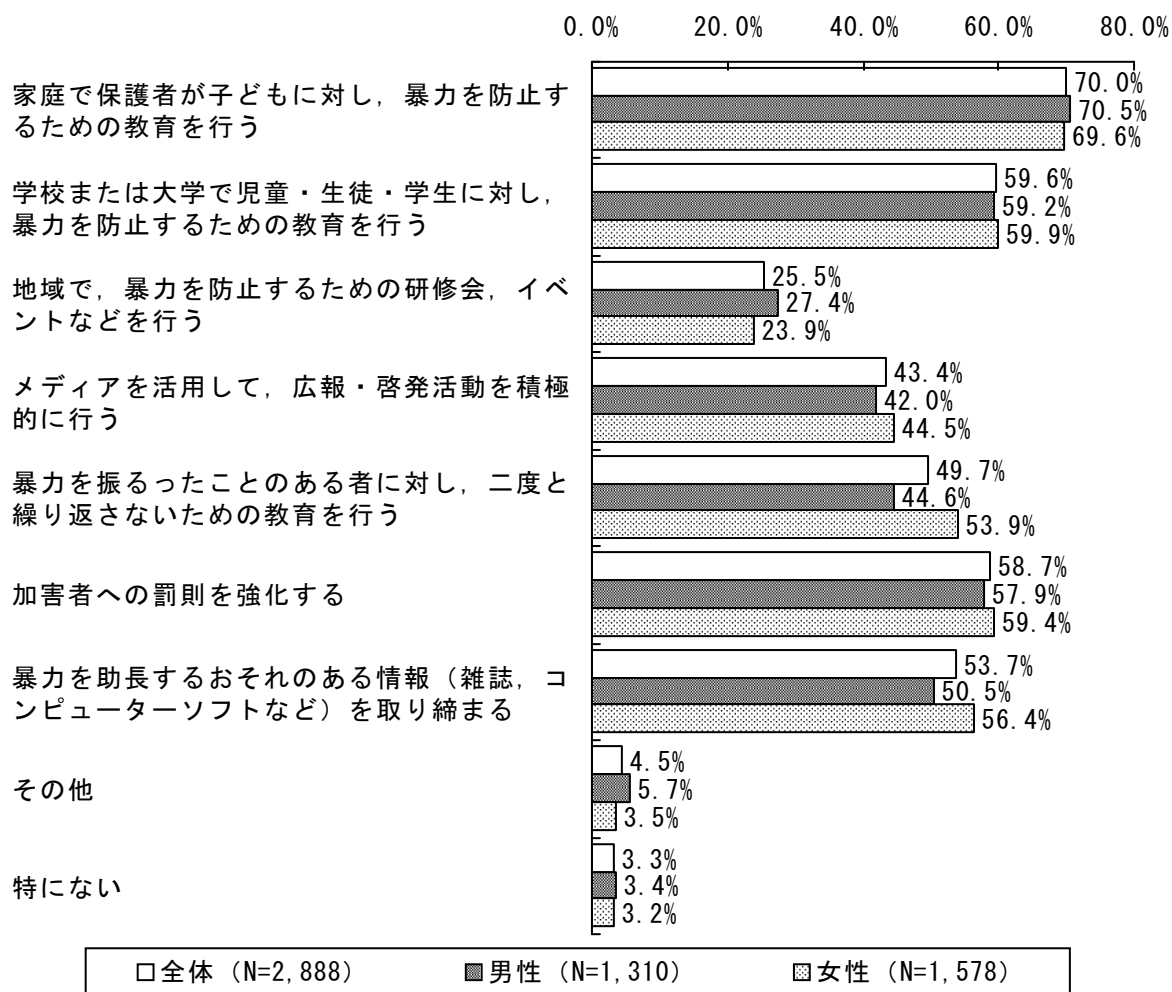


配偶者等からの暴力防止のために必要な取組を見ると、男女共に「家庭で保護者が子どもに対し、暴力を防止するための教育を行う」（男性 53.1%，女性 52.0%）が最も多い。

性別で比較すると、「加害者への罰則を強化する」は男性が 44.1%で女性（34.5%）を 9.6 ポイント上回っている。一方、「暴力を振るったことのある者に対し、二度と繰り返さないための教育を行う」（男性 28.7%，女性 35.0%）や「暴力を助長するおそれのある情報（雑誌、コンピューターソフトなど）を取り締まる」（男性 32.5%，女性 38.4%）は男性より女性に多くなっている。

【参考】内閣府調査（平成 17 年度）より

図 男女間の暴力を防止するために必要なこと（複数回答）



年齢別で見ると、すべての年齢層で「家庭で保護者が子どもに対し、暴力を防止するための教育を行う」が最も多い。

「地域で、暴力防止のためのネットワークづくりなどを行う」、「暴力を振るったことのある者に対し、二度と繰り返さないための教育を行う」は年齢が下がるほど比率が高くなっている。

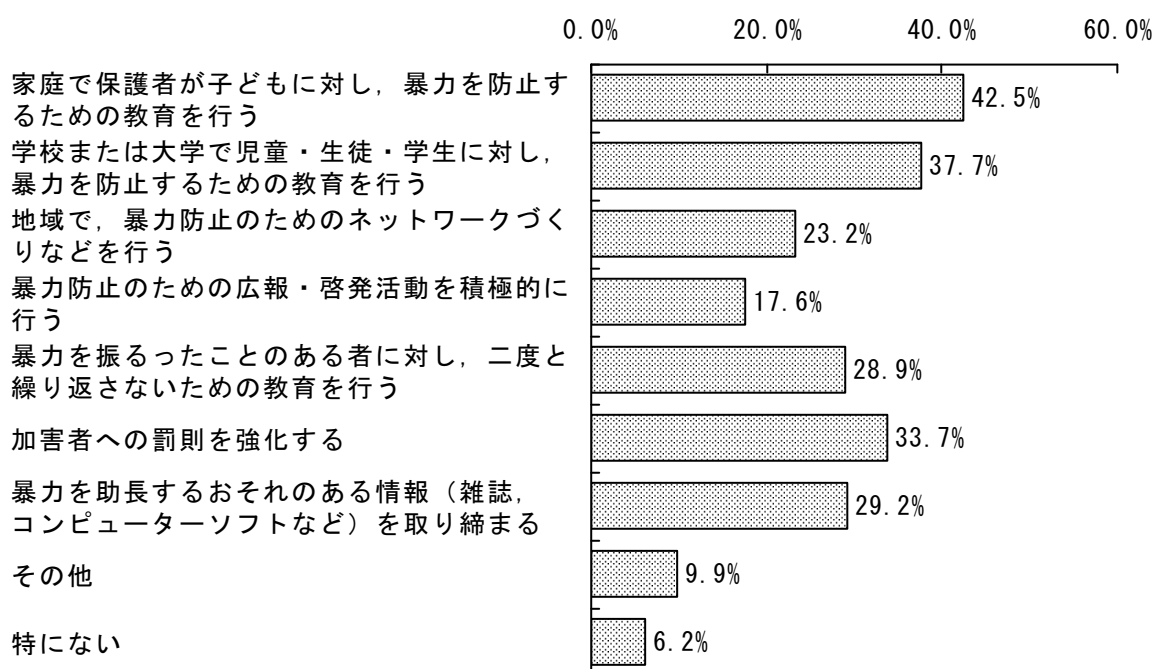
表 18－1 年齢別 配偶者等からの暴力防止のために必要な取組（複数回答）

	め対家 のし庭 教で 育保 を護 を行者 うが 止子 すど るも たに	行を生学 う防徒校 止・ま す学た る生は たに大 め対学 のし、 教育暴 を力・	ど地域 をネッ で行ツ うで、 ト暴 ワ力 ーク 防 止 の た め	啓暴 発力 活防 動止 をの 積た 極め 的の に広 行報 う・	う返る暴 さ者に ない対 したし 、つた の二こ 教度と 育とそ をのの 行りあ	る加 害者 への 罰則 を強 化す	をビあ暴 取りユ情を 取りター助 締ター報長 まる（（雑 ソ誌、 フトお など）そ の	そ 他	特 に ない	有 効 回 答 数
20歳代	70 51.5%	48 35.3%	50 36.8%	17 12.5%	56 41.2%	62 45.6%	32 23.5%	12 8.8%	5 3.7%	136 100.0%
30歳代	107 50.5%	94 44.3%	62 29.2%	26 12.3%	87 41.0%	100 47.2%	59 27.8%	9 4.2%	4 1.9%	212 100.0%
40歳代	105 55.9%	73 38.8%	43 22.9%	34 18.1%	70 37.2%	66 35.1%	72 38.3%	12 6.4%	4 2.1%	188 100.0%
50歳代	164 56.9%	116 40.3%	66 22.9%	66 22.9%	85 29.5%	111 38.5%	126 43.8%	15 5.2%	8 2.8%	288 100.0%
60歳以上	222 49.2%	151 33.5%	85 18.8%	89 19.7%	118 26.2%	145 32.2%	173 38.4%	22 4.9%	28 6.2%	451 100.0%

被害経験のある人の回答を見ると、「家庭で保護者が子どもに対し、暴力を防止するための教育を行う」が42.5%で最も多く、次いで「学校または大学で児童・生徒・学生に対し、暴力を防止するための教育を行う」（37.7%）となっている。

図 18－2 配偶者等からの暴力防止のために必要な取組
（被害経験がある人）（複数回答）

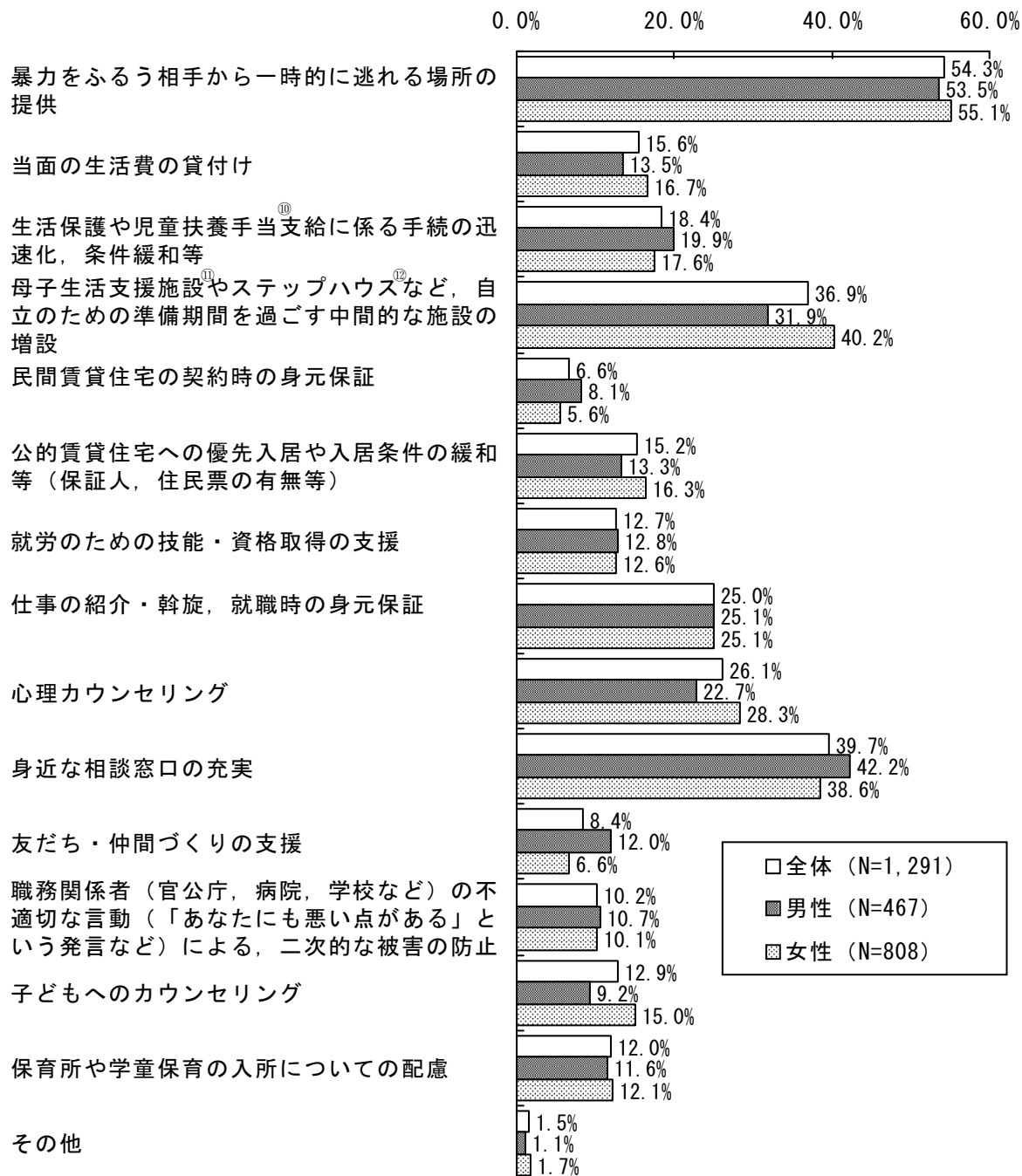
N=353



(2) 被害者に必要な支援施策

問 19 配偶者等からの暴力の被害者は、精神的にも経済的にも困難な状況におかれています。被害者への支援施策としてどのようなことが必要だと思いますか。
(あてはまるもの3つまでに○)

図 19-1 被害者に必要な支援施策（複数回答）



⑩ 母子世帯等に支給される手当

⑪ 様々な事情で生活が困難な母子世帯等の保護や自立促進のための支援を行う施設

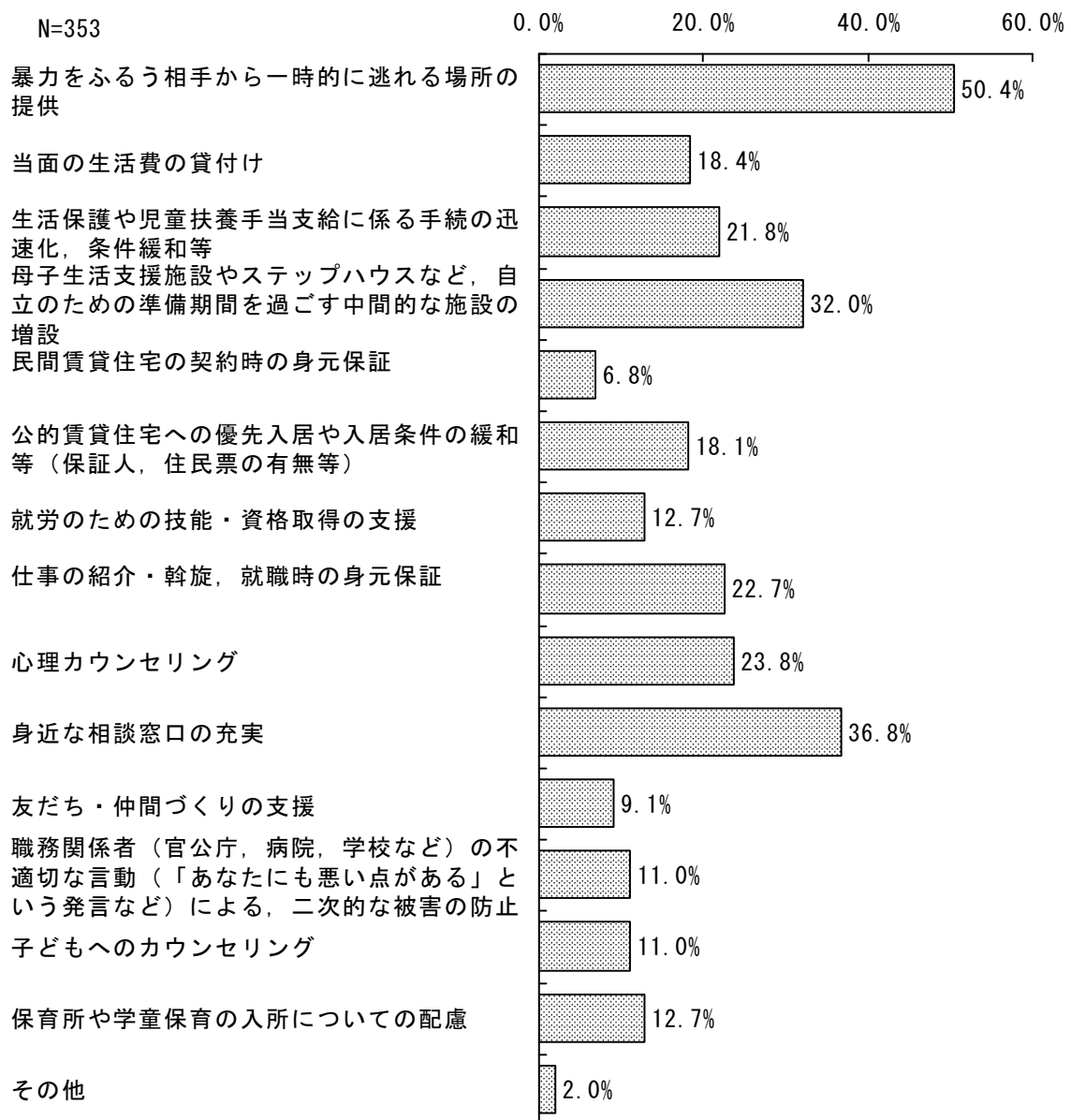
⑫ 配偶者等からの暴力の被害者が、緊急一時保護のあと、就労など自立の準備をしながら生活する施設

被害者に必要な支援施策を見ると、男女共に「暴力をふるう相手から一時的に逃れる場所の提供」（男性 53.5%，女性 55.1%）が最も多く、次いで女性では「母子生活支援施設やステップハウスなど、自立のための準備期間を過ごす中間的な施設の増設」（40.2%），男性では「身近な相談窓口の充実」（42.2%）となっている。

「母子生活支援施設やステップハウスなど、自立のための準備期間を過ごす中間的な施設の増設」（男性 31.9%，女性 40.2%），「子どもへのカウンセリング」（男性 9.2%，女性 15.0%），「心理カウンセリング」（男性 22.7%，女性 28.3%）は、女性が男性を上回っている。一方、「友だち・仲間づくりの支援」（男性 12.0%，女性 6.6%），「身近な相談窓口の充実」（男性 42.2%，女性 38.6%）は、男性が女性を上回っている。

被害経験のある人の回答を見ると、「生活保護や児童扶養手当支給に係る手続きの迅速化、条件緩和等」（21.8%），「当面の生活費の貸付け」（18.4%），「公的賃貸住宅への優先入居や入居条件の緩和等（保証人、住民票の有無等）」（18.1%）が、被害経験のない人を含む全体の回答（図 19-1）を若干上回っている。

図 19-2 被害者に必要な支援施策（被害経験がある人）（複数回答）



被害経験のある人のうち、暴力を受けたときの対応別で見ると、「相手と別れた」では、「生活保護や児童扶養手当支給に係る手続の迅速化、条件緩和等」(35.2%)、「公的賃貸住宅への優先入居や入居条件の緩和等(保証人、住民票の有無等)」(33.3%)が3割を超え、被害経験のない人を含む全体の回答(図19-1)に比べて高い比率となっている。

「別れようと思ったが、別れなかった」では、「母子生活支援施設やステップハウスなど、自立のための準備期間を過ごす中間的な施設の増設」が39.5%となっている。「別れようとは思わなかった」では、「身近な相談窓口の充実」が44.4%となっている。

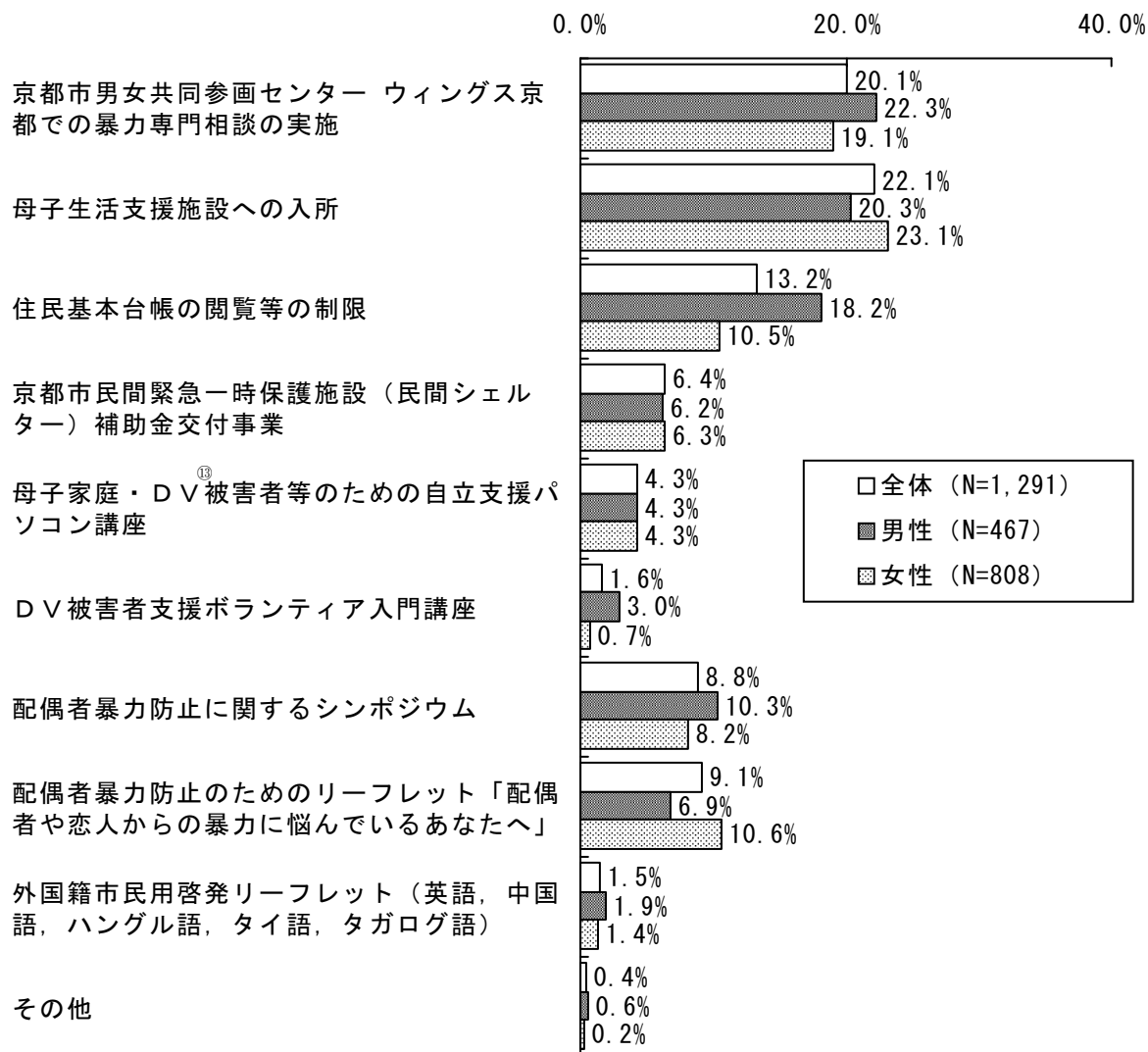
表 19-1 暴力を受けたときの対応別 被害者に必要な支援施策(複数回答)

	暴力的に逃げる場合の相手からの一時	当面の生活費の貸付け	生活保護や児童扶養手当支給に係る手続の迅速化、条件緩和等	母子生活支援施設やステップハウスの増設	民間賃貸住宅の契約時の身元保証	公的賃貸住宅への優先入居や、入居条件の緩和等（保証人、住民票の有無等）	就労のための技能・資格取得の支援	仕事の紹介・斡旋、就職時の身元保証
相手と別れた	30	14	19	12	5	18	5	9
	55.6%	25.9%	35.2%	22.2%	9.3%	33.3%	9.3%	16.7%
別れようと思ったが、別れなかった	66	26	23	49	10	25	19	36
	53.2%	21.0%	18.5%	39.5%	8.1%	20.2%	15.3%	29.0%
別れようとは思わなかった	75	21	31	46	7	16	17	32
	49.0%	13.7%	20.3%	30.1%	4.6%	10.5%	11.1%	20.9%
	心理カウンセリング	身近な相談窓口の充実	友だち・仲間づくりの支援	職務関係者（官公庁、病院、学校など）の不適切な言動（「あなたにも悪い点がある」という発言など）による、二次的な被害の防止	子どもへのカウンセリング	保育所や学童保育の入居に ついでに配慮	その他	有効回答数
相手と別れた	9	14	3	10	7	10	2	54
	16.7%	25.9%	5.6%	18.5%	13.0%	18.5%	3.7%	100.0%
別れようと思ったが、別れなかった	28	42	12	17	15	17	1	124
	22.6%	33.9%	9.7%	13.7%	12.1%	13.7%	0.8%	100.0%
別れようとは思わなかった	42	68	15	9	15	13	3	153
	27.5%	44.4%	9.8%	5.9%	9.8%	8.5%	2.0%	100.0%

(3) 京都市の施策の認知度

問 20 京都市が行っている配偶者等からの暴力の防止に関する次の施策を知っていますか。(あてはまるものすべてに○)

図 20-1 京都市の施策の認知度 (複数回答)



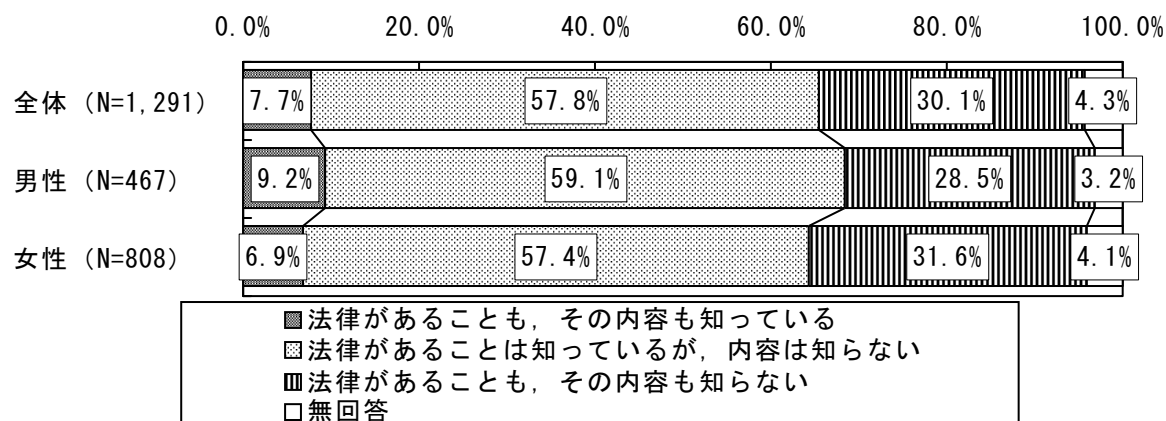
配偶者等からの暴力の防止に関する京都市の施策の認知度を見ると、男女共に「京都市男女共同参画センター ウィングス京都での暴力専門相談の実施」(男性 22.3%, 女性 19.1%)と「母子生活支援施設への入所」(男性 20.3%, 女性 23.1%)が他の施策と比べて高い。次いで、男性では「住民基本台帳の閲覧等の制限」(18.2%), 女性では「配偶者暴力防止のためのリーフレット『配偶者や恋人からの暴力に悩んでいるあなたへ』」(10.6%), 「住民基本台帳の閲覧等の制限」(10.5%)となっている。

⑬ 配偶者等からの暴力 (ドメスティック・バイオレンス) の略称

（４）配偶者暴力防止法の認知度

問 21 あなたは、配偶者暴力防止法について知っていますか。
（あてはまるもの１つに○）

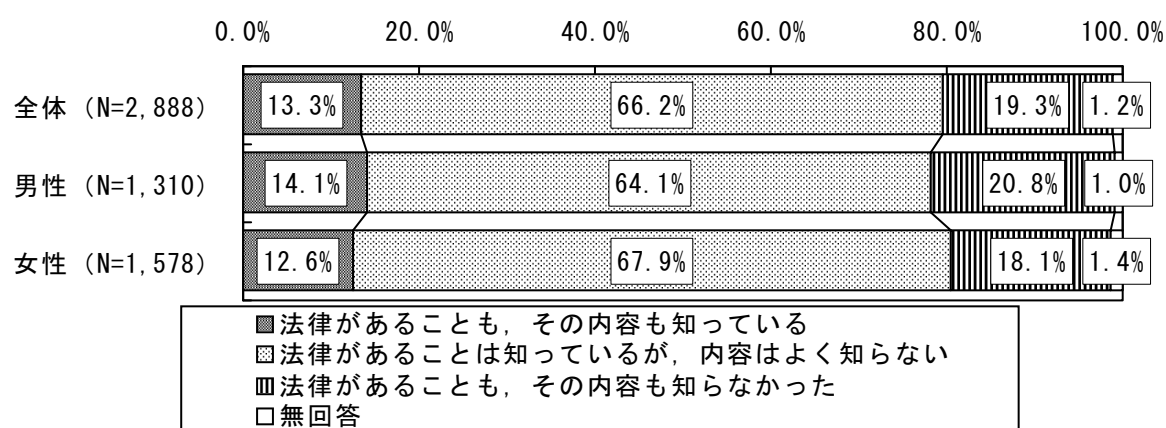
図 21－１ 配偶者暴力防止法の認知度



配偶者暴力防止法^⑭の認知度を見ると、男女共に「法律があることは知っているが、内容は知らない」（男性 59.1%，女性 57.4%）が最も多く 6 割弱となっている。「法律があることも、その内容も知っている」は 1 割弱となっており、「法律があることも、その内容も知らない」が約 3 割となっている。

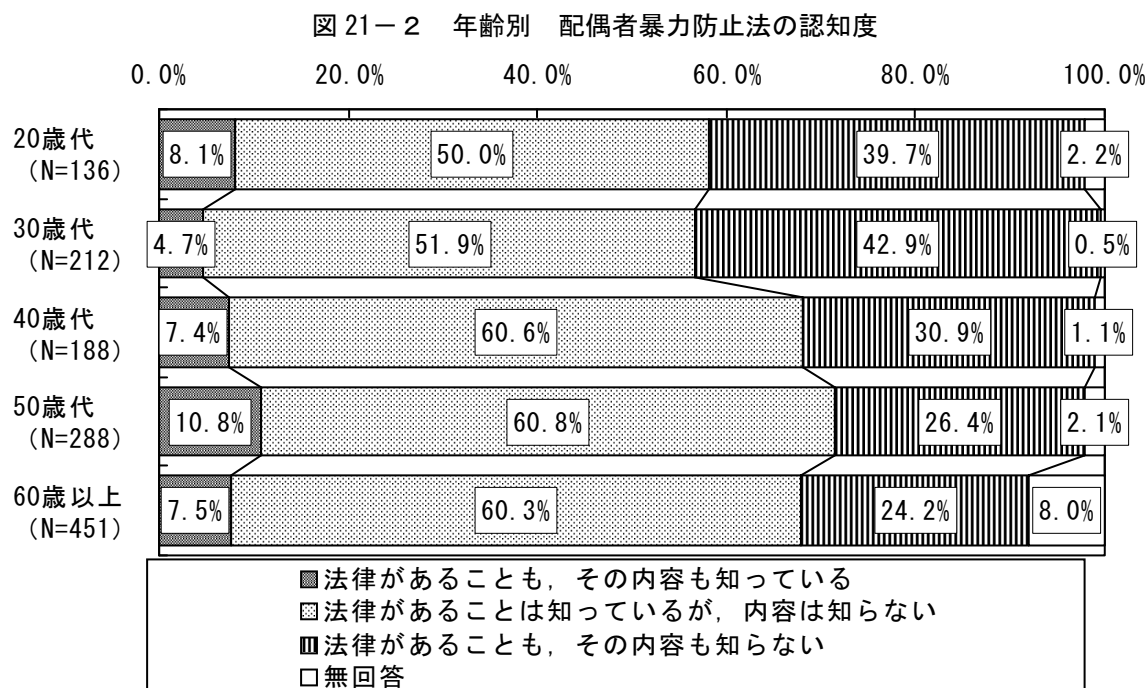
【参考】内閣府調査（平成 17 年度）より

図 配偶者暴力防止法の認知度

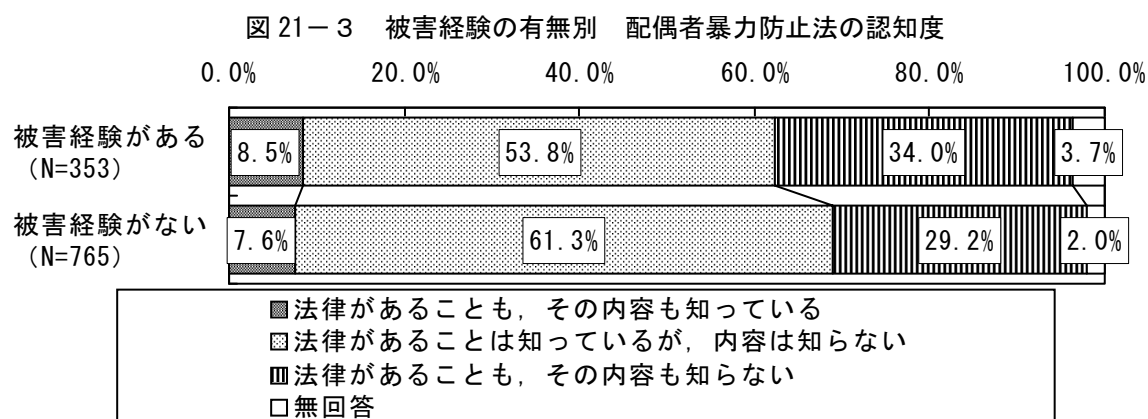


^⑭ 正式名称は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」。同法に基づき、「配偶者暴力相談支援センター」が設置され、相談や自立に向けた情報提供等の援助や、避難する被害者のための一時保護が行われている。また、裁判所への申立てにより、加害者が被害者へ接近することを禁止するなどの保護命令が発令される。適用範囲は、夫婦に限らず、同居等で事実上の婚姻関係にある男女や、外国籍市民にも及ぶ。「暴力」は身体的暴力だけでなく、心身に影響を及ぼす言動等も含まれる。

年齢別で見ると、「法律があることも、その内容も知らない」は30歳代が42.9%で最も多く、次いで20歳代（39.7%）となっている。



被害経験の有無別で見ると、「法律があることも、その内容も知っている」は被害経験のある人もない人も1割弱にとどまり、「法律があることは知っているが、内容は知らない」は被害経験のある人が53.8%で、ない人（61.3%）を7.5ポイント下回っている。「法律があることも、その内容も知らない」は被害経験のある人が34.0%で、ない人（29.2%）を4.8ポイント上回っている。



第 3 章 調査結果を受けて ー専門家の意見ー

今回の調査結果を受けて，3 人の専門家にそれぞれの立場から自由な御意見を寄せていただきました。

DV対策の現状と課題

京都大学大学院文学研究科教授,

内閣府 女性に対する暴力に関する専門調査会委員

伊藤 公雄

1 はじめに

流行にのって「新しい言葉」を気軽に使うことは、個人的にはあまり好きではない。しかし、「新しい言葉」が、それまで隠されていた問題を顕在化させ、その解決へと向かう動きを加速させることがしばしばあるというのも事実である。

セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンス（DV）といった、主に女性が被害者になりがちな性暴力問題も、この「言葉」が使われるようになるまでは、明らかに社会的には「見えない」問題だった。ひどい被害に遭い、「なぜ、こんな目に遭わなければならないのか」と深く悩んではいても、それに「名前」がなかったために、多くの人は、「自分独り」が経験している「我慢すればいい」個人的な問題だと思い込まされてきたのだ。ところが、「名前」が付くことで、これらの性暴力が、人権侵害の「ひどい」問題であるという認識が、多くの人に共有されるようになった。

2 広がるDVについての認識

今回、京都市が調査したDVについても、2001年（平成13年）に配偶者暴力防止法（DV防止法）が制定されて以後、この問題についての社会的な認知度が急速に広がったことがわかる。2000年（平成12年）に発表された京都市の調査によれば、「DVを受けたと思ったことはない」と答えながらも、DVの形態を示すなんらかの項目を選択している女性が、回答者の1割を占めていたという（財団法人京都市女性協会『京都市 女性への暴力に関する市民意識調査報告書』）。つまり、当時は、DVという概念がきちんと周知されていなかったのである。しかし、DV防止法が生まれて以後、DVについての認識は高まってきた。DVは、「パートナー間ではよくあること」や「(犬も食わない) 単なる夫婦喧嘩」ではなく、「犯罪」であるという認識が少しずつ共有されるようになった。

相談件数も多くの自治体で急上昇しつつある。今回の京都市の調査でも、前回と比べて被害を受けた女性のなかで「相談した」と答えた割合は、30.8%から37.2%と増加している（図9-2）。

ただし、「相談」一つとっても、問題が解決されつつあるとは言えない。むしろ、認識は深まったが、課題はまだまだ山積み状態なのだ。例えば、問9の回答をよく見ると、相談の有無についての「無回答者」は28.9%から3.2%へと急減している（つまり、DVを受けた場合、相談するという方法があるということへの認識は深まったと言える）が、他方で、「相談しな

かった」が、40.3%から59.7%へと急増しているのである。この数字は、見方によれば、「相談すべきだということを知っているが相談するところまで一歩踏み出せない」という人が増加しているということを示唆している。安心できる安全な相談体制の充実の必要性は、こうした数字からも読み取ることができるだろう。

3 医療現場や学校へのDV防止法の周知が必要

また、DVという言葉の理解は広がったにしても、「DV防止法」それ自体の認知度は、今回の調査でも必ずしも高くない(図21-1)。内容を知っている人は男性で9.2%、女性で6.9%でしかない。逆に、法律の存在を知らない人も男性28.5%、女性31.6%と、むしろ被害者になる可能性が高いはずの女性の認知度が、男性よりも低いのだ。市民全体(特に被害者になりがちな女性)に向けた、法律の内容や相談体制についての情報の周知が、何よりも求められるところだ。

DV防止法の内容についての情報提供ということ言えば、市民への周知の努力とともに、実際にDV問題と直面している(はずなのに、あまり気付かれていないように見える)いくつかの領域に対しては、さらに徹底した周知の努力が求められるだろうと思う。

その一つが医療現場である。外傷を負って医療施設を訪れる人のなかにはDVによる被害者も含まれているはずだ。ところが、医療関係者には守秘義務が課せられていることもあり、警察等への通報は「個人情報だから」ということで、なかなか行われたいケースも多いと思われる。実は、DV防止法第6条には、「(DVを発見した者は)配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない」と書かれており、特に第2項では、「医師その他の医療関係者」の通報の努力義務が明記され、さらに第4項には「(医師その他の医療関係者は)配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない」と、情報提供の努力義務規定が示されている。医療従事者への研修の徹底が求められるところだ。

もう一つ、緊急に法律の周知を進めてほしい現場に、学校がある。というのも、児童生徒のなかには、その家庭においてDV問題が生じている場合もあると考えられるからだ。児童生徒のプライバシーや心のケアに十分に注意しつつ適切な対応を取るためにも、教師に対するDVについての基本的知識の提供やDV防止法の内容の周知、さらに、相談機関との連携等についての対処法等の研修をきちんと行う必要がある。(なかでも、子連れで家を出た被害者のケースなどでは、保護命令制度等についての現場教師への周知は極めて重要になるだろう)。

4 「恋人・元恋人からの暴力(デートDV)」

現行のDV防止法では対応しきれないDV問題として、いわゆる「デートDV」(「恋人・元恋人からの暴力」と言った方がいいのかもしれない)についても考えておく必要があるだろう。今回の調査でも、DV被害にあった経験のある人に加害者との関係を聞いた質問で、「交際相手」と回答した人が男女とも16~18%ほどいた(被害経験の割合では女性が多いため、全体の

回答から計算すると女性で 5.1%，男性で 3.6%程度になる）（図 6-1）。

内閣府も既にこの問題への対応を開始しており，2007 年（平成 19 年）11 月には，内閣府主催で「恋人からの暴力」を軸にしたシンポジウムも開催されている（私も，パネリストの一人として参加した）。シンポジウムに先立って，内閣府の呼びかけによる若い世代をメンバーにした企画委員会が形成され，彼ら彼女ら自身の手で作成された調査項目をもとにインターネット上でアンケート調査も行われている。この日のシンポジウムでは，調査結果の概要とともに，「恋人からの暴力」についての若い世代からの問題提起も行われた。

「恋人・元恋人からの暴力」は，「配偶者（内縁関係を含む）・元配偶者」を対象にしている現行法では，対応しきれない問題だ（刑法の暴行・傷害罪やストーカー規制法などが適用可能な法律になる）。保護命令等が行使しにくい状況だからこそ，行政的な措置も含めた，身近なかつきめ細かい対応が求められるところだろう。中・高等学校や大学・専門学校等における対応も重要だ。特に，教師たちへの研修は必須の課題だろう。

5 学校等での予防啓発の重要性

前述のシンポジウムでの発表で興味深かったのは，実は，若い世代の間でも恋人間の暴力は「暴力」としてきちんと認識されていないということだった。言葉による暴力や，行動の制限などの社会的暴力，さらに身体的暴力さえもが，しばしば「愛情ゆえのものだ」という形で，許容されやすいのだという。

学校教育の場での，若い世代向けの「暴力」についての予防・啓発教育の重要性は，こうした議論からも理解できるだろう。

しかし，「暴力」が人を傷つける人権侵害の行為であることは理解できても，「何が暴力なのか」ということについては，意外ときちんと考えられてはいない。さらに，暴力と直面したときの対応法や，逆に，暴力をふるってしまいそうなとき，それを抑制する（例えば，怒りを言葉にする）方法等についても，いまだ学校現場では，十分な対応がされているわけではない。

だからこそ，非暴力のための（「暴力とは何か」を問うとともに，暴力をふるわないための方法や暴力を回避する方法も含めた）教育プログラムや，（受け身的にも攻撃的にもならず，相手に配慮しつつ対等に自分の思いを伝えるための）コミュニケーション教育のプログラムが，小学校から大学・大学院まで，きちんと準備される必要があるのだ。とは言っても，こうした予防啓発は，一方的に「教える」形では，なかなか身に付かない。ロール・プレイやディベートなどを含む，参加発見型の教育プログラムを早急に開発し実施していく必要があるだろう（この問題は，「いじめ」や「不登校」などの学校現場で発生している諸問題とも重なるはずだ）。

6 男性という課題

最後に，男性の問題についても触れておきたい。DVの加害者の大半は男性であると言われる。多くの男性が無自覚に背負い込んでいる「男は強く支配的でなければならない」という思

い込みが、DVの背景にある。と同時に、男性は、「女性というものは、自分たち男をサポートしてくれる存在、ストレス等も含めて、すべて包み込んで癒してくれるべき存在だ」という女性への強い依存の傾向もある。言ってみれば、男性の多くは、女性に対して「いばりつつ甘える」状況にあるのだ。

例えば、アメリカなどのDVでは、加害者の男性が「アイラブユー（お前を愛している）」と繰り返し叫びながら妻を殴るケースがしばしば報告されている。しかし、これは「アイラブユー」ではなく「ラブミープリーズ（俺を愛してくれ）」なのだろうと思う。「自分を愛しているなら、殴られて自分のイライラを鎮めてくれ」とでも言っていいたいような、とんでもなく勝手な「甘え」がそこにはあると思う。

こうした男性の勝手な思い込みに気付いてもらうためにも、男性自身を縛っている固定的な「男とはこうあるべきだ」とか「女はこうあるべきだ」的な意識を、見つめ直してもらう必要がある。学校教育とともに、社会教育などの場でも、男性に対する固定的なジェンダー意識を変革するための働きかけが大切だろう。

さらに、今回の調査でも見えてきたことだが、DVの被害者としての男性という課題にも目配りする必要がある（問3によれば、女性の被害者が31.3%に対して、男性も20.3%ある）。これは、DVの被害者になりやすいと言われる女性の側にとっても問題なのだ。というのも、女性の側からの「軽い暴力」が、男性を刺激して、「激しい暴力」を生むという暴力の連鎖が指摘されているからである。

また、男性のなかにも、女性からの暴力により精神的にも肉体的にも傷ついてしまっているという事例も、実際に存在している。ところが、現行のDV防止法は、男女両性を対象にしてはいるが、実際の対策という点では、男性を被害者として想定した対応策はほとんど何も準備されていない。

7 おわりに

DV防止法の再々度の改正によって、日本のDV対策は、かなり充実してきた。また、市民意識としても、この問題についての認知は深まりつつある。しかし、これまで述べてきたような課題も含めて、まだまだ問題は山積みである。

今回のDV防止法の改正により、市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者保護のための基本計画策定が、努力義務として定められた。京都市においても、今後、この基本計画策定が浮上してくるだろう。この基本計画策定に際しては、法的なレベルでの対応の充実とともに、ここまで述べてきたような現行法がいまだ十分対応しきれていない課題についても検討し、可能な限りきめの細かい対策を盛り込んでいただきたいものだと考えている。

京都市「配偶者等からの暴力に関する調査」分析 —調査結果からみた課題

ウィメンズカウンセリング京都代表 井上 摩耶子

私は、前回の京都市の調査に関わっていたので、今回再び調査が行われると聞き、8年後の今回の調査結果と前回の調査結果との比較にも興味があった。

フェミニストカウンセラー（※1）の観点から、4点について考えてみたい。

1 京都市民のDVに対する認識は？

問1に挙げられている10項目のDV行為に対して、約7割の人が「どんな場合でも暴力にあたる」とした行為は、「手でぶったり、足でける」、「物を投げつける」、「いやがっているのに性的な行為を強要する」の3項目だけである。この傾向は男女とも、各年齢層ともに見られる。また、DV被害経験のある人となない人との比較では、上述の傾向は同じであるが、「どんな場合でも暴力にあたる」とする割合が被害経験のある人の方が低い。おそらく、自分の受けている暴力について何らかの理由をつけて「暴力ではない」とする無意識的な否認のメカニズムが働くからだろう。全体的に見て、京都市民の「DVはどんな場合においても暴力である」という認識は低いと言わざるを得ない。

問2は、「男女間の暴力についてどう思うか」である。85.8%の人が「どんな理由があっても暴力はふるうべきではない」と答えている（図2-1）。しかし、DV被害者側を責める「暴力を受ける方にも問題があるのではないかと思う」と回答した人も今だに35.6%に上り、「夫婦（交際中の男女）間のケンカの一種で暴力にあたらないと思う」と答えた人も11.1%ある。そして56.2%の人は「暴力をふるう相手とは別れたらいいと思う」としている。別れるということに異論はないが、「暴力は個人的な問題ではなく、社会的な対策が必要な問題だと思う」という回答が32.9%に終わっているのは残念である。子どものこと（親権など）や経済的な不安のために、「別れなかった（別れない）」女性が多いからである。ここから言えることは、DVは「女性への人権侵害としての犯罪」であるという性質が強く、個人的な問題ではなく社会的な問題であり、DV被害者に対する社会的な対策が必要とされているにもかかわらず、京都市民にはその認識があまり高いとはいえないことである。

前回調査と比較しても、遺憾ながら「暴力を受ける方にも問題があるのではないかと思う」、「暴力をふるう人は異常な人だと思う」、「夫婦（交際中の男女）間のケンカの一種で暴力にはあたらないと思う」というDVの現実には反する考え方を支持する人が増加している（図2-2）。しかし、このような偏見を持つ人は60歳以上の人に多く、20歳代の若者には少ないということから、若年層に意識の向上が見られるということで、一定の社会啓発効果は上がっていると見ていいのかもしれない。先述したように、被害経験のある人の方がDV行為をDVとして認め

られないのは、DVを他人事、あるいはきれいごとで「DVは問題です」と済ますことのできない複雑な現実を抱えているからだろう。

2 京都市民のDVの実態は？

DV被害体験のある人は女性 31.3%、男性 20.3%であり、女性被害者の割合は前回調査（32.1%）と大差ない。女性の年齢層別比較では、①50 歳代（34.9%）、②20 歳代（33.3%）、③40 歳代（31.2%）となっており、若年層の 20 歳代でも被害経験のある人の割合が高い（図 3-4）。

「DVの目撃は児童虐待である」と児童虐待防止法に規定されて以来、次世代（子ども世代）へのDVの影響を阻止しなければならないという社会的認識は高まりつつある。DV被害の影響を親世代で食い止めなければ、次世代社会が大きな損失を被ることになるからである。問 12 によれば「子どもがDVを目撃していた」と認知している人は、56.1%である。目撃した子どもたちの変化としては、「大人の顔色をうかがうようになった」（41.2%）、「特に変化はなかった」（34.5%）であった。子どもによるDVの目撃は無かったとしている人たちでは、当然ながら、子どもには「特に変化はなかった」という回答が多い（図 13-2）。問 14 において、自分がDV被害を受けているときに、同時に子どもも加害者から暴力を受けていたと答えた人は、15.6%だった。

3 被害者化と相談窓口のアクセス

フェミニストカウンセラーとしてDV被害者支援の現場にいと、一番情報を必要としている被害者に情報が届いていないと実感する。

2006 年（平成 18 年）10 月、函館で、DVを繰り返す同居男性を 16 歳の長男と一緒に殺害した女性も、自分がDV被害者だとは認識しておらず、シェルターの存在も知らなかったという。また、DV加害者殺害にまで至ってしまったのは、母親が男を殺さなければ、男の娘への虐待を防ぎきれないと思いつめたからだとされている。もし、彼女に「自分はDV被害者だ」という認識があれば、相談窓口でSOSを出し、外部からの介入によって、逃げることもできたかもしれない、そうすればよりにもよって被害者のほうが加害者を殺害してしまわなければならないという理不尽な悲劇は回避することができただろう。

そういう意味では、まず、「自分はDV被害者である」と自分自身を被害者化する必要がある。誰にも「そうは思いたくない」という否認メカニズムが働くが、もし適切なDV相談窓口を訪れることができれば、カウンセラーのサポートによって、「自分はDV被害者である」という現実に向き合い、それを受け入れることができるし、次いで「逃げる」という自己決定のプロセスに一步を踏み出すこともできる。

しかし、問 9「DVを誰かに相談したことがあるか」への回答は、女性 37.2%、男性 14.7%にすぎず、64.6%の人が誰にも相談していない（図 9-1）。また、その相談先として挙げられたのは、男女ともに大半が「家族・親戚」（63.6%）、「友人・知人」（61.8%）であり、専門相談

窓口を挙げた人は1%未満～6%にすぎない(図10-1)。この現実を見ると、DV被害者が自分自身を被害者化することができないのは当然だろう。被害者から相談を受けた家族や友人のすべてにDVの知識があるとは限らないので、なかには「あなたが暴力をふるわれるようなことをするからではないの?」と言われるなどの二次被害を受け、「暴力をふるわれるのは自分が悪いからだ」と思い込む人がいるかもしれない。そして、もしそう思ってしまうとDV関係に終止符を打つという解決策は見えてこない。

ここから言えることは、DV防止法やDV被害者支援の施策の周知徹底が急務だということである。問21「配偶者暴力防止法を知っていますか」への回答は、「法律があることも、その内容も知っている」は、男性9.2%、女性6.9%にすぎない。さらに、問20の京都市の施策についての認知度を見ても、上位の3つは「母子生活支援施設への入所」(22.1%)、「京都市男女共同参画センター ウィングス京都での暴力専門相談の実施」(20.1%)、「住民基本台帳の閲覧等の制限」(13.2%)で、京都市民への啓発のためのリーフレットやシンポジウム開催を知っていた人は、1割にも満たない(図20-1)。

DV被害者が、自分自身を被害者化して、すみやかに相談窓口につながり、救済のためのサポートを受けることができるようにするために、京都市は地道な社会啓発活動に一層取り組むべきだろう。被害者の相談先の圧倒的多数が家族・親戚や友人・知人であることから、京都市民のDVに対する認識を高めることが被害者支援の最優先課題だからである。

4 男性のDV被害とは?

平成17年度実施の内閣府の「男女間における暴力に関する調査報告」を見たときから、男性のDV被害を調査対象とすること、そしてその調査結果の分析については取扱いに注意が必要であると考えていた。今回の京都市調査についても同様である。もちろん、男性も女性からのDV被害に遭うということはある。しかし、DVは、男性中心社会における家父長制的家族制度における社会的・経済的・身体的強者である「男性から女性への暴力」と理解され、その共通認識の上に立って被害者支援やDV根絶に向けた取組が進められてきた。平成19年11月開催の「DV根絶国際フォーラム」(※2)においても、「DVは女性への人権侵害としての暴力である」との定義を確かなものとした上で、法整備や支援システムの整備をすべきであるとの議論が、アジア各国の支援団体で活動する参加者の間で盛り上がった。

また、配偶者暴力相談支援センターへの男女別の相談件数は、平成14～18年度で、女性237,748件(99.4%)に対し男性1,422件(0.6%)であった。さらに、平成18年の配偶者による傷害、暴行事件の統計をみると、傷害事件の男性加害者が95.6%、暴行事件の男性加害者が94.9%を占め、DVは圧倒的に「男性から女性への暴力」である。

今回の京都市の調査においては、DV被害体験のある人の割合は女性の3割強に対して、男性でも約2割となっているが、暴力の深刻さにおいては女性の方がはるかに厳しいものがあるだろう。問7の「暴力を受けたときの対応」においても、「別れようとは思わなかった」は女性(37.2%)に対し、男性(61.1%)となっており、暴力の深刻さやその影響には男女で大きな

違いがあるのではないかと思わざるを得ない（図7-1）。

男性被害者の実態を調べることに異議はないが、上述した問題点をクリアしないままに、いたずらに男女の被害を比較し、「男性も同じように被害を受けている」と言うことはできない。それどころか、女性のDV被害の実態やその支援方法のあり方を曖昧にするという危険性すらあるということを十分に認識しておかなければならない。

最後に、今回の調査においても50歳以上の回答が全体の57.2%を占めているように、こうしたアンケート調査では、中高齢の年齢層の回答率が比較的高く、調査結果に大きな影響を与えるということには十分留意することが必要である。また、若年層の実態を知るためになんらかの工夫が必要だろう。

※1 フェミニストカウンセリング

女性の様々な悩み（家族関係、仕事、依存症、性暴力など）について、その背景には個人の問題だけではなく、女性の人権軽視や性別による役割分担意識といった社会的要因があるとの考えに基づき、相談者の話を聞き、ともに考えながら解決策を探っていくカウンセリングである。ジェンダーの視点あるいは男女共同参画の視点に立つカウンセリングといえる。

※2 DV根絶国際フォーラムーノー・モアDV：女性への暴力根絶。アジアからの発信

平成19年11月23日～25日、千葉市にて開催。NPO法人全国女性シェルターネットが主催し、アジア各国の支援団体との協力のもと、国際フォーラム、分科会のほか、与野党国会議員出席の議員フォーラム、映画上映会などを実施。

DV防止法施行後の意識変化（法律家の立場から）

弁護士，京都弁護士会両性の平等に関する委員会委員長，
京都市男女共同参画審議会委員

中川 朋子

1 法成立とその影響

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律，いわゆるDV防止法が平成13年10月より施行され，現時点で丸6年が経過する。前回の京都市の調査はDV防止法成立前のものであるが，法の成立施行によりDVに対する社会的認知及び理解は少しでも進んだのであろうか。司法，行政，警察等のうちDV事案に実際に携わる者の世界では（満足いくというレベルでは全くないが）少なくとも法がなかった時代に比べると認知度や対応に雲泥の差があるのは確かであるし，市民レベルでも「DV」という言葉が解説抜きに使われるほど浸透してきてはいるのだが。

しかし，今回調査の結果，市民レベルでは，法の施行後と前とで格段の意識の変化は見られないように思われる。DVはその根本構造やなぜこの問題が今まで置き去りにされてきたのかを理解しなければ，被害者の負担軽減や問題の解決にはつながりにくい。まして，DV防止法の整備は比較的早いスピードでなされている一方，市民レベルの意識が置き去りにされてしまうことがあっては，余計にこの問題に対する誤解や新たな偏見を生みかねない。一般向けの理解の深化に向けた広報啓発，早期（子どもの頃）からの教育の必要性が痛感されるところである。でなければ，DV被害が軽減されないのはもちろん，次世代に負の影響を残すことになってしまう。

2 「DV」に対する認識

いわゆる親密な関係にある者同士の間で，どのような行為が「暴力」であるのか。これについても特に前回調査時に比べ認知度が深まっている訳ではなさそうである。精神的暴力は時として身体的暴力以上に人をおとしめダメージを与えるのだが，この認識も深まっているとは言えないようである。とりわけ今回の調査結果で目に付いたのは，若い世代，特に20歳代，あるいはそれ以下の年代のDVへの認識の甘さである。例えば「手でぶったり足でける」行為は，理由があろうがなかろうが刑法の暴行罪に該当し，打撲傷等ができれば傷害罪に該当するが，これですら「暴力にあたる場合もそうでない場合もあると思う」が20歳代で30.9%を占める（表1-1）。被害経験も20歳代女性は30，40歳代を通り越して高い（図3-4）。10，20歳代の交際相手からの暴力も多く，いわゆるデートDV（DV予備軍と言っても過言ではない）の危険が浮き彫りになっている。早期，できれば児童生徒時代からDVに関する的確な教育がなされなければ，次世代の被害者，加害者はむしろ現在よりも増加することが予想される。

総じてこの社会は暴力に甘いが、特にDVのような親密な関係にある者の間での暴力に対する認識の欠如は著しい。「民事不介入」や「法は家庭に入らず」が現在でもまだまかり通っている。実際には「親密な関係にある者の間」であるからこそ暴力は継続し過酷になり、その後の立ち直りも困難になる傾向があるのだが。さらに、他方配偶者への暴力を子どもが目撃することは子どもへの虐待であり、その旨子どもの権利条約にも明記されているのだが、今回の調査結果でも子どもの暴力目撃の多さや子どもへの影響が浮き彫りになっている（図12-2、図13-1）。DVは次世代に悪影響を連鎖させる「社会の病」なのである。

暴力に対する認識は重要である。この認識がなければ加害者側にも加害意識がないし、被害者側を脱出させる機会を失わせ、事態が泥沼化する。被害経験のある人となない人での「暴力認識度」、「DV防止法認知度」は今回調査でも被害経験のある人の方が有意に低い（表2-2、図21-3）。「暴力をふるわれたのは私が悪かった」という思い込みも被害経験者の方が高いのも象徴的である。一方、今回調査で唯一にも近い救いはDVについて相談したという割合が有意に増えていることだが、それも相談を受けた者や世間の理解がなければ、せっかく勇気を出して相談をしたり、脱出をした被害者の回復の機会を失わせる（いわゆる「二次被害」）。司法関係者、警察、関係機関、役所、教育機関―特にこれら機関でもDV対応に特化した者だけでなく、窓口対応者を含めた一般職員への各分野の専門家による研修や、ネットワークの拡大が施策的に必要であろう。被害者には、誰が専門家なのか、分かりにくいのであるから。また、市民レベルにDVの正確な認識を広める施策的必要性がある。現段階のDVを放置し、結果次世代の家庭にも暴力が蔓延することを、食い止める責務が私達にはある。そのことは広く広報啓発されなければならない。

3 被害者の自立支援対策

弁護士としてDV被害事件に関わっていると、現段階で一番難しいのは脱出後の経済的問題であると感じる。「暴力を受けたときの対応別 被害者に必要な支援施策」（表19-1）はDV問題の原因の一端、すなわち経済的問題を端的に示していると思われる。別れようと思ったが別れなかった（別れられなかった？）人は自立のためのステップハウス（中間施設）などの増設、就労支援、仕事等の身元保証を心配している。要は長期的経済的不安で別れなかったということだろう。相手と別れた人は、生活保護や児童扶養手当支給に係る手続の迅速化、条件緩和、公的賃貸住宅への優先入居や入居条件の緩和の希望が30%以上を占める。結局、これら問題全ての解決が必要だということであり、これらは民間団体への援助を含め公の施策としてなされる以外道はない。

脱出した被害者が当面困るのは、やはり一時保護所を出た後の生活である。離婚をしていればまだ生活保護も、児童扶養手当も受給しやすい。しかしながらこれらを離婚前に受給するには各種制限がある。離婚までに時間のかかるケースも多い。これらの離婚前受給について、自治体によっては運用により柔軟な対応がなされているものの、自治体や担当者によって差があるのが実情である。被害者救済のためには、公的扶助の充実、しかも統一的な法整備が望まれ

る。また、敷金礼金や保証人などの必要性を考えれば一時保護所から出た後すぐに民間賃貸住宅に移るのは困難である。ステップハウスの充実や公営住宅の優先入居制度の充実は不可欠である。また、DV被害の後遺症は長期にわたって現れる場合も多いため、ケースバイケースの支援とそれを可能にする民間支援機関との連携や実情に詳しいアドバイザーの育成も望まれる。

職業訓練、あっせんという自立支援及びその助成が必要なのは言うまでもない。DV被害の後遺症は重く長期にわたることが多く、特に稼働能力低下をきたしている場合には、脱出直後から稼働して自立することは難しいし、稼働困難が長期にわたることも多い。長期スパンでの自立支援、経済的支援は重要な課題である。また子どもがDV被害の後遺症を発症し、子どもの精神的ケアに心身ともに手をとられ、それが経済的自立を阻害することもまある。母子(父子)の精神的ケアシステムの確立及び経済的支援も望まれる。また、せっかく制度ができたとしても、それが被害者に伝わらず使えないようでは意味がない。DVの実態に詳しい総合的なコーディネーターの育成・整備、あるいは各種専門家がチームを組んでアドバイスができる機動的な組織作りが必要であろう。

やっとの思いでDV被害から脱出しても、経済的困難に直面した結果、精神身体に危険の伴う配偶者の元に戻り、再度被害を受けてしまうケースは多い。最後になるが、DV被害者・脱出者の多くが心配し、実際上も困難に直面するのは、子どもの問題を含めた経済的問題であることは軽視されてはならない。結局この問題は、経済的問題を含めた両性間の社会的格差が原因であることの証左である。DVとは社会の意識や構造そのものの問題であり、「社会の病」なのである。

第 4 章 資 料

1 自由記載

配偶者等からの暴力の防止や施策のあり方について、いただいた御意見のうちいくつかを要約し、年齢層ごとに分けて紹介します。

○20 歳代

(男性)

- 暴力を受けた人が施策を知らないのでは意味がない。市の行っている施策について、周知が必要である。
- その人の素質よりも、育ってきた環境が大きいと思うので、幼少期から暴力防止についての教育が必要である。
- 何の罪もない子どもへの支援を充実させてほしい。
- 被害者の立場に立って対策に取り組んでほしい。
- 暴力を受けた女性の保護や生活支援はもとより、暴力を次の世代に持ち越さないため、子どもへのカウンセリングが非常に重要である。子どもへの影響は、一見問題なさそうに見えても 10 年後に急に浮かび上がることもあるため、5 年、10 年というスパンで見守っていかなければならないと思う。
- 暴力は良くないものである。
- 暴力をふるうような人を配偶者にした人にも問題があるので、公の保護や補助は必要ないと思う。暴力をふるう人とは結婚しないような教育をするべきである。

(女性)

- 個人のコミュニケーション能力の向上を図るような講座、催し等の機会があればよいと思う。
- こうした問題はすべての人の身に起きる可能性があるものであり、暴力の現状や対処法等は誰もが知る必要のある事柄だ。そのため、学校や図書館等から DV についての正しい知識が得られる機会を増やすべきである。特に子どものうちから配偶者等からの暴力についての正しい知識を身につけさせることは、被害者や加害者への偏見や差別を防止するためにも大変有効な方法である。
- 言葉による暴力や外出制限、過剰な干渉など、身体的暴力以外の暴力について周知するべきである。
- 小さいときから暴力は良くないということを男女を問わず教えることが必要である。
- 友人が暴力で離婚し、京都にいるのが怖いという理由で子ども 2 人を連れて九州に逃げたが、お金もない、頼る人もいない、見ず知らずのところで生活していくのは大変である。なぜ被害者だけがつらい思いをしてビクビク生活をしなければならないのか。そういう人たちのことをもっと考えてほしい。被害者一人一人の話をよく聞いて、援助を

してあげてほしい。

- 数年前、母が夫から暴力を受け、子どもである私も常に恐怖を感じながら生活していた。自分の母親が毎日殴られたりけられたりして、顔がひどく腫れているのを見るのはとても悲しかった。私は、今でも男性が怒鳴る声を聞いたりガラスが割れる音を聞くと体が震え冷や汗が出て動けなくなる。

暴力は、被害者はもちろん、その子どもの心にも傷を残すものだと思う。プライベートな問題なので、行政が踏み込むのは難しいかもしれないが、被害者への就労支援やその子どもへのカウンセリング等を少しずつでも進めてほしい。

- 暴力は、夫婦など当事者間の問題ではなく、周囲の人々、具体的には同じ屋根の下で暮らす家族全体の問題である。私の家では、生活力のない母が暴力をふるう父と共依存の関係になっており、外部の機関に相談しなかった（身内の恥をさらすようでいやだったのだと思う）ので、暴力は家庭内で行われ続けており、家族全体が病んでいる。

施策の充実に加え、病んでいる人が「自分は病んでいる」と自覚し、前向きに事態の改善に向けて取り組むためには、医療分野でのサポートが大切であるということを忘れないでほしい。

- 理由もなく殴られたり精神的苦痛を味わわされるのは問題だと思うが、理由があり殴られるのは仕方がないと思う。両者の言い分を絶対に聞く必要がある。
- 小学生の頃から家庭内暴力があったが、実際にどこに相談すればよいのか知らなかった。毎晩怒鳴り声が近所にも響いていたはずだが、近所の人々からの助けもなかった。このことから、学校内での相談窓口の設置や、通報しやすいよう事例を挙げてPRをしていくことが必要である。
- 悩んでいるときは、人はあまり頭が働かず、相談窓口を探そうということまで考えが至らない。暴力を受けた際の相談先について、もっと周知徹底する必要がある。
- 信頼できる相談窓口が必要である。
- 夫婦の暴力は、暴力を受けている方が我慢するか、勇気を出して別れるか、どちらかである。でも、別れてもらえないのが現状である。
- 暴力防止に関してあまり経験・知識がなく、深く考えたことがなかったが、今後は他人事としてではなく、真剣に考えていきたい。

○30 歳代

(男性)

- 相談先の周知徹底が必要である。プライバシーに関することなので、悩みがあっても相当深刻にならないと表面化しないと思う。そうなる前に手を差し伸べなければ意味がない。
- 暴力防止についての広報に力を入れるべきである。
- 家庭でのコミュニケーションが暴力の防止につながるのではないかな。

- 被害者に対して、就職・子育て等の支援をしてほしい。
暴力の連鎖を防ぐため、メンタル面からのサポートが必要である。
- 加害者に対する罰を強化し、決して行ってはいけない行為であると思わせるべきである。
- 被害者、加害者双方への支援や対策が必要である。
- テレビ等で制度について広報してはどうか。
夜間・休日における暴力相談や一時避難の対応等を充実してほしい。
- 直接的な行政の施策ではどうにもならないと思う。長い目で人間育成の観点から対策を考える必要がある。
- 自分自身が暴力をしないようにするとともに、近くでそのようなことがあるなら、なくすように協力していきたい。

(女性)

- 暴力は、配偶者のみにとどまらず、いずれ子どもに及ぶ。暴力を受けてきた期間が長いためか、協調性に若干問題がある（友達を殴ったり、首を絞めたり）と思われる子どもを知っている。他人とのコミュニケーションには心遣いや労力が必要ということを学ばずに、力で押し通してきた父親の行動を、結局は子どもが受け継いでしまう。実際は自分自身がそれに傷つけられたはずなのに。
- 日本はまだまだ離婚に関して、女性側への保障がしっかりしていない。養育費をしっかりと払わせるような政策等によって、暴力で困っている女性が安心して、より早く夫から離れることができると思う。
- 今まで無関心だったので反省している。自分に関係ないので新聞の記事は飛ばして読んでいた。相手に対する「思いやりの心」が大切だと思う。また、子どもに対する暴力防止の教育が重要だと思う。
- 夫婦間だけではなく、デートDVなど若い世代にも暴力が起こっているのだから、中・高・大学でも暴力の実態を教えて知識をつける必要があると思う。
- 子どもがおり資格や学歴を持たない女性の社会復帰が困難な世の中が、暴力に耐えざるを得ない女性を作り出しているのではないかな。別れる勇気を持たせるだけの女性への支援を切望する。配偶者等からの暴力対策をもっと広報し、被害者に希望を与えてほしい。
- 暴力は非常に見えにくいものであるため、被害を受けていること自体が見逃されやすい。また、個人で対応しきれないものであると思う。被害者を保護するための施策の充実と暴力についての啓発を様々な形で行っていくべきである。
- 自分の家庭でDVがあり、つらい幼少時代を送った。いつも母が父におびえていた。被害者対策をぜひ進めてほしい。
- どんな理由があるにせよ、暴力は絶対にあってはならないことだと思う。

- 暴力を受けた際、一時的に保護する施設があればよいと思う。ただ、本当に困っている人とそのことを利用してさほど困っていないのに援助を求める人との区別がつきにくい気もする。
- 加害者に対しての相談場所やカウンセリングがあればよいのではないか。自分でもどうしてよいか分からず暴力をふるってしまう人も多いと思う。
- 個人では立ち入るのが難しい問題であり、公的機関がしっかりサポートできるように必要がある。
- カウンセリングをもっと身近なものにしてもらいたい。
- 経済的支援、就職支援も大切だが、まず、被害者が相談してもよいと思えるような風潮が大切だと思う。
- 相談窓口に出向くという形をとらずに、SOSポストのようなものを設けて、誰にも会わず暴力を受けていることを知らせられるようにしてはどうか。
- 相談先を周知徹底するべきである。
- 被害者は、精神的、肉体的に疲れているため自ら相談できる場所に行くのはとても困難である場合が多いと思うので、いつも行く場所（スーパーや郵便局など）に分かりやすい案内を掲示してはどうか。
- 夫婦の場合は、夫婦げんかの一種だと思う。殴られたら殴り返すのが一番。女性も自立して、自分自身でなんとかしなければいけないのでは。
- 通報を受けた場合、迅速な対応、徹底的な調査が不可欠である。法的に強制力のある家庭訪問ができるようにすることも必要。
- 施設も大事だが、それを受け入れる人員の教育をしてほしい。また、相談を受ける場も必要だが、周りの人がもっと気づくようなまちづくりも大切である。
- 一度被害にあうと自立しても恐怖感があると思うので、自立した後の心のケアなどもしてほしい。
- アンケートが一つのきっかけとなり、暴力についての状況がわかってよかったと思う。
- 今起きている事象への対処もちろん大切だが、目先のことでなく、根本からよくしていくことが大切であり、各家庭や教育機関において、他人と共存していくための心構えを子どもたちにもっと教えていくべきである。

○40 歳代

(男性)

- 暴力の基本は、小学校就学前の時期の過ごし方にあるのではないか。DV対策は、子育て支援の施策と連携して進めていくべきである。
- 子どもの頃から正しい教育をする必要がある。

- 暴力を受けた際、安全に保護できる場所があればよい。
- 加害者に対する罰則を強化すべきである。
- 相談窓口の充実が求められる。

(女性)

- 暴力防止についての教育が必要である。
- 暴力をふるってしまう人は、男にしても女にしてもその人の成育環境の中で、親との間に満たされないものがあるなど、人間関係が大きく影響していると思う。人格形成は生まれた時から始まる。幼い頃から命の大切さを教えていくべき。
- 市の施策について、誰もが知っているようでなければ実際の役には立たないのではないか。身近に困っている人がいても、「こんな方法がある」と知らなければどうすることもできない。被害者支援は本当に大切だが、それ以上に被害者を出さない施策が必要であり、もっとPRするべきである。
- 被害者の話をよく聞いて、今一番何がその人にとって必要なのかを見極めることが大事である。
- 生活のために暴力を我慢するようなケースも多いと思う。家庭内のもめ事等という従来の考え方では改善されない。何より、そんな環境に置かれている子どもの成長が心配。暴力から逃れた後の生活支援、自立のための援助体制やシステムづくりを望む。
- 被害を受けた際、すぐに逃れる場所が近くにあればよいと思う。
- 暴力をふるった方、ふるわれた方双方の話を聞ける機関が多くあればいいと思う。
- 加害者に対する厳しい罰は必要だし、周囲の者が知っていたらすぐ通報したり、役所が相手の家庭に踏み込むべきだと思う。被害者を守ることに積極的になってほしい。
- 加害者に対して、ある時は罰則を与えることも必要だろうが、幼い頃からの心の病が影響していることも考慮して、カウンセリング等のケアが大切だと思う。
- 暴力をふるう人は自身も幼い頃に暴力を受けたことがある等、一時は被害者の立場だったことが多いかと思う。被害者に加え、加害者に対するカウンセリング等のサポートも必要なのかなと思う。また、家庭内の問題を口外するのは恥をさらすようでなかなか相談しづらいのも事実なので、身近に相談できる同性の年配の相談員の方がいてくれるとありがたいのではないかな。
- 気軽に通報や相談ができるようにしてほしい。
- 本当に必要な人々が正当に援助されるよう努力してほしい。
相談先を周知徹底してほしい。
- 私の場合、専門家に相談して離婚することができたが、知人に教えてもらうまでそういう窓口があることをまったく知らず、もっと早く知りたかった。親身になってくれる相談窓口が身近にあればよいと思う。
別れて生活苦に追われるか、別れずに暴力に耐えるかと考え、我慢して暴力に耐えて

いる女性が多いと思う。

- 何が暴力なのか、暴力を受けた際の行動の起こし方について、具体的に広報するべきだ。
- 何が暴力に当たるのか個人の受け止め方が違うのでとても難しい問題だが、被害者一人一人の心の内側に寄り添ってくれるようなカウンセラーの育成や相談窓口の充実を図ってほしい。
- 相談するところを多く設置してほしい。
- 暴力を助長する情報が氾濫しており、その規制は難しい。個人個人のモラルのとらえ方だと思う。

○50 歳代

(男性)

- 被害者が一時的に避難する場所が必要であり、次に母子生活支援施設や生活資金の補助・貸与、就業支援が求められると考えられる。
- 加害者に対するカウンセリングやセミナーの開催が必要である。家庭や学校、職場での学習・研修が必要である。
- 施策は、どれもが必要なものであり、優先度を考えるよりも、総合的に施策を関連付けながら展開すべきものではないかと思われる。加害者に対する教育や更生プログラムは、十分な調査研究に基づく慎重な対応、プログラムの開発が必要である。
- 暴力は絶対に許されるものではない。
- 性別間で対等・平等、互いに尊敬し合える社会づくりを目指すことは、職場や地域社会での助け合いの枠組をつくることにつながる。自己研鑽できる環境の整備が基本と考えるが、市民を交えた枠組の構築が必要。
- 2度結婚し、2度とも暴力が原因で離婚した。誰にも相談できなかったが、死ぬほどつらかった。見抜けなかった自分も情けなかった。今は一人ではっきりしている。

(女性)

- 市民しんぶんなどで具体的な活動を知らせてほしい。
- テレビ、ラジオ、新聞、地域、会社、学校での周期的な啓発活動が重要であり、根気よく長期的な視野で取り組むべきである。
- 女性にとって男性からの暴力は屈辱であり、体の傷より心の傷はいつまでも残る。自分が経験すると、子どもには結婚を勧められない。子どもには同じ思いはしてほしくない。今の社会全体の問題であり、弱い者の報われる社会になればと思う。
- 現在ある支援施策、施設をもっと身近に感じられるようにしてほしい。
- いろいろな相談先があることについて、PRがもっと必要である。

- 相談窓口で、こちらが尋ねたことには回答を得られるが、尋ねなければ教えてもらえないことがあった。いろいろな情報を多くの人に知らせてほしい。
- 暴力防止への教育が必要である。
- ポスターやメディア広告など、ビジュアル的な効果で訴え続ける方法がよいと思う。
- 男性上位という意識は日本にはまだ強く根付いていると思う。義母は息子がえらいと思い、そういう母親に育てられた息子（夫）は「男」というわけの分からないプライドから、常に妻に対して言葉の暴力をふるう。配偶者等からの暴力は人権問題であり、人間性を高めるための教育なくしては語れない。市の施策をもっと具体的に市民に知らせてほしい。
- コミュニケーション能力の向上が暴力の防止につながるのではないか。
- 被害者の生活の保障（住居のあっせん、就業支援、子どもの預け先等）をする必要がある。
- 現在、子どもも結婚し、夫婦2人。別れたい。でも経済的に行くところがない。夫は、自分の意見に反すると「おまえらはおれに食べさせてもらっている」と言い、親戚づきあいもさせてもらえない。外面が良いので、家庭でも優しい人に見えるのではないかと思う。毎日生きているだけで怖い。
- 市の取組は内容的に充実していると思うが、システムが困っている人に伝わっているかという点、そうではないような気がする。例えば24時間利用できる電話相談コーナーなど、困ったときに手が届く内容を考えてほしい。
- 相談したことが逆効果とならないよう、身の安全を保障するように相談機関にも努力してほしい。
- 暴力はだんだんエスカレートしてくると思うので、そのような光景を見たり、情報が合った場合、警察で大事になる前に取り締まってもらった方がよいのではないか。
- かつて夫から暴力を受け、娘と家を出て、夫を傷害で訴えようと思い警察に行ったところ、家庭内のことは受け付けられないと言われた。とりあえず宿泊先を警察で探してもらい、一泊してから身内・知人に連絡を取り、最終的に離婚した。殺されるかもしれない恐怖で着の身着のまま飛び出してきたのに、警察に痴話げんかのように言われたときは悲しく、世間の風を冷たく感じた。
- 私の配偶者は暴力をふるうような人ではないので、実感がない。そういう人を配偶者にした人にも半分は責任があるのではないか。
- 小さいときからの心の発育が大人になってからも大きく左右する。
被害者について、国や地方自治体がしっかりサポートをしてあげてほしい。
- 暴力を受けている人の声に耳を傾け、実情にあったケアを迅速にしてあげてほしい。
- 今回のアンケートが届いて、図書館で暴力の本を借りて読んだ。その内容は自分が想像していた以上のものだった。夫と別れて今は子どもと幸せに暮らしている友人がいる

が、離婚の相談を受けた時は、暴力について知らなかったため、別れない方がよいと友人を止めた。何も知らなかった自分が恥ずかしい。今なら暴力を見たら必ず何らかの手は打つと思う。もっと多くの人が暴力はあってはならないということを知るべきである。

○60 歳以上

(男性)

- 幼少期の家庭教育が大切である。
- 家の中は密室のようなもので、中で何が起きているかなかなかわからない。知ったとしても、専門家でない者はうかつに口出しできない。町内会や自治会などでもっと助けられないものだろうか。もちろん、被害者が相談しやすいように、広報を積極的にすべきである。
- 加害者への厳罰が必要である。
- 暴力が行われている家庭の情報を積極的につかみ、対応すべきである。
- 結婚相手にしろ、交際相手にしろ、自分で選んだ相手だし、何も原因がないのに暴力をふるわれることはないと思う。市がこういった夫婦間のケンカに立ち入るべきではない。
- 被害者への心理カウンセリングが必要である。
- 周知徹底し、気軽に相談できる体制を作してほしい。
- 相談があった場合、解決するまで懇切丁寧に対応してほしい。
- 男性からの暴力については報道されるが、女性からの暴力についてはほとんど紹介されていない。女性による暴力は物理的ではなく、精神的苦痛が多いように思われるが、当事者にとっては自殺や家出を考えるほど苦しいことである。やさしかった時のことを思い出し、家族のことを考え、世間体を考えて我慢している人も多いと思う。もっと公平に扱ってほしい。
- 相手の立場に立って、力関係で見下さず、卑屈にならず、対等に生活できる環境をつくるのが大切。

(女性)

- 家庭内という密室での出来事は、本人が助けを求めないと他人は分かりにくいし、変わりにくい側面がある。各地域でお互いが支えあい、啓発活動などで意識を高めることが大切である。自己中心的で相手を大切に思えない心の貧しさは、何かをするから解決できるのではなく、継続的なカウンセリング等が必要だと思う。
- 子どもの時から人に対する思いやりの心を育てることが大切である。
- 暴力はどんな小さなものでも許してはならない。暴力が初めて出現したとき、それを甘く見てはいけない。最初が肝心である。また、女性も結婚＝男に頼った生活に入る、という考えを持ってはいけないと思う。

- 暴力をふるう人は弱い人間であり、弱い人間がさらに弱い人間を暴力によって制するという負の連鎖は残念ながらこれからもなくならないと思うが、困っている人には行政が手を差しのべてほしい。
- 安全確保のもと、子どもへのケアを行うと共に、親の精神的安定を図るため、一定期間働かなくても生活できるような保障や、働けるようになった後もカウンセリングによるフォローなどが必要である。
- 暴力を受けた際に一時的にでも入れる住居が必要である。
- 人間は外と内の顔がある。外面のいい人が家庭で暴力をふるっている場合、他人や親族に話しても分かってもらえない。もっと身近で相談できるところがほしい。
- 無料で相談ができ、無料で受け入れてくれる場所が必要である。
- 親身になって相談に乗ってもらえる駆け込み寺のようなところが必要だと思う。自立できるまでの息の長い手助けが必要であると思う。
- 相談先を周知徹底するべきである。
- 相談窓口を多く設置してほしい。
- どんなことがあっても暴力はいけないと思う。私も若い時に主人から物を投げつけられて前歯を一本折った経験がある。何度も別れようと思ったができなくて、今まで我慢して何とか暮らしている。
- 暴力をふるわれないよう被害者自身も泣き寝入りしないことが必要である。
- 暴力に遭った友人の娘と、話をする機会があった。話は生々しく、私にはショックなことだった。その人は相手と別れ、自立して新しい人生を歩みだすことになったが、もし行き場のない人なら、小さな子どもを抱えていれば大変だろうと考えた。
- 私も知人も暴力に苦しんでいる。静かで気のつくよい人がお酒のために人格が変わってしまう。子育て中、お酒のあることに苦しみ、夜が怖かった。心にゆとりのある子育てができなかったことによる影響が、今子どもの中に根強く出てきている気がする。
- 個人を尊重するのは重要だが、無関心になってはいけない。出発点は家庭であるのに、みな家庭を軽視している。暴力をふるうのは生まれつきではなく、育っていく過程で身につくものであり、小さい頃からの教育が大事である。

2 集計結果（実数）

【問1】どのような行為を暴力と思うか

A 手でぶつたり、足でける	性的な行為を強要するのに性	性 別	男性 女性	も暴力にあたる場合	思われないとは	無 回 答	合 計
B 物を投げつける	性的な行為を強要するのに性	性 別	男性	342	110	3	12
			女性	588	185	6	29
		性・年齢別	20歳代	40	15	0	0
			30歳代	41	18	1	2
			40歳代	36	11	0	0
			50歳代	81	20	0	1
			60歳以上	144	46	2	9
		全体	男性	53	27	1	0
			女性	106	43	1	0
		全体	全体	110	31	0	0
C すなぐるふりをして、お	性的な行為を強要するのに性	性 別	男性	146	34	1	5
			女性	173	49	3	24
		性・年齢別	20歳代	941	296	9	45
			30歳代	347	99	5	16
			40歳代	603	163	6	36
			50歳代	42	11	2	0
			60歳以上	44	15	1	2
		全体	男性	40	5	2	0
			女性	81	20	0	1
		全体	全体	140	48	0	13
D 視Fを縫ける言つても長期間無	性的な行為を強要するのに性	性 別	男性	60	81	2	0
			女性	113	37	0	0
		性・年齢別	20歳代	110	31	0	0
			30歳代	142	41	0	3
			40歳代	178	34	4	33
			50歳代	960	264	11	56
			60歳以上	257	168	27	15
		全体	男性	463	263	42	40
			女性	36	16	3	0
		全体	全体	37	21	2	2
E しきG うん「誰 なし」 なとお どなか、 「で 言いか う	性的な行為を強要するのに性	性 別	男性	24	21	2	0
			女性	63	37	1	1
		性・年齢別	20歳代	97	73	19	12
			30歳代	51	26	4	0
			40歳代	109	37	4	0
			50歳代	95	40	5	1
			60歳以上	112	63	7	4
		全体	男性	96	96	22	35
			女性	726	437	69	59
		全体	全体	726	437	69	59

D ない 行を をが 強要 する のに 性	性的な行為を強要するのに性	性 別	男性 女性	も暴力にあたる場合	思われないとは	無 回 答	合 計
E オ見 オた やく ルい の 雑に 読ポ ルを 見	性的な行為を強要するのに性	性 別	男性	326	115	8	18
			女性	585	168	19	36
		性・年齢別	20歳代	43	10	2	0
			30歳代	47	12	1	2
			40歳代	37	9	1	0
			50歳代	83	18	0	1
			60歳以上	116	66	4	15
		全体	男性	63	16	2	0
			女性	114	35	1	0
		全体	全体	116	22	2	1
F 視Fを縫ける言つても長期間無	性的な行為を強要するのに性	性 別	男性	141	39	3	3
			女性	150	56	11	32
		性・年齢別	20歳代	918	288	27	58
			30歳代	262	151	37	17
			40歳代	464	223	79	42
			50歳代	33	16	6	0
			60歳以上	38	16	6	2
		全体	男性	29	12	6	0
			女性	69	28	4	1
		全体	全体	93	79	15	14
G しきG うん「誰 なし」 なとお どなか、 「で 言いか う	性的な行為を強要するのに性	性 別	男性	45	27	9	0
			女性	96	45	9	0
		性・年齢別	20歳代	94	35	11	1
			30歳代	115	48	20	3
			40歳代	114	67	30	38
			50歳代	733	378	117	63
			60歳以上	214	185	54	14
		全体	男性	385	285	102	36
			女性	26	23	6	0
		全体	全体	32	23	5	2
H しきG うん「誰 なし」 なとお どなか、 「で 言いか う	性的な行為を強要するのに性	性 別	男性	25	16	6	0
			女性	47	44	10	1
		性・年齢別	20歳代	84	79	27	11
			30歳代	41	32	8	0
			40歳代	80	49	21	0
			50歳代	74	54	13	0
			60歳以上	89	71	23	3
		全体	男性	101	78	37	33
			女性	604	474	159	54
		全体	全体	604	474	159	54

【問3】被害経験の有無及び形態

[illegible]

識

性 別	性・年 齢 別	その他	有 効 回 答 数								
			選 択 性 質 性 質 性 質 性 質 性 質	中 絶 妊 娠 性 質 性 質 性 質 性 質	そ の 他	有 効 回 答 数					
性・年 齢 別	男 性	20歳代	15	24	9	7	10	2	47		
		30歳代	44	51	41	28	45	25	18	808	
		40歳代	3	3	3	1	1	2	1	0	55
		50歳代	3	3	1	1	1	0	0	0	62
		60歳以上	2	1	0	0	0	0	1	1	47
	女 性	20歳代	3	6	1	1	2	0	1	1	102
		30歳代	4	11	4	4	5	1	0	201	
		40歳代	9	8	7	1	7	7	3	81	
		50歳代	8	9	8	5	9	2	1	150	
		60歳以上	4	9	6	6	7	4	5	141	
全 体		13	14	6	6	14	5	5	186		
		10	12	11	10	8	7	4	249		
		59	76	50	35	55	27	20	1,291		

【問 3-1】被害経験の有無

性 別	男性	95	301	71	467
	女性	253	459	96	808
性・年 齢 別	20歳代	10	40	5	55
	30歳代	9	46	7	62
	40歳代	11	31	5	47
	50歳代	25	65	12	102
	60歳以上	40	119	42	201
性 別	20歳代	27	49	5	81
	30歳代	40	105	5	150
	40歳代	44	85	12	141
	50歳代	65	97	24	186
	60歳以上	76	123	50	249
性・職 業 別	正職員・正社員	50	116	17	183
	派遣社員・パート・アルバイト	10	31	9	50
	自営業	12	49	18	79
	家事手伝い・内職	0	0	0	0
	学生	1	17	0	18
性・職 業 別	無職	19	80	27	126
	その他の仕事	3	8	0	11
	正職員・正社員	41	97	18	156
	派遣社員・パート・アルバイト	67	95	17	179
	自営業	31	32	9	72
性 別	家事手伝い・内職	12	22	2	36
	学生	3	10	0	13
	無職	91	195	45	331
	その他の仕事	6	6	4	16
	全体	353	765	173	1,291

【問 3-2】受けた暴力の形態

		暴身 力体 的	暴精 力神 的	暴社 会力 的	暴経 済力 的	暴力 的	そ の 他	答有 効回	
性 別	男性	59	60	29	7	12	2	95	
	女性	188	142	68	28	57	18	253	
性・年 齢 別	男性	20歳代	5	7	5	1	0	2	10
		30歳代	6	7	3	1	2	1	9
		40歳代	9	6	1	0	0	1	11
	女性	50歳代	16	16	6	1	4	2	25
		60歳以上	23	24	14	4	5	0	40
		20歳代	11	16	9	1	2	11	3
被害時の 年齢別	30歳代	30	25	12	5	7	10	1	40
	40歳代	29	24	12	6	9	9	5	44
	50歳代	51	38	18	6	20	16	5	65
	60歳以上	66	38	17	10	19	12	4	76
	20歳代	19	19	10	4	3	11	4	25
相手との 関係別	30歳代	88	79	44	13	27	37	8	129
	40歳代	132	97	47	23	56	34	10	165
	50歳代	77	76	41	17	42	28	5	108
	60歳以上	44	43	16	7	20	11	2	58
	配偶者	22	19	9	3	7	6	3	29
全体	同棲相手	12	9	8	2	1	9	2	16
	同関相手	36	31	18	2	2	16	5	58
	交際相手	251	204	98	35	70	68	20	353

【問 3-3】受けた暴力の種類

		1 種 類	2 種 類	3 種 類	4 種 類	5 種 類	6 種 類	7 種 類	合 計	
性 別	男性	50	20	15	7	2	1	0	95	
	女性	101	65	44	26	10	7	0	253	
性・ 年 齡 別	男性	20歳代	4	2	4	0	0	0	10	
		30歳代	4	2	1	1	1	0	9	
		40歳代	6	3	2	0	0	0	11	
		50歳代	13	6	4	1	1	0	25	
		60歳以上	23	7	4	5	0	1	40	
	女性	20歳代	14	6	4	1	1	1	0	27
		30歳代	12	13	10	4	1	1	0	40
		40歳代	20	9	9	2	3	1	0	44
		50歳代	21	21	8	10	3	2	0	65
		60歳以上	34	15	13	9	3	2	0	76
全体		153	88	59	33	12	8	0	353	

【問 4】暴力の継続期間

	で継 は続 的な なもの たの	1 年 未 満	満 1 年 未 満	満 3 年 未 満	満 5 年 未 満	1 年 未 満 と 2 年 未 満	2 年 未 満 と 3 年 未 満	3 年 未 満 と 4 年 未 満	4 年 未 満 と 5 年 未 満	5 年 未 満 と 6 年 未 満	6 年 未 満 と 7 年 未 満	7 年 未 満 と 8 年 未 満	8 年 未 満 と 9 年 未 満	9 年 未 満 と 10 年 未 満	10 年 未 満 と 11 年 未 満	11 年 未 満 と 12 年 未 満	12 年 未 満 と 13 年 未 満	13 年 未 満 と 14 年 未 満	14 年 未 満 と 15 年 未 満	15 年 未 満 と 16 年 未 満	16 年 未 満 と 17 年 未 満	17 年 未 満 と 18 年 未 満	18 年 未 満 と 19 年 未 満	19 年 未 満 と 20 年 未 満	20 年 未 満 と 21 年 未 満	21 年 未 満 と 22 年 未 満	22 年 未 満 と 23 年 未 満	23 年 未 満 と 24 年 未 満	24 年 未 満 と 25 年 未 満	25 年 未 満 と 26 年 未 満	26 年 未 満 と 27 年 未 満	27 年 未 満 と 28 年 未 満	28 年 未 満 と 29 年 未 満	29 年 未 満 と 30 年 未 満	30 年 未 満 と 31 年 未 満	31 年 未 満 と 32 年 未 満	32 年 未 満 と 33 年 未 満	33 年 未 満 と 34 年 未 満	34 年 未 満 と 35 年 未 満	35 年 未 満 と 36 年 未 満	36 年 未 満 と 37 年 未 満	37 年 未 満 と 38 年 未 満	38 年 未 満 と 39 年 未 満	39 年 未 満 と 40 年 未 満	40 年 未 満 と 41 年 未 満	41 年 未 満 と 42 年 未 満	42 年 未 満 と 43 年 未 満	43 年 未 満 と 44 年 未 満	44 年 未 満 と 45 年 未 満	45 年 未 満 と 46 年 未 満	46 年 未 満 と 47 年 未 満	47 年 未 満 と 48 年 未 満	48 年 未 満 と 49 年 未 満	49 年 未 満 と 50 年 未 満	50 年 未 満 と 51 年 未 満	51 年 未 満 と 52 年 未 満	52 年 未 満 と 53 年 未 満	53 年 未 満 と 54 年 未 満	54 年 未 満 と 55 年 未 満	55 年 未 満 と 56 年 未 満	56 年 未 満 と 57 年 未 満	57 年 未 満 と 58 年 未 満	58 年 未 満 と 59 年 未 満	59 年 未 満 と 60 年 未 満	60 年 未 満 と 61 年 未 満	61 年 未 満 と 62 年 未 満	62 年 未 満 と 63 年 未 満	63 年 未 満 と 64 年 未 満	64 年 未 満 と 65 年 未 満	65 年 未 満 と 66 年 未 満	66 年 未 満 と 67 年 未 満	67 年 未 満 と 68 年 未 満	68 年 未 満 と 69 年 未 満	69 年 未 満 と 70 年 未 満	70 年 未 満 と 71 年 未 満	71 年 未 満 と 72 年 未 満	72 年 未 満 と 73 年 未 満	73 年 未 満 と 74 年 未 満	74 年 未 満 と 75 年 未 満	75 年 未 満 と 76 年 未 満	76 年 未 満 と 77 年 未 満	77 年 未 満 と 78 年 未 満	78 年 未 満 と 79 年 未 満	79 年 未 満 と 80 年 未 満	80 年 未 満 と 81 年 未 満	81 年 未 満 と 82 年 未 満	82 年 未 満 と 83 年 未 満	83 年 未 満 と 84 年 未 満	84 年 未 満 と 85 年 未 満	85 年 未 満 と 86 年 未 満	86 年 未 満 と 87 年 未 満	87 年 未 満 と 88 年 未 満	88 年 未 満 と 89 年 未 満	89 年 未 満 と 90 年 未 満	90 年 未 満 と 91 年 未 満	91 年 未 満 と 92 年 未 満	92 年 未 満 と 93 年 未 満	93 年 未 満 と 94 年 未 満	94 年 未 満 と 95 年 未 満	95 年 未 満 と 96 年 未 満	96 年 未 満 と 97 年 未 満	97 年 未 満 と 98 年 未 満	98 年 未 満 と 99 年 未 満	99 年 未 満 と 100 年 未 満	100 年 未 満 と 101 年 未 満	101 年 未 満 と 102 年 未 満	102 年 未 満 と 103 年 未 満	103 年 未 満 と 104 年 未 満	104 年 未 満 と 105 年 未 満	105 年 未 満 と 106 年 未 満	106 年 未 満 と 107 年 未 満	107 年 未 満 と 108 年 未 満	108 年 未 満 と 109 年 未 満	109 年 未 満 と 110 年 未 満	110 年 未 満 と 111 年 未 満	111 年 未 満 と 112 年 未 満	112 年 未 満 と 113 年 未 満	113 年 未 満 と 114 年 未 満	114 年 未 満 と 115 年 未 満	115 年 未 満 と 116 年 未 満	116 年 未 満 と 117 年 未 満	117 年 未 満 と 118 年 未 満	118 年 未 満 と 119 年 未 満	119 年 未 満 と 120 年 未 満	120 年 未 満 と 121 年 未 満	121 年 未 満 と 122 年 未 満	122 年 未 満 と 123 年 未 満	123 年 未 満 と 124 年 未 満	124 年 未 満 と 125 年 未 満	125 年 未 満 と 126 年 未 満	126 年 未 満 と 127 年 未 満	127 年 未 満 と 128 年 未 満	128 年 未 満 と 129 年 未 満	129 年 未 満 と 130 年 未 満	130 年 未 満 と 131 年 未 満	131 年 未 満 と 132 年 未 満	132 年 未 満 と 133 年 未 満	133 年 未 満 と 134 年 未 満	134 年 未 満 と 135 年 未 満	135 年 未 満 と 136 年 未 満	136 年 未 満 と 137 年 未 満	137 年 未 満 と 138 年 未 満	138 年 未 満 と 139 年 未 満	139 年 未 満 と 140 年 未 満	140 年 未 満 と 141 年 未 満	141 年 未 満 と 142 年 未 満	142 年 未 満 と 143 年 未 満	143 年 未 満 と 144 年 未 満	144 年 未 満 と 145 年 未 満	145 年 未 満 と 146 年 未 満	146 年 未 満 と 147 年 未 満	147 年 未 満 と 148 年 未 満	148 年 未 満 と 149 年 未 満	149 年 未 満 と 150 年 未 満	150 年 未 満 と 151 年 未 満	151 年 未 満 と 152 年 未 満	152 年 未 満 と 153 年 未 満	153 年 未 満 と 154 年 未 満	154 年 未 満 と 155 年 未 満	155 年 未 満 と 156 年 未 満	156 年 未 満 と 157 年 未 満	157 年 未 満 と 158 年 未 満	158 年 未 満 と 159 年 未 満	159 年 未 満 と 160 年 未 満	160 年 未 満 と 161 年 未 満	161 年 未 満 と 162 年 未 満	162 年 未 満 と 163 年 未 満	163 年 未 満 と 164 年 未 満	164 年 未 満 と 165 年 未 満	165 年 未 満 と 166 年 未 満	166 年 未 満 と 167 年 未 満	167 年 未 満 と 168 年 未 満	168 年 未 満 と 169 年 未 満	169 年 未 満 と 170 年 未 満	170 年 未 満 と 171 年 未 満	171 年 未 満 と 172 年 未 満	172 年 未 満 と 173 年 未 満	173 年 未 満 と 174 年 未 満	174 年 未 満 と 175 年 未 満	175 年 未 満 と 176 年 未 満	176 年 未 満 と 177 年 未 満	177 年 未 満 と 178 年 未 満	178 年 未 満 と 179 年 未 満	179 年 未 満 と 180 年 未 満	180 年 未 満 と 181 年 未 満	181 年 未 満 と 182 年 未 満	182 年 未 満 と 183 年 未 満	183 年 未 満 と 184 年 未 満	184 年 未 満 と 185 年 未 満	185 年 未 満 と 186 年 未 満	186 年 未 満 と 187 年 未 満	187 年 未 満 と 188 年 未 満	188 年 未 満 と 189 年 未 満	189 年 未 満 と 190 年 未 満	190 年 未 満 と 191 年 未 満	191 年 未 満 と 192 年 未 満	192 年 未 満 と 193 年 未 満	193 年 未 満 と 194 年 未 満	194 年 未 満 と 195 年 未 満	195 年 未 満 と 196 年 未 満	196 年 未 満 と 197 年 未 満	197 年 未 満 と 198 年 未 満	198 年 未 満 と 199 年 未 満	199 年 未 満 と 200 年 未 満	200 年 未 満 と 201 年 未 満	201 年 未 満 と 202 年 未 満	202 年 未 満 と 203 年 未 満	203 年 未 満 と 204 年 未 満	204 年 未 満 と 205 年 未 満	205 年 未 満 と 206 年 未 満	206 年 未 満 と 207 年 未 満	207 年 未 満 と 208 年 未 満	208 年 未 満 と 209 年 未 満	209 年 未 満 と 210 年 未 満	210 年 未 満 と 211 年 未 満	211 年 未 満 と 212 年 未 満	212 年 未 満 と 213 年 未 満	213 年 未 満 と 214 年 未 満	214 年 未 満 と 215 年 未 満	215 年 未 満 と 216 年 未 満	216 年 未 満 と 217 年 未 満	217 年 未 満 と 218 年 未 満	218 年 未 満 と 219 年 未 満	219 年 未 満 と 220 年 未 満	220 年 未 満 と 221 年 未 満	221 年 未 満 と 222 年 未 満	222 年 未 満 と 223 年 未 満	223 年 未 満 と 224 年 未 満	224 年 未 満 と 225 年 未 満	225 年 未 満 と 226 年 未 満	226 年 未 満 と 227 年 未 満	227 年 未 満 と 228 年 未 満	228 年 未 満 と 229 年 未 満	229 年 未 満 と 230 年 未 満	230 年 未 満 と 231 年 未 満	231 年 未 満 と 232 年 未 満	232 年 未 満 と 233 年 未 満	233 年 未 満 と 234 年 未 満	234 年
--	-----------------------------	------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	---	---	---	---	---	---	---	---	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----------

【問6】相手との関係

	配偶者	同棲相手	交際相手	その他	有効回答数
性別	男性 71 女性 198	2 13	17 41	0 7	95 253
性・年齢別	20歳代 5 30歳代 6 40歳代 9 50歳代 19 60歳以上 32	1 0 0 0 3	4 3 2 4 16	0 0 0 0 2	10 9 11 25 40
被害時の年齢別	20歳代 9 30歳代 29 40歳代 34 50歳代 61 60歳以上 65	3 3 3 1 3	14 9 1 1 0	0 0 3 2 2	27 44 65 76 25
被害時の年齢別	10歳代 8 20歳代 89 30歳代 147 40歳代 99 50歳代 53 60歳以上 25	6 11 5 2 0 1	14 37 16 2 1 0	3 1 1 2 2 2	25 129 165 108 58 29
全体	271	16	58	8	353

【問7】暴力を受けたときの対応

	相手と別れた	別れ思われなかつた	思われなかつた	無回答	合計
性別	9 43	18 106	58 94	10 10	95 253
性・年齢別	20歳代 0 30歳代 3 40歳代 1 50歳代 3 60歳以上 2	1 1 1 5 10	9 5 7 15 22	0 0 2 2 6	10 9 11 25 40
被害時の年齢別	20歳代 5 30歳代 10 40歳代 10 50歳代 12 60歳以上 5	10 19 17 28 32	11 17 23 32 8	0 0 2 2 2	27 44 65 76 25
被害時の年齢別	10歳代 7 20歳代 29 30歳代 23 40歳代 7 50歳代 0 60歳以上 1	8 47 69 53 32 16	8 51 69 42 23 10	2 2 4 6 3 2	25 129 165 108 58 29
被害時の年齢別	配偶者 28 同棲相手 6 交際相手 21 いない 28 いる 20	109 7 13 18 94	124 3 24 50 89	10 0 0 4 9	271 16 58 100 212
被害時の年齢別	あった 13 なかった 5	50 36	17 66	3 4	83 111
全体	54	124	153	22	353

【問8】相手と別れなかった理由

	た生活的な生活がない	別れたい	相手が子どもが嫌い	相手の反応が怖かった	の相手で、が、期待して反する	自分で悪いのだと思う	世間体を考えて
性別	4 69	44 1	14 95	3 15	10 35	22 26	8 28
性・年齢別	20歳代 1 30歳代 0 40歳代 0 50歳代 1 60歳以上 2	1 0 1 1 2	1 1 6 5 4	1 0 1 1 0	1 0 3 7 4	4 0 1 7 10	0 0 1 2 4
被害時の年齢別	20歳代 6 30歳代 11 40歳代 27 50歳代 23 60歳以上 51	5 5 13 31 36	11 5 13 31 80	2 2 4 8 14	1 5 7 8 27	7 5 4 5 13	3 1 3 4 7
暴力を受けたときとの対応別	別れようと思ったが、別れなかった	22	12	4	20	35	12
全体	73	49	110	18	46	48	36

	老人や病人を抱えていない	と相手思っていた	に自分が必要だ	意相しなかつた	な別とるほどのことでは	その他	有効回答数
性別	5 4	12 20	5 15	5 91	6 22	6 200	76 200
性・年齢別	20歳代 0 30歳代 0 40歳代 2 50歳代 3 60歳以上 3	1 1 4 5 7	1 0 1 3 2	1 0 10 22 15	9 7 10 5 3	1 1 2 3 30	10 6 8 32 21
被害時の年齢別	20歳代 1 30歳代 3 40歳代 0 50歳代 1 60歳以上 3	3 6 20 4 4	4 4 15 22 22	4 1 9 22 6	1 1 1 1 1	6 1 2 5 7	51 64 127
被害時の年齢別	別れようと思ったが、別れなかった	6	18	21	25	13	127
暴力を受けたときとの対応別	別れようと思わなかった	3	14	0	121	15	154
全体	9	32	20	144	28	277	277

性別		年齢	はい	いいえ	無回答	合計
男性	女性					
性・年齢	男性	20歳代	14	75	6	95
		30歳代	3	7	0	10
		40歳代	0	10	1	11
	女性	50歳以上	7	17	1	25
		30歳以上	3	33	4	40
		20歳代	9	18	0	27
被害時の年齢	男性	30歳代	15	25	0	40
		40歳代	15	28	1	44
		50歳代	24	39	2	65
	女性	60歳以上	31	40	5	76
		10歳代	14	11	0	25
		20歳代	45	82	2	129
子どもによる認知なし	男性	30歳代	54	107	4	165
		40歳代	44	59	5	108
		50歳代	22	33	3	58
	女性	60歳以上	9	19	1	29
		子どもによる認知あり	55	61	3	119
		子どもへの暴力や虐待の有無別	12	69	3	84
全体	あった	13	20	0	33	
	なかった	57	111	6	174	
			110	228	15	353

[illegible]

【問12】子どもによる認知

		い 子 な い も い も は	見 子 い と も は	た 子 つ か て い	子 や い い も の こ え の こ え の こ え	見 子 い も の こ え の こ え	か 子 つ ら な い も の こ え	そ の 他	い わ か ら な	無 回 答	合 計
性 別	男 性	34	11	11	11	18	1	7	13	95	
	女 性	66	58	38	38	51	8	7	25	253	
性 ・ 年 齢 別	20歳代	7	0			0	1	0	0	2	10
	30歳代	7	1			0	0	0	0	1	9
	40歳代	4	1			2	2	0	2	0	11
	50歳代	7	5			3	5	1	0	4	25
	60歳以上	9	4			6	10	0	5	6	40
	20歳以下	20	1			1	2	0	1	2	27
女 性	30歳代	17	7			4	7	0	0	5	40
	40歳代	12	11			5	9	3	1	3	44
	50歳代	9	20			13	17	2	2	2	65
	60歳以上	7	19			15	16	3	3	13	76
全 体		100	70	49	49	69	9	15	41	353	

【問13】子どもの変化

[illegible]

【問14】子どもへの暴力や虐待の有無

		あ	た	な	か	っ	無	回	答	合
性 別	男性	6	40	2	48					
	女性	27	132	3	162					
性・年 齢 別	20歳代	0	1	0	1					
	30歳代	1	0	0	1					
	40歳代	1	6	0	7					
	50歳代	2	11	1	14					
	60歳以上	2	22	1	25					
	20歳代	1	4	0	5					
	30歳代	1	17	0	18					
	40歳代	8	21	0	29					
性 別	男性	11	43	0	54					
	女性	6	47	3	56					
全 体		33	174	5	212					

【問11】相談しなかった理由

[illegible]

性 男性	26	39	71
性 女性	63	67	179
全体	91	107	252

[illegible]

性 別	男性	250	63	245	135	445	135	142	325	149	38	62	117
性 別	女性	26	7	26	7	26	7	15	4	6	8	10	10
性 別	20歳代	36	5	36	5	36	5	10	21	6	11	10	11
性 別	30歳代	28	6	28	6	28	6	8	16	8	3	5	12
性 別	40歳代	61	17	61	17	61	17	21	31	8	11	9	26
性 別	50歳代	99	28	99	28	99	28	31	66	12	31	28	58
性 別	60歳以上	41	17	41	17	41	17	16	25	4	17	13	17
性 別	20歳代	77	21	77	21	77	21	24	68	12	26	15	52
性 別	30歳代	91	27	91	27	91	27	23	66	8	26	11	33
性 別	40歳代	107	38	107	38	107	38	44	89	12	32	25	52
性 別	50歳代	128	32	128	32	128	32	35	77	9	31	38	49
性 別	60歳以上	178	65	178	65	178	65	77	113	24	64	45	80
性 別	被害経験の有無別	434	106	434	106	434	106	129	309	49	107	94	207
性 別	被害経験の有無別	30	14	30	14	30	14	19	12	5	18	5	9
性 別	暴力を受けたとき別の対応別	66	26	66	26	66	26	23	49	10	25	19	36
性 別	暴力を受けたとき別の対応別	75	21	75	21	75	21	31	46	7	16	17	32
性 別	全体	701	201	701	201	701	201	237	477	85	196	164	323
性 別	男性	106	197	106	197	106	197	56	50	43	54	5	467
性 別	女性	229	312	229	312	229	312	53	82	121	98	14	808
性 別	20歳代	23	11	23	11	23	11	8	3	10	3	2	55
性 別	30歳代	16	30	16	30	16	30	7	15	6	5	1	62
性 別	40歳代	16	19	16	19	16	19	4	6	1	4	0	47
性 別	50歳代	26	53	26	53	26	53	9	4	12	12	0	102
性 別	60歳以上	25	84	25	84	25	84	28	22	14	30	2	201
性 別	20歳代	31	30	31	30	31	30	5	14	14	11	2	81
性 別	30歳代	53	50	53	50	53	50	10	25	28	13	3	150
性 別	40歳代	57	46	57	46	57	46	4	16	22	17	4	141
性 別	50歳代	46	80	46	80	46	80	14	14	32	25	3	186
性 別	60歳以上	42	105	42	105	42	105	20	13	25	32	2	249
性 別	被害経験の有無別	84	130	84	130	84	130	32	39	39	45	7	353
性 別	被害経験の有無別	215	320	215	320	215	320	60	83	103	87	10	765
性 別	暴力を受けたとき別の対応別	9	14	9	14	9	14	3	10	7	10	2	54
性 別	暴力を受けたとき別の対応別	28	42	28	42	28	42	12	17	15	17	1	124
性 別	暴力を受けたとき別の対応別	42	68	42	68	42	68	15	9	15	13	3	153
性 別	全体	337	512	337	512	337	512	109	132	166	155	19	1,291

【問20】京都市の施策の認知

	のた京	所母	住親	補設京	の母	テD	シ配
	暴力専ウ男イ女共相シ参画セ	母子生活支援施設への入	親民基本台帳の閲覧等の	助設都金(民間緊急一時保護)	講た子家の庭・自立支援被害者コ	イア被害者講支援助ボラ	ン偶ボシ暴ウム防止に關する
性 別	男性 104 女性 154	95 187	85 85	29 51	20 35	14 6	48 66
性・年齢 別	20歳代 9 30歳代 10 40歳代 7 50歳代 31 60歳以上 47	7 5 8 29 46	5 3 6 22 49	2 3 0 8 16	2 2 1 5 10	1 2 0 3 8	6 6 2 18 16
	20歳代 10 30歳代 26 40歳代 30 50歳代 35	9 24 38 53	4 10 19 21	3 5 8 10	2 7 11 11	2 1 1 2	6 2 10 12
	60歳以上 53	63	30	24	4	0	21
	全体 259	285	171	82	56	21	114

	カレ配	外	有
	にシ偶	国	効
	悩ト者	語、市	効
	んー暴	タ中民	回
	で市	ガ国用	答
	い偶防	口語発	数
	る者止	語)ハリー	
	あやの	ング	
	な恋た	レ	
	た人め	フ	
	へらりの	レ	
	「」の	ト	
	暴フ		
性 別	男性 32 女性 86	9 11	3 2
性・年齢 別	20歳代 2 30歳代 4 40歳代 5 50歳代 11 60歳以上 10	1 0 0 2 6	1 0 0 1 1
	20歳代 17 30歳代 17 40歳代 28 50歳代 14	3 3 5 0	0 1 0 1
	60歳以上 118	20	5
	全体 118	20	5

【問21】配偶者暴力防止法の認知

	の法	なて法	の法	無	合
	内容が	いいが	内容が	回	計
	もあ	るが	もあ	答	
	るこ	あ	るこ		
	とて	る	とて		
	い	は	い		
	る	知	る		
	そ	ら	そ		
性 別	男性 43 女性 56	276 464	133 255	15 33	467 808
性・年齢 別	20歳代 5 30歳代 5 40歳代 2 50歳代 19 60歳以上 12	31 31 28 61 125	18 25 16 20 54	1 1 1 2 10	55 62 47 102 201
	20歳代 6 30歳代 5 40歳代 12 50歳代 12 60歳以上 21	37 79 86 114 147	36 66 42 56 55	2 0 1 4 26	81 150 141 186 249
	20歳代 11 30歳代 10 40歳代 14 50歳代 31 60歳以上 34	68 110 114 175 272	54 91 58 76 109	3 1 2 6 36	136 212 188 288 451
	被害経験 被害経験がある の有無別 被害経験がない	30 469	120 223	13 15	353 765
全体	100	746	389	56	1,291

ご記入にあたってのお願い

- 1 封筒のあて名の方ご本人が、お答えください。
- 2 記入が終わりましたら、この調査票を同封の返信用封筒（切手不要）に入れて、7月18日（水）までに 投函してください。
- 3 この調査は無記名方式で、回答の結果はコンピュータで集計しますので、個人が特定されることは一切ありません。また、ご回答いただいた内容をこの調査以外で使用することはありません。
- 4 年齢などご本人に関する回答は、この調査票の記入日現在の状況でお書きください。
- 5 問1から順に、各質問ごとに用意してある選択肢の中から、該当する番号に○をつけてください。○をつける数は、「あてはまるもの1つ」、「あてはまるものすべて」など質問によって異なりますので、指示に従ってください。
- 6 質問によっては、回答していただく方が限られている場合があります。その場合は、矢印（→）に従って、指定された次の質問に進んでください。

この調査についてのお問合せは、下記までお願いします。

京都市 文化市民局 共同参画社会推進部 男女共同参画推進課
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地
TEL 075-222-3091（直通） FAX 075-222-3223
E-mail danjo@city.kyoto.jp

平成19年6月
京 都 市

3 調査票

問1 あなたは、次のようなことが夫婦や交際の間の男女の間で行われた場合、それを暴力だと思えますか。（A～Jそれぞれ あてはまる番号1つに○）

	暴 力 に あ た る と 思 う	暴 力 に あ た る と 思 わ な い	暴 力 に あ た る と 思 わ な い
A 手でぶったり、足でける	1	2	3
B 物を投げつける	1	2	3
C なぐるふりをして、おどす	1	2	3
D いやがっているのに性的な行為を強要する	1	2	3
E 見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せる	1	2	3
F 何を言っても長期間無視を続ける	1	2	3
G 「誰のおかげで生活できるんだ」とか、「かいし ようなし」などと言う	1	2	3
H 大声でどなる	1	2	3
I 交友関係や電話、メールを細かく監視する	1	2	3
J 金の使い道を細かくチェックしたり、生活費を渡 さない	1	2	3

問2 夫婦や交際の間の男女間の暴力についてどのように思えますか。（あてはまるものすべてに○）

1	どんな理由があっても暴力はふるべきではないと思う
2	暴力を受ける方にも問題があるのではないかとと思う
3	暴力をふるう人は異常な人だと思ふ
4	夫婦（交際の間の男女）間のケンカの種類で暴力にはあたらなと思う
5	暴力は個人的な問題ではなく、社会的な対策が必要な問題だと思ふ
6	暴力をふるう相手とは別れたらいいと思ふ
7	その他（具体的に.....）

あなたのことについてお聞きします

問3 あなたには、配偶者や交際相手から次のようなことをされた経験がありますか。
(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|---|------|
| 1 以下のようなこと（暴力）を受けたことはない | 問15へ |
| 2 手をあげられたことがある | |
| 3 なぐられたり、けられたりした | |
| 4 物を投げつけられたり、蹴されたりした | |
| 5 子どもの目の前で暴力をふるわれたり、子どもに暴力をふるった | |
| 6 暴力によってケガをし、医者にかかったことがある | |
| 7 「バカだ」「変だ」「何も知らない」「おれ（私）が養ってやっている」「父親（母親）失格だ」「家計のやりくりが下手だ」「おれ（私）が養ってやっている」などとのしられた | |
| 8 何を言ってもしても、無視された | |
| 9 病気の時や妊娠中に冷たくされた | |
| 10 悪くもないのに謝られるなど、したくないことを強制された | |
| 11 実家の親・きょうだい、友人との付き合いをいやがられたり、禁止された | |
| 12 外出を制限されたり、電話をチェックされたり、手紙を開封されたりした | |
| 13 金の使い道を細かくチェックされたり、生活費を渡されなかったりした | |
| 14 異性関係を疑われたり、気がすまないと伝えているのにセックスさせられた | |
| 15 避妊に協力してくれなかったり、中絶を強要された | |
| 16 その他（具体的に.....） | 問4へ |

問4 上記の経験がある場合、それらの行為はどのくらいの期間続きましたか
(続いていますか)。
(あてはまるもの1つに○)

- | | |
|----------------|------------|
| 1 継続的なものではなかった | 3 1年～3年未満 |
| 2 1年未満 | 5 5年～10年未満 |
| 4 3年～5年未満 | 7 20年以上 |
| 6 10年～20年未満 | |

問5 上記の行為を受けた（受けている）ときの、あなたの年齢はいくつでした（です）か。
(あてはまるものすべてに○)

- | | | |
|--------|--------|---------|
| 1 10歳代 | 2 20歳代 | 3 30歳代 |
| 4 40歳代 | 5 50歳代 | 6 60歳以上 |

問6 あなたに 問3の2～16のような行為を行った相手は、あなたから見ると
どのような関係にあった（ある）人ですか。当時の関係でお答えください。
(あてはまるものすべてに○)

- 1 配偶者
- 2 同棲相手
- 3 交際相手
- 4 その他（具体的に.....）

問7 あなたは、問3の2～16のような行為を受けたとき、どうしましたか。
(あてはまるもの1つに○)

- | | |
|--------------------|-----|
| 1 相手と別れた | 問9へ |
| 2 別れようと思ったが、別れなかった | } |
| 3 別れようとは思わなかった | |

問8 あなたが 問3の2～16のような行為を行う相手と別れなかった（別れない）理由は、どんなことですか。
(あてはまるもの3つまでに○)

- 1 経済的な不安があり、生活していくメドがたたない
- 2 別れでも行くところがない
- 3 子どものこと（親権・子どもの意思・環境）が気がかり
- 4 相手の反応が怖かった
- 5 相手が謝って反省するので、変わってくれるのではと期待した
- 6 自分が悪いのだと思っていた
- 7 混乱して、どうしていいのか考えることができなかった
- 8 世間体を考えて
- 9 老人や病人を抱えている
- 10 相手には自分が必要だと思った
- 11 相手が別れることに同意しなかった
- 12 別れるほどのことではないと思った
- 13 その他（具体的に.....）

問9 配偶者や交際相手からの暴力の状況をだれかに相談したことがありますか。

1	はい	→	問10へ	2	いいえ	→	問11へ
---	----	---	------	---	-----	---	------

問10 問9で「はい」と答えた方におたずねします。だれ（どこ）に相談しましたか。
(あてはまるものすべてに○)

1	配偶者暴力相談支援センター（婦人相談所）
2	警察
3	法務局、人権擁護委員
4	男女共同参画センター／女性センター
5	福祉事務所、保健所
6	上記以外の公的な機関（具体的に.....）
7	民間の専門家や専門機関（弁護士、カウンセリング機関、民間緊急一時保護施設（民間シェルター）、NPO団体など）
8	医療関係者（医師、看護師など）
9	学校関係者（教員、養護教員、スクールカウンセラーなど）
10	家族・親戚
11	友人・知人
12	その他（具体的に.....）

問11 問9で「いいえ」と答えた方におたずねします。だれ（どこ）にも相談しなかったのは、なぜですか。
(あてはまるものすべてに○)

1	だれ（どこ）に相談してよいのかわからなかった
2	相談してもむだだと思った
3	相談したことがわかると、仕返しを受けたりもっとひどい暴力を受けると思った
4	相談しても、自分のせいにされたり、我慢するように言われるのではないかと思った
5	自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていけると思った
6	混乱して、どうしていいのかわかることができなかった
7	世間体が悪いので、他人に知られたくないと思った
8	他人を巻き込みたくなかった
9	他人に知られると、これまで通りのつきあい（仕事や学校などの人間関係）ができなくなると思った
10	そのことについて思い出さなくなかった
11	自分に悪いところがあると思った
12	相手の行為は愛情の表現だと思った
13	相談するほどのことではないと思った
14	その他（具体的に.....）

問12 あなたのお子さんは、あなたが問3の2～16のような行為を受けたことを知っていましたか。(お子さんが18歳以上の場合は、18歳になるまでの頃についてお答えください。)

1	子どもは知らない	→	問15へ
2	子どもは見えていた	}	問13へ
3	子どもは見えていないが、音や声、様子から知っていた		
4	子どもは知らなかった		
5	その他（具体的に.....）		
6	わからな		

問13 あなたが問3の2～16のような行為を受けたあと、お子さんになにか変化はありましたか。
(あてはまるものすべてに○)

1	大人の顔色をうかがうようになった
2	夜なかなか寝なくなった
3	急に甘えるようになったり、赤ちゃんがえりした
4	おもらしするようになった
5	言葉を話さなくなった
6	その他（具体的に.....）
7	特に変化はなかった

問14 あなたが問3の2～16のような行為を受けたとき、あなたのお子さんに對しても暴力や虐待がありましたか。

1	あった	2	なかった
---	-----	---	------

周囲の方のことにしてお聞きします

問 15 あなたの周囲で、配偶者や交際相手から暴力を受けている（受けた経験のある）人を知っていますか。
（あてはまるもの1つに○）

- 1 知っている

2 もしかしから暴力を受けているかもしれないと思う人がいる

3 知らない
- 問 16 へ

問 16 暴力を受けている（受けた経験のある）人は、あなたから見てどのような関係の人ですか。
（あてはまるものすべてに○）

- 1 親

2 兄弟姉妹

3 子・孫

4 友人・知人

5 近所の住民

6 その他（具体的に.....）

問 17 暴力を受けている（かもしれない）ことに気づいて、あなたはどうしましたか。
（あてはまるものすべてに○）

- 1 暴力をふるっている人に対して、暴力をやめるよう話した

2 暴力を受けている人に対して、我慢するよう話した

3 暴力を受けている人をかくまったり、逃がしたりした

4 暴力を受けている人にお金を貸したり、部屋を借りる時の保証人になったりした

5 暴力を受けている人を医療機関や相談機関に連れて行った

6 暴力を受けている人に相談先を紹介した

7 警察に通報した

8 どう対応したらいいかわからず、何もしなかった

9 トラブルに巻き込まれただけだったので、何もしなかった

10 他人のことなので口出しすべきでないと思い、何もしなかった

11 暴力かどうか判断がつかず、何もしなかった

12 その他（具体的に.....）

配偶者等からの暴力防止や被害者支援についてお聞きします

問 18 夫婦や交際の男女間における暴力を防止するためには、どのようなことが必要だと思いますか。
（あてはまるもの3つまでに○）

- 1 家庭で保護者が子どもに対し、暴力を防止するための教育を行う

2 学校または大学で児童・生徒・学生に対し、暴力を防止するための教育を行う

3 地域で、暴力防止のためのネットワークづくりなどを行う

4 暴力防止のための広報・啓発活動を積極的に行う

5 暴力を振るったことのある者に対し、二度と繰り返さないための教育を行う

6 加害者への罰則を強化する

7 暴力を助長するおそれのある情報（雑誌、コンピューターソフトなど）を取り締まる

8 その他（具体的に.....）

9 特になし

問 19 配偶者等からの暴力の被害者は、精神的にも経済的にも困難な状況におかれています。被害者への支援施策としてどのようなことが必要だと思いますか。
（あてはまるもの3つまでに○）

- 1 暴力をふるう相手から一時的に逃れる場所の提供

2 当面の生活費の貸付け

3 生活保護や児童扶養手当（※1）支給に係る手続の迅速化、条件緩和等

4 母子生活支援施設（※2）やステップハウス（※3）など、自立のための準備期間を過ぎず中間的な施設の増設

5 民間賃貸住宅の契約時の身元保証

6 公的賃貸住宅への優先入居や入居条件の緩和等（保証人、住民票の有無等）

7 就労のための技能・資格取得の支援

8 仕事の紹介・斡旋、就職時の身元保証

9 心理カウンセリング

10 身近な相談窓口の充実

11 友だち・仲間づくりの支援

12 職務関係者（官公庁、病院、学校など）の不適切な言動（「あなたにも悪い点がある」という発言など）による、二次的な被害の防止

13 子どもへのカウンセリング

14 保育所や学童保育の入所についての配慮

15 その他（具体的に.....）

※1 母子家庭等に支給される手当
※2 様々な事情で生活が困難な母子世帯等を保護するとともに、自立促進のための支援を行う施設
※3 配偶者等からの暴力の被害者が、緊急一時保護のあと、就労など自立の準備をしながら生活する施設

問 20 京都市が行っている配偶者等からの暴力の防止に関する次の施策を知っていますか。
(あてはまるものすべてに○)

1	京都市男女共同参画センター ウィングス京都での暴力専門相談の実施
2	母子生活支援施設への入所
3	住民基本台帳の閲覧等の制限
4	京都市民間緊急一時保護施設 (民間シェルター) 補助金交付事業
5	母子家庭・DV(※)被害者等のための自立支援パソコン講座
6	DV(※)被害者支援ボランティア入門講座
7	配偶者暴力防止に関するシンポジウム
8	配偶者暴力防止のためのリーフレット「配偶者や恋人からの暴力に悩んでいるあなたへ」
9	外国籍市民用啓発リーフレット (英語, 中国語, ハンガール語, タイ語, タガログ語)
10	その他 (具体的に.....)

※ 配偶者等からの暴力 (ドメスティック・バイオレンス) の略称

問 21 あなたは、配偶者暴力防止法(※)について知っていますか。
(あてはまるもの1つに○)

1	法律があることも、その内容も知っている
2	法律があることは知っているが、内容は知らない
3	法律があることも、その内容も知らない

※ 正式名称「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」。配偶者からの暴力に関する相談等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力を防止し、被害者の保護を図ることを目的として、平成13年10月に施行されました。

あなたご自身のことについてお聞きします

問 22 あなたの性別は。

1	男	2	女
---	---	---	---

問 23 あなたの年齢はおいくつですか。

1	20 歳代	2	30 歳代	3	40 歳代
4	50 歳代	5	60 歳以上		

問 24 あなたの世帯構成は、次のうちどれにあたりますか。

(あてはまるもの1つに○)

1	自分一人だけの世帯 (単身世帯)
2	夫婦 (事実婚を含む) のみの世帯
3	親と子 (一番下の子が 18 歳未満) の世帯
4	親と子 (一番下の子が 18 歳以上) の世帯
5	親と子と孫の世帯 (3 世代世帯)
6	その他 (具体的に.....)

※同居の子が結婚している場合は「5」に○してください

問 25 あなたの職業は次のどれにあたりますか。(あてはまるもの1つに○)

1	正職員・正社員	2	派遣社員・パート・アルバイト
3	自営業 (農林業を含む)	4	家事手伝い・内職
5	学生	6	無職
7	その他の仕事 (具体的に.....)		

自由記載欄

京都市の配偶者等からの暴力の防止に関する施策について、ご意見など自由に
お書きください。

[illegible]

ご協力ありがとうございました。

配偶者等からの暴力に関する調査 報 告 書

発行年月 平成20年3月

京都市 文化市民局 共同参画社会推進部 男女共同参画推進課

〒604 - 8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

TEL 075-222-3091 FAX 075-222-3223

URL http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/soshiki/6-1-2-0-0_1.html

京都市印刷物 第193179号